

(平成 25 年度広島県委託業務「NPT 体制等貢献事業」)

ひろしまレポート

—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る動向：2014 年—



公益財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター

平成 26 年 3 月

(平成 25 年度広島県委託業務「NPT 体制等貢献事業」)

ひろしまレポート

—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る動向：2014 年—

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター

公益財団法人 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル 3階
<http://www.epdnp.jp/>
<http://hiroshima-report.blogspot.jp/>

ひろしまレポート

－ 核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る動向：2014年 －

目次

序文	iii
はじめに—実施方法	1
第1部 報告書—核軍縮、核不拡散及び核セキュリティを巡る2013年の動向	5
1. 核軍縮	5
(1) 核兵器の保有数（推計）	5
(2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	7
A) 日本、新アジェンダ連合（NAC）及び非同盟運動（NAM）諸国がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	
B) 核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	
C) 重要な政策の発表、活動の実施	
D) 核兵器の人道的結末	
(3) 核兵器の削減	15
A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	
B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画	
C) 核兵器能力の強化・近代化の動向	
(4) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減	21
A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	
B) 「唯一の目的」、先行不使用、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント	
C) 消極的安全保証	
D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	
E) 拡大核抑止への依存	
(5) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大限化	25
(6) 包括的核実験禁止条約（CTBT）	25
A) CTBT署名・批准	
B) CTBT発効までの間の核爆発実験モラトリアム	
C) 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	
D) CTBT検証システム発展への貢献	
E) 核実験の実施	
(7) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	29
(8) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	30
(9) 核兵器削減の検証	33
(10) 不可逆性	33
A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画	
B) 核兵器関連施設などの解体・転換	
C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和目的への転換など	
(11) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	35
(12) 広島での平和記念式典への参列	36

2. 核不拡散	37
(1) 核不拡散義務の遵守	37
A) 核兵器不拡散条約 (NPT) への加入	
B) NPT第1条及び第2条、並びに関連安保理決議の遵守	
C) 非核兵器地帯	
(2) 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置 (NPT締約国である非核兵器国)	41
A) IAEA保障措置協定の署名・批准	
B) IAEA保障措置協定の遵守	
(3) IAEA保障措置 (核兵器国及びNPT非締約国)	44
(4) IAEAとの協力	45
(5) 核関連輸出管理の実施	46
A) 国内実施システムの確立及び実施	
B) 追加議定書締結の供給条件化	
C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行	
D) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	
E) NPT非締約国との原子力協力	
(6) 原子力平和利用の透明性	52
3. 核セキュリティ	53
(1) 兵器利用可能な核分裂性物質の保有量及び関連する施設・活動	54
(2) 核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、参加、国内体制への反映	58
A) 核セキュリティ関連の条約等への加入状況	
B) 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版	
(3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	62
A) 民生利用における高濃縮ウラン (HEU) の最小限化	
B) 不法移転の防止	
C) 国際評価ミッションの受け入れ	
D) 技術開発—核鑑識	
E) キャパシティ・ビルディング及び支援活動	
F) IAEA核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	
G) 国際的な取組への参加	
第2部 評価書	71
1. 各分野別の取組状況	72
(1) 核軍縮	72
(2) 核不拡散	74
(3) 核セキュリティ	75
2. 国別評価	76
(1) 核兵器国	76
(2) NPT非締約国	86
(3) 非核兵器国	92
(4) その他	136
略語表	138
評価一覧	

序文

『ひろしまレポート—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る動向：2014年』（以下、『ひろしまレポート2014年』）は、平成25年度に広島県から委託を受け、（公財）日本国際問題研究所が実施した「NPT体制等貢献事業」の調査・研究の成果である。2013年3月に刊行された『ひろしまレポート—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る動向：2010～2012年』（以下、『ひろしまレポート2013年』）に続き、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する具体的措置・提案の2013年の実施状況を取りまとめた。

核兵器廃絶の見通しは依然として立たないばかりか、逆に核兵器を巡る状況は複雑化している。核兵器不拡散条約（NPT）上の5核兵器国（中国、フランス、ロシア、英国、米国）からは、核兵器保有の放棄に向けた具体的な動きは見られない。逆に、程度の差はあれ、核戦力の近代化や運搬手段の更新などといった核抑止の中長期的な維持を見据えた施策を講じている。NPT非締約国で核兵器の保有を公表したインド及びパキスタンは、中国をも交えた南アジアにおける核のトライアングルのなかで、やはり核戦力の強化を追求している。同じくNPT非締約国のイスラエルは、核に関する「曖昧政策」を維持しているものの、核兵器を保有しているとみられる。NPT脱退を表明した北朝鮮はこれまでに3回の核爆発実験を実施した。イランの核問題については解決に向けた進展の兆しもみられるが、依然として楽観はできない。さらに、核兵器の取得に新たに関心を持つ国が出現しないとの保証はなく、グローバル化の進展とも相まって、非国家主体による核兵器の取得・使用への懸念が高まることも考えられる。また、原子力平和利用に対する関心の高まりは、核不拡散や核セキュリティへのリスクの高まりをもはらむものである。このような核兵器を巡る情勢を踏まえ、国際社会において、核軍縮、核不拡散、核セキュリティの一層の強化・推進が求められているにもかかわらず、それらにかかる多くの措置が停滞を余儀なくされているという状況が続いている。

こうした中、核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各国の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析して「報告書」及び「評価書」にまとめ、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会における議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート2014年』の目的である。

各対象国の核軍縮などに向けた取組状況の調査・分析・評価を実施し、「報告書」及び「評価書」を作成する実施体制として、研究委員会が設置された。同委員会は、平成25年度内に2回の会合を開催し、それらの内容などにつき議論を行った。

研究委員会のメンバーは下記のとおりである。

主 査：阿部信泰（日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター所長）

研究委員：秋山信将（一橋大学教授）

川崎哲（ピースボート共同代表）

菊地昌廣（核物質管理センター理事）

黒澤満（大阪女学院大学教授）

濱田和子（日本原子力研究開発機構上級研究員）

水本和実（広島市立大学広島平和研究所副所長）

戸崎洋史（日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター主任研究員）（兼幹事）

岡田美保（日本国際問題研究所研究員）

作成された「報告書」のドラフトに対して、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの分野において第一線で活躍する、下記の国内外の著名な研究者や実務家より貴重なコメント及び指摘を頂いた。

マーク・フィッツパトリック (Mark Fitzpatrick) 国際戦略研究所不拡散・軍縮プログラム部長

川口順子 明治大学国際総合研究所特任教授

ジョン・シンプソン (John Simpson) サウサンプトン大学名誉教授

『ひろしまレポート・ブログ (Hiroshima Report Blog)』には、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの核問題に関する第一人者からの論考を得た。また、報告書の執筆にあたり、西田充氏 (外務省) より事実関係に関するコメントを頂いた。記して謝意を表す。

はじめに—実施方法

(1) 調査、分析及び評価する具体的措置

『ひろしまレポート2013年』では、以下の4つの文書に盛り込まれたものを軸に、調査、分析及び評価する具体的措置として、61の評価項目（核軍縮：28項目、核不拡散：17項目、核セキュリティ：16項目）を選定した。

- 2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で採択された最終文書に含まれた行動計画と1995年中東決議の実施
- 核不拡散・核軍縮国際委員会（ICNND）の提言
- 2012年NPT運用検討会議の準備委員会で日本が提出した提案
- 平和市長会議の「核兵器廃絶の推進に関する決議文」（2011年）

評価項目の選定にあたっては、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの推進・強化に重要な役割を果たし、「核兵器のない世界」に向けた取組の検討に資すること、並びに客観的な分析及び評価が可能で、各国の取組の状況・態様が明確化することなどを基準とした。『ひろしまレポート2014年』では、同様の基準の下、以下に挙げる64項目（核軍縮：31項目、核不拡散：17項目、核セキュリティ：16項目）について調査、分析及び評価を行った（下線は、『ひろしまレポート2014年』で新たに追加された項目）。

1. 核軍縮

- (1) 核兵器の保有数（推計）
- (2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント
 - A) 日本、新アジェンダ連合（NAC）及び非同盟運動（NAM）諸国がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動
 - B) 核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動
 - C) 重要な政策の発表、活動の実施
 - D) 核兵器の人道的結末
- (3) 核兵器の削減
 - A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減
 - B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画
 - C) 核兵器能力の強化・近代化の動向
- (4) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減
 - A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状
 - B) 「唯一の目的」、先行不使用、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント
 - C) 消極的安全保証
 - D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准
 - E) 拡大核抑止への依存
- (5) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化
- (6) 包括的核実験禁止条約（CTBT）
 - A) CTBT署名・批准
 - B) CTBT発効までの間の核爆発実験モラトリアム
 - C) 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力
 - D) CTBT検証システム発展への貢献

E) 核実験の実施

- (7) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)
- (8) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性
- (9) 核兵器削減の検証
- (10) 不可逆性
 - A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画
 - B) 核兵器関連施設などの解体・転換
 - C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和目的への転換など
- (11) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携
- (12) 広島の平和記念式典への参列

2. 核不拡散

- (1) 核不拡散義務の遵守
 - A) 核兵器不拡散条約 (NPT) への加入
 - B) NPT第1条及び第2条、並びに関連安保理決議の遵守
 - C) 非核兵器地帯
- (2) 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置 (NPT締約国である非核兵器国)
 - A) IAEA保障措置協定の署名・批准
 - B) IAEA保障措置協定の遵守
- (3) IAEA保障措置 (核兵器国及びNPT非締約国)
- (4) IAEAとの協力
- (5) 核関連輸出管理の実施
 - A) 国内実施システムの確立及び実施
 - B) 追加議定書締結の供給条件化
 - C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行
 - D) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加
 - E) NPT非締約国との原子力協力
- (6) 原子力平和利用の透明性

3. 核セキュリティ

- (1) 兵器利用可能な核分裂性物質の保有量及び関連する施設・活動
- (2) 核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、参加、国内体制への反映
 - A) 核セキュリティ関連の条約等への加入状況
 - B) 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版
- (3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組
 - A) 民生利用における高濃縮ウラン (HEU) の最小限化
 - B) 不法移転の防止
 - C) 国際評価ミッションの受け入れ
 - D) 技術開発—核鑑識
 - E) キャパシティ・ビルディング及び支援活動

F) IAEA核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金

G) 国際的な取組への参加

(2) 対象国

『ひろしまレポート2013年』で調査対象とされた19カ国（NPT上の5核兵器国、NPTに加入せず核兵器を保有している（とみられる）3カ国、並びに非核兵器国の中で核兵器拡散の懸念が持たれている国、及び核問題でとりわけ重要な役割を果たしてきた国（地理的要素も勘案））に加えて、『ひろしまレポート2014年』では、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）参加国、NAC参加国、「核兵器の人道的結末」に関する共同声明の参加国などの中から核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの分野で積極的に活動する国、また核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの今後の推進に重要だと思われる国として12カ国を追加し、計31カ国について調査、分析及び評価を行った。対象国は、下記のとおりである（下線は『ひろしまレポート2014年』で新たに追加された国）。

- NPT上の5核兵器国：中国、フランス、ロシア、英国、米国
- NPT非締約国：インド、イスラエル、パキスタン
- 非核兵器国：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）
- その他：北朝鮮*

(3) 調査、分析及び評価の方法

調査対象国の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する2013年の動向について、各国政府の公式見解（NPT運用検討会議準備委員会、国連総会、IAEA総会、ジュネーブ軍縮会議（CD）などでの演説及び作業文書、その他政府発表の文書）をはじめとする公開資料を用いて調査、分析及び評価を行った。

評価については、項目ごとに可能な限り客観性に留意した評価基準を設定し、これに基づいて各国の取組や動向を採点した。

本事業の研究委員会は、各国のパフォーマンスを採点する難しさ、限界及びリスクを認識しつつ、優先課題や緊急性についての議論を促すべく核問題への関心を高めるために、こうしたアプローチが有益であると考えた。

各具体的措置には、それぞれの分野（核軍縮、不拡散、核セキュリティ）内での重要性を反映して、異なる配点がなされた。この「重要性」の程度は、本事業の研究委員会による検討を通じて決定された。他方、それぞれの分野に与えられた「最高評点」の程度は、他の分野との相対的な重要性の軽重を意味するものではない。つまり、核軍縮（最高評点94点）は、核不拡散（最高評点61点）あるいは核セキュリティ（最高評点41点）の2倍程度重要だと研究委員会が考えているわけではない。

「核兵器の保有数」（核軍縮）及び「兵器利用可能な核分裂性物質の保有量」（核セキュリティ）については、より多くの核兵器、または兵器利用可能な核分裂性物質を保有する国は、その削減あるい

* NPT締約国は、1993年及び2003年の北朝鮮によるNPT脱退宣言に対して同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない一方で、北朝鮮は2006年、2009年、2013年の3回にわたって核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

はセキュリティ確保により大きな責任があるとの考えにより、多く保有するほどマイナスの評価とした。研究委員会は、「数」あるいは「量」が唯一の決定的な要因ではなく、核軍縮、不拡散及び核セキュリティにはミサイル防衛、生物・化学兵器、あるいは通常兵器の不均衡などといった他の要因も影響を与えることを十分に認識している。しかしながら、そうした要因は、客観的（無論、相対的なものではあるが）な評価基準の設定が難しいこともあり、これらを評価項目には加えなかった。また、『ひろしまレポート2013年』に対して寄せられた意見を受け、国家安全保障への核兵器への依存、及び核実験の実施に関しては、その程度によってマイナスの評価を行った。

第1部 報告書—核軍縮、核不拡散及び核セキュリティを巡る2013年の動向

1. 核軍縮*

(1) 核兵器の保有数（推計）

本報告書執筆時点で、核兵器の保有を公表しているのは8カ国である。このうち、中国、フランス、ロシア、英国及び米国は、核兵器不拡散条約（NPT）第9条3項で「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と定義される「核兵器国」（nuclear-weapon states）である。これら5核兵器国の他に、核爆発実験を実施し、核兵器の保有を公表しているのは、NPT非締約国のインド及びパキスタン、並びにNPTからの脱退を1993年及び2003年に宣言した北朝鮮である。もう一つのNPT非締約国であるイスラエルは、核兵器の保有を肯定も否定もしない「曖昧政策」を維持しているが、核兵器を保有していると広く考えられている（イスラエルによる核爆発実験の実施は、これまでのところ確認されていない）。本報告書では、NPT上の核兵器国以外に、核兵器の保有を公表しているか、あるいは核兵器を保有しているとみられる上記の4カ国を「核兵器保有国」（nuclear-armed states）と称する。

後述するように、中国を除く4核兵器国は核兵器の配備数や将来的な核兵器の保有数に関する上限などを明らかにしている。しかしながら、核兵器の保有数に関する上限を公表しているフランス及び英国を除けば、核兵器（保有）国はいずれも、自国が持つ核兵器の総数（配備、非配備、廃棄待ちなど含む）を公表しているわけではない¹。表1-1に挙げる各国の核兵器保有数は、欧米などの民間研究機関などの調査に基づいて、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）が推計したものである。世界に存在する核兵器の総数は、前年の1万9,000発から減少は見られるが、依然として1万7,000発を数える。このうちの90%以上を米国及びロシアが保有している。

中国、インド及びパキスタンの核弾頭数は、前年からそれぞれ10発程度増加したと見積られた。中国外務省の洪磊報道官は記者会見で、中国が核戦力を増強しているとのSIPRIの分析に対して、「中国はいかなる形でも核軍備競争に参加せず、国家安全保障に必要な最低水準の核能力に常に留めている」と反論した²。中国が保有する核戦力については、SIPRI、あるいは米国の研究者による250発程度という推計に加えて、実際には800～900発程度を配備しているのではないかというロシアの研究者の見積りもある³。他の核兵器国とは異なり、過去、現在あるいは将来の核戦力数などを一切公表しないという中国の透明性の低さが、信憑性の問題はおくとしても様々な見積りを生じさせている。

* 第1章「核軍縮」は、戸崎洋史により執筆された。

¹ この点について、テルトレ（Bruno Tertrais）は、「ストックパイルには核兵器としての機能を果たさないものや非破壊実験に用いられるものなど、『核兵器』とは呼べないようなものが含まれており、正確な数を提示することは難しく、ミスリーディングであり、また提示された日のみ正しい数字でしかない」ということが理由にあると説明している（Bruno Tertrais, “Comments on Hiroshima Report of March 2013,” *Hiroshima Report Blog: Nuclear Disarmament, Nonproliferation and Nuclear Security*, October 29, 2013, <http://hiroshima-report.blogspot.jp/2013/10/op-ed-bruno-tertrais-comments-on.html>）。

² Zhou Wa, “China Defends Use of Nuclear Warheads,” *China Daily*, 4 June 2013, <http://www.asianewsnet.net/China-defends-use-of-nuclear-warheads-47524.html>.

³ Viktor Yesin, “China’s Nuclear Capabilities,” Aleksey Arbatov, Vladimir Dvorkin and Sergey Oznobishchev, eds., *Prospects of China’s Participation in Nuclear Arms Limitation* (Moscow: Institute of World Economic and International Relations, Russian Academy of Sciences, 2012), chapter 3.

表1-1：核兵器保有数（推計、2013年1月）

	核弾頭数	内訳			(核弾頭数)	(運搬手段)		
米国	～7,700	退役／廃棄待ち	～3,000					
		運用可能	～4,650	非配備核弾頭		～2,500		
				配備核弾頭	～2,150	非戦略核弾頭	200	
						戦略核弾頭	～1,950	大陸間弾道ミサイル(ICBM)
				潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)	1,152	288		
				戦略爆撃機	300	60		
ロシア	～8,500	退役／廃棄待ち	～4,000 (非戦略核弾頭 2,000)					
		運用可能	4,500	非配備核弾頭		2,700 (非戦略核弾頭 2,000 発)		
				配備核弾頭	～1,800	戦略核弾頭	～1,800	ICBM
					SLBM	448	160	
					戦略爆撃機	60	72	
英国	225	配備核弾頭			160	SLBM	225	48
フランス	～300	配備核弾頭			290	SLBM	240	48
						攻撃機(含;艦載機)	50	50
中国	～250					地上発射中長射程弾道ミサイル	144	144
						SLBM	48	48
						攻撃機	40	20
						巡航ミサイル	n/a	150～350
インド	90～110					地上発射弾道ミサイル		
						攻撃機		
パキスタン	100～120					地上発射弾道ミサイル		
						攻撃機		
イスラエル	～80					弾道ミサイル		
						攻撃機		
北朝鮮	6～8							
世界	～17,270	(配備核弾頭)			4,400			

出典) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2013: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2013), chapter 7より作成。

(2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

「核兵器の廃絶」あるいは「核兵器のない世界」という目標に関して、2013年には、注目すべき新たなコミットメントは核兵器（保有）国、非核兵器国のいずれからも見られなかった。『ひろしまレポート2013年』で述べたように、「核兵器の廃絶」あるいは「核兵器のない世界」の目標に公然と反対する国はない⁴。2013年NPT準備委員会の議長サマリーでも、NPT締約国は「条約の目的に従って、核兵器のない世界の平和及び安全保障を達成するとの決意を想起した」⁵と記された。しかしながら、いずれの核兵器（保有）国も、核兵器のない世界を早期に達成すべき目標に据えているのか、あるいは核兵器の廃絶が実現可能だと考えているのかは分からない。核兵器（保有）国は、少なくとも当面は核兵器がそれぞれの安全保障政策において一定の役割を担うと考えており、短期的に核兵器の大幅削減、さらには核兵器のない世界の実現が見通せる状況にはない。

核兵器の廃絶には、核超大国である米国及びロシアによる大幅削減が不可欠であることは言を俟たないが、その両国は、たとえば核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）が2009年に公表した報告において、2025年までに実施すべき措置の一つとして提言された各500発の規模への核弾頭の削減はもちろん⁶、かねてから多国間核削減プロセスが開始される目安とされてきた1,000発以下への削減の実施についても現時点では確約していない。他の核兵器国は、現状での多国間核削減プロセスの開始とこれへの参加には消極的である。たとえば、フランスのオランド（François Hollande）大統領は、「核のコミットメントを含め、北大西洋条約機構（NATO）内での義務を有している」こと、「領土及び安全保障の独立を提供しなければならない」ことを挙げつつ、「フランスは米露間の核軍縮交渉には関与しないであろう」と述べた⁷。中国も、「最大の核兵器を保有する国が、核軍縮の特別で主要な責任を負っている」⁸と発言し、他の核兵器（保有）国の核兵器削減に先行して米露が核兵器の大幅削減を行うべきだとの立場を明らかにした。

A) 日本、NAC 及び NAM がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動

2013年の国連総会でも、核軍縮に関する3つの決議、すなわち日本がイニシアティブを取る「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動（United action towards the total elimination of nuclear weapons）」⁹、新アジェンダ連合（NAC）が提案する「核兵器のない世界に向けて：核軍縮コミットメントの履行の加速（Towards a nuclear-weapon-free world: accelerating the implementation of nuclear disarmament commitments）」¹⁰、及び非同盟運動（NAM）諸国による「核軍縮（Nuclear

⁴ 北朝鮮は、9月の国連総会で、「核兵器の包括的かつ全面的な廃絶を通じて、核兵器のない世界を達成することは、人類共通の意思であり熱望でもある」と述べたが、同時に、「朝鮮半島の非核化が実現されるためには、北朝鮮に対する米国の核の脅威が全面的に取り払われるべきである」と発言している。“Statement by DPRK,” at the General Debate of the First Committee of the 68th Session of the United Nations General Assembly, October 14, 2013.

⁵ NPT/CONF.2015/PC.II/CRP.2, 2 May 2013.

⁶ International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, *Eliminating Nuclear Threats: A Practical Agenda for Global Policymakers*, 2009, p. 187.

⁷ “France Reluctant to be Involved in Russia-U.S. Nuclear Disarmament Talks,” *Xinhua News Agency*, February 28, 2013, <http://www.nzweek.com/world/france-reluctant-to-be-involved-in-russia-u-s-nuclear-disarmament-talks-51805/>.

⁸ China, “Statement,” at the General Debate in the Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, April 22, 2013.

⁹ A/RES/68/51, 5 December 2013.

¹⁰ A/RES/68/39, 5 December 2013.

disarmament)」¹¹がそれぞれ採択された。これらの3つの決議について、本報告書での調査対象国による2013年国連総会での投票行動は下記のとおりである。

- 「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」
 - ◇ 提案：豪州、ベルギー、カナダ、日本、メキシコ、オランダ、韓国、スイス、トルコ、米国など
 - ◇ 賛成169、反対1（北朝鮮）、棄権14（ブラジル、中国、エジプト、インド、イラン、イスラエル、パキスタン、ロシア、シリアなど）
- 「核兵器のない世界に向けて：核軍縮コミットメントの履行の加速」
 - ◇ 提案：ブラジル、エジプト、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカなど
 - ◇ 賛成171、反対7（フランス、インド、イスラエル、北朝鮮、ロシア、英国、米国）、棄権5（中国、パキスタンなど）
- 「核軍縮」
 - ◇ 提案：インドネシア、イランなど
 - ◇ 賛成122、反対44（豪州、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、オランダ、ノルウェー、スイス、トルコ、英国、米国など）、棄権17（オーストリア、インド、日本、ニュージーランド、パキスタン、韓国、ロシア、南アフリカ、スウェーデンなど）

B)核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動

国連総会決議「核兵器の威嚇または使用に関する国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見のフォローアップ（Follow-up to the advisory opinion of the International Court of Justice on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons）」¹²では、「核兵器禁止条約の早期締結を導く多国間交渉の開始によって」NPT第6条の義務を実行するよう求めている。2013年国連総会での投票行動は下記のとおりである。

- 提案：エジプト、インドネシア、イラン、メキシコなど
- 賛成133、反対24（ベルギー、フランス、ドイツ、イスラエル、オランダ、ロシア、トルコ、英国、米国など）、棄権25（豪州、カナダ、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデンなど）

核兵器禁止条約に関しては、NGOの核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が2012年の報告書で、各国の対応についてまとめている。これによると、本調査対象国のうち、核兵器禁止条約を「支持していない（Don't support）」がベルギー、フランス、イスラエル、オランダ、ロシア、トルコ、英国及び米国、また「態度を決めかねている（On the fence）」が豪州、カナダ、ドイツ、日本、韓国及びスウェーデンとなっている¹³。

C)重要な政策の発表、活動（会議の開催など）の実施

ベルリン演説

オバマ（Barack H. Obama）米大統領は、2013年6月19日のベルリンでの演説で、2期目に目指

¹¹ A/RES/68/47, 5 December 2013.

¹² A/RES/68/42, 5 December 2013.

¹³ Tim Wright, "Towards a Treaty Banning Nuclear Weapons: A Guide to Government Position on a Nuclear Weapons Convention," International Campaign to Abolish Nuclear Weapons, January 2012; "National Positions on a Ban," International Campaign to Abolish Nuclear Weapons, <http://www.icanw.org/why-a-ban/positions/>.

す核軍縮、不拡散及び核セキュリティに係る措置を発表した。演説では、「公正な平和は核兵器のない世界という安全保障の追求を意味する」と述べた上で、核兵器の削減に関して、「包括的な見直しの結果、配備戦略核兵器を最大でさらに3分の1削減しつつ、米国及び同盟国の安全保障を確保し、強力かつ信頼性のある戦略核抑止を維持できると判断した」こと、「冷戦の核態勢を越えて前進すべく、ロシアとの交渉により削減を追求するつもりである」こと、さらに「欧州における米露の戦術（核）兵器の大胆な削減を模索すべく、NATO同盟国と取り組む」ことを明らかにした（括弧内引用者）¹⁴。

ベルリン演説と同日、米国防総省は核運用戦略（Nuclear Employment Strategy）報告¹⁵を公表した。同報告は、大統領が2010年核態勢見直し（NPR）に続く詳細な分析を実施するよう2011年に国防総省に命じ、「現在の、及び予想される安全保障環境に対する米国の核計画を調整すべく、米国の核抑止の必要性について詳細な見直しを行うこと」を目的にまとめられた。そこでは、戦略環境、核兵器運用指針（原則、核運用計画指針、核兵器の役割の低減、核のヘッジ）と、その含意として核戦力態勢（核の三本柱、非戦略核兵器、戦略戦力レベル）、核兵器ストックパイル、抗堪性・柔軟性、核抑止・拡大抑止・保証・防衛、並びに通常打撃能力・ミサイル防衛への依存の増大といった問題について方向性が示された。ただ、米国の伝統的な核政策、並びに2010年NPRの内容を基本的に踏襲した内容となっており、戦略核兵器の削減を除けば、オバマ政権が核軍縮に向けた新たな施策を打ち出したとは言い難かった。

オープンエンド作業グループ

2012年の国連総会で、「核兵器のない世界の達成及び維持のための多国間核軍縮交渉を進める提案を発展させるために、オープンエンド作業グループを設置することを決定する」との決議が採択された¹⁶。作業グループは、2013年5月14～24日、6月27～28日、8月19～30日にジュネーブで開催された。

核兵器国は、オープンエンド作業グループに参加しなかった。このうち、ケネディ（Laura Kennedy）軍縮会議米政府代表は、「オープンエンド作業グループを通じた、核軍縮の提案を発展させるための非コンセンサス・ベースの努力を支持しない。このメカニズムが（2010年NPT運用検討会議で採択された）行動計画の既存のコンセンサスの枠組みにいかにも適合するかも分からない」（括弧内引用者）¹⁷と発言した。

5月の会合では、シンクタンクやNGOのスピーカーから、1)非核兵器エリア（nuclear weapons free area）、2)核兵器禁止などの他のイニシアティブ・提案、3)透明性、信頼醸成及び検証、4)核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組み、5)核兵器の使用に関する国際法、6)異なる角度からの

¹⁴ “Remarks by President Obama at the Brandenburg Gate,” Berlin, June 19, 2013, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/19/remarks-president-obama-brandenburg-gate-berlin-germany>. ベルリン演説では、核兵器削減に関する提案に加えて、原子力平和利用のための新しい国際枠組みの進展、北朝鮮及びイランが追求する核兵器化の拒否、核セキュリティサミットの2016年の開催、米国による包括的核実験禁止条約（CTBT）批准、並びに兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉の開始が目標に挙げられた。

¹⁵ US Department of Defense, “Report on Nuclear Employment Strategy of the United States: Specified in Section 491 of 10 U.S.C.,” June 19, 2013.

¹⁶ A/RES/67/56, 4 January 2013. オーストリア、メキシコ及びノルウェーが提案した決議には、中国を除く核兵器国が反対し、中国、インド、イスラエル、カザフスタン、パキスタン、韓国、シリア、トルコなどが棄権した。

¹⁷ Diane Barnes, “Nuclear Powers Reaffirm Opposition to Special Disarmament Talks,” *Global Security Newswire*, March 6, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/nuclear-powers-reaffirm-opposition-special-disarmament-talks/>.

核軍縮へのアプローチ（人道的アプローチ、経済的議論、法的議論及び軍事的有用性）、7)核軍縮のための役割及び責任、8)核軍縮の前進における議員の役割といった問題について、様々な提案がなされた。これに先立って、NAC（アイルランド、ブラジル、エジプト、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ及びスウェーデン）、オーストリア、オランダ、南アフリカ、スイス、メキシコ、カナダ、ドイツ、日本、エジプト、インド、トルコ、スウェーデン、ノルウェー、ニュージーランド、ベルギー、イランなどが、それぞれの見解を報告した。

6月の会合では、参加国から、多国間核軍縮交渉を推進するための提案やアイディアの収集が試みられ¹⁸、オーストリア、イラン、メキシコ、スイス、西側諸国のグループ（豪州、ベルギー、カナダ、ドイツ、日本、オランダ、スウェーデンなど）及びNACなどが作業文書を提出した。

8月の会合では、多国間の核軍縮に関する諸提案をまとめた最終報告¹⁹が採択されて閉会した。提案は、以下の6つのテーマについてなされた。

- 核兵器のない世界の達成及び維持のための多国間核軍縮交渉をいかに前進させるかに関するアプローチ
- 核兵器のない世界の達成及び維持のための多国間核軍縮交渉の前進において考慮する要素
- 核兵器のない世界の達成及び維持のための多国間核軍縮交渉を前進させるための、21世紀の安全保障の文脈における核兵器の役割の再検討
- 核兵器のない世界の達成及び維持のための多国間核軍縮交渉を前進させるための国際法の役割
- 核兵器のない世界の達成及び維持のための多国間核軍縮交渉の前進における国家及び他のアクターの役割
- 核兵器のない世界の達成及び維持のための多国間核軍縮交渉を前進させるために貢献しうる、他の実際的な行動

NGOのリーチング・クリティカル・ウィルは、最終報告に盛り込まれた注目すべき新しい提案として、核兵器の保有、貯蔵、開発及び移転の禁止、国際人道法、人権法及び環境法、並びに国際刑事裁判所（ICC）の法分野を含め、核兵器に関連する国際法の発展の研究を行うというアイディアを挙げた²⁰。

核軍縮に関するハイレベル会合

2012年の国連総会では、核軍縮について取り上げるハイレベル会合を2013年の国連総会において開催するよう求める決議²¹が採択された。「核軍縮に関するハイレベル会合（High-Level Meeting on Nuclear Disarmament）」は2013年9月26日に開催され、その開会セッションでは、国連総会議長、国連事務総長に続いて、オーストリアのフィッシャー（Heinz Fischer）大統領、日本の安倍晋三首相

¹⁸ “Meetings in June,” United Nations Office at Geneva, [http://www.unog.ch/80256EE600585943/\(httpPages\)/6A28A0D36D0B4AE1C1257B94004F4046?OpenDocument](http://www.unog.ch/80256EE600585943/(httpPages)/6A28A0D36D0B4AE1C1257B94004F4046?OpenDocument).

¹⁹ “Report of the Open-Ended Working Group to Develop Proposals to Take Forward Multilateral Nuclear Disarmament Negotiations for the Achievement and Maintenance of a World without Nuclear Weapons,” 30 August 2013.

²⁰ Beatrice Fihn, “The Open-Ended Working Group Concludes,” Reaching Critical Will, 6 September 2013, <http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/oewg/reports/8004-the-open-ended-working-group-concludes>.

²¹ A/RES/67/39, 4 January 2013. NAM諸国が提案した決議には、フランス、イスラエル、英国及び米国が棄権した。

などが演説した。また全体会合（Substantive session）では、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、北朝鮮、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ロシア、スイス、トルコ、米国など（下線は閣僚級による演説を行った国）に加えて、アラブグループ（エジプトなど）、NAC（エジプトが演説し、スウェーデンなどが参加）、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI、オランダが演説）などが演説を行った。さらに、フランス、米国及び英国が、それぞれの演説とは別に3カ国の共同声明を発表した。

演説では、各国がそれぞれ、核軍縮に関する考え方やアプローチ、優先的に実施すべきと考える措置などについて述べた。多くの論点が出されたが、ここでは、日本の主張を紹介するとともに、米英仏の立場を取り上げてみたい。

安倍首相は開会セッションで、「核軍縮において最も重要なのは、核兵器保有国による核削減努力と核戦力の透明性向上」であり、また「核軍縮を進める上では、核兵器保有国のみならず、非核兵器国の取組も重要である。核兵器国と非核兵器国との相互の信頼の上に、双方が現実的かつ実践的な取組を着実に積み重ねていくことが、『核兵器のない世界』への最も確実な道」だと述べた上で、「是非、各国の政治指導者の方々には、広島や長崎を訪れて頂き、被爆の惨禍を直接肌で感じて頂きたい」と呼びかけた²²。また岸田文雄外相は一般演説で、核軍縮の取組は、「核兵器が使用された際の人道的影響についての正確な認識」と「北朝鮮やイランの核問題、核テロの危険など、今日の国際社会がますます多様化する核リスクに直面していることへの冷静な認識」に基礎を置くべきであり、「現実的で具体的なステップとして、核兵器の数の低減、核兵器の役割の低減、そして核兵器を開発・保有する動機の低減を目指した取組という、『3つの低減』に取り組みたい」と述べた。また、「被爆70周年である2015年に国連及び広島市の協力の下、広島市で国連軍縮会議を開催することを検討中であることを紹介した²³。

米英仏は共同声明で、「世界的な安全保障及び安定を支えつつ、実際的な段階的プロセスが、我々の軍縮努力に真の進展をもたらす唯一の方法であり、近道はない」という自らの立場を繰り返しつつ、以下のように述べて、ハイレベル会合などに積極的ではないことを隠さなかった²⁴。

「我々は、国連総会第一委員会、国連軍縮委員会、軍縮会議を含め、1978年の国連軍縮特別総会で明記されたような、（軍縮問題を）議論するための十分なフォーラムがすでにあると考えている。そして、われわれは核軍縮の議論をとりまく高まるエネルギー及び熱狂によって後押しされているが、このエネルギーがハイレベル会合、人道的結末のキャンペーン、オープンエンド作業グループ、並びに核兵器禁止条約の要求といったイニシアティブに向けられていることを遺憾に思う」

「我々は、このエネルギーが既存のプロセスに向けられ、障害に立ち向かうことを助け、核兵器を保有するすべての国を包含する実際的かつ段階的なアプローチを前進させるのであれば、より大きな効果を持つと強く考える」

²² “Statement by H.E. Mr. Shinzo Abe, Prime Minister of Japan at the Opening Session, High-Level Meeting of the General Assembly on Nuclear Disarmament,” September 26, 2013, http://www.mofa.go.jp/policy/page3e_000092.html.

²³ “Statement by H.E. Mr. Fumio Kishida, Minister for Foreign Affairs of Japan, High-Level Meeting of the General Assembly on Nuclear Disarmament,” September 26, 2013, http://www.mofa.go.jp/policy/page3e_000093.html.

²⁴ “Statement on Behalf of France, the United Kingdom and the United States by Minister Alistair Burt, Parliamentary Under Secretary of State, United Kingdom,” United Nations General Assembly High-Level Meeting of the General Assembly on Nuclear Disarmament, September 26, 2013.

D)核兵器の人道的結末

2012年のNPT運用検討会議準備委員会で16カ国による共同声明が発表されて以来、「核兵器の人道的結末」に関する議論と、この問題への各国の対応が注目を集めてきた。

オスロ会議

2013年3月4～5日、ノルウェー政府の主催で、「核兵器の人道的影響に関する国際会議」がオスロで開かれた。会議には128カ国の政府関係者、国際機関、NGOの専門家など約550名が参加した。調査対象国の参加状況は下記のとおりである。

- NPT非締約国：インド、パキスタン
- 非核兵器国：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE
- 不参加：5核兵器国、イスラエル、北朝鮮及びシリア

会議の目的は、「核兵器爆発の人道的影響について、事実ベースの見解を提示すること、並びに十分な情報に基づいた議論を促進すること」²⁵であり、核兵器爆発の即時の人道的影響、幅広い影響及び長期的な結末（環境、気候変動面での影響、それに伴う食料安全保障への影響）、並びに人道的準備・対応という3つのワーキングセッションの下、科学的見地に基づき、NGOなどの専門家による報告、参加者による議論が行われた。

議論の主要なポイントは、議長総括で、下記のようにまとめられた²⁶。

- いかなる国家あるいは国際機関も、核兵器の爆発がもたらす人道上の非常事態に十分に対処し、被害者に十分な支援を提供できる見込みは低い。そのような能力を確立することは、たとえ試みられたとしても可能ではないかもしれない
- 核兵器の使用及び実験からの歴史的な経験は、即時的及び長期的な影響を示してきた。政治的な状況は変化してきたが、核兵器の潜在的破壊力は変わっていない
- 核兵器爆発の効果は国境では封じ込めることはできず、地域的にも世界的にも、国家及び市民に重大な影響を及ぼす

また、このフォローアップ会議をメキシコが主催することが報告された。「第2回核兵器の人道的影響に関する会議」は2014年2月13～14日にナジャリット（Nayarit）で開催される²⁷。

NPT準備委員会

2013年のNPT準備委員会では、2012年のNPT準備委員会及び国連総会第一委員会に引き続き、「核兵器の人道的影響に関する共同声明」が発表された²⁸。共同声明参加国は、2012年準備委員会の際の16カ国、国連総会第一委員会の34カ国から、80カ国へと大幅に増加した。調査対象国でこの声明に参

²⁵ “Chair’s Summary: Humanitarian Impact of Nuclear Weapons,” Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Oslo, March 5, 2013, http://www.regjeringen.no/nb/dokumentarkiv/stoltenberg-ii/ud/taler-og-artikler/2013/chair_oppsummering.html?id=716343.

²⁶ Ibid.

²⁷ 会議のホームページは、<http://www.sre.gob.mx/en/index.php/humanimpact-nayarit-2014>.

²⁸ “Joint Statement on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons,” Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Geneva, 24 April 2013.

加したのは、オーストリア、ブラジル、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、スイスであった。

共同声明では、「核兵器の悲劇的な人道的結末に深い懸念」が表明され、「いかなる状況下でも、核兵器が再び決して使用されないことが人類の生存そのものにとっての利益である」こと、「核兵器が再び決して使用されないことを保証する唯一の方法は、その全面廃絶を通じてのみである」ことが主張された。

共同声明非参加国のうち、日本は、最終段階まで参加の可否について検討し、関係国との協議を重ねたが、上述の「いかなる状況でも (under any circumstances)」の文言が共同声明に残ったことで参加を見送った。また、デンマーク、アイスランド、ルクセンブルグ及びノルウェーを除き、大多数のNATO諸国は、共同声明の内容がNATOの義務に反しているとして参加しなかった²⁹。

国連総会第一委員会

2013年10月21日、国連総会第一委員会で、「核兵器の人道的結末に関する共同声明」³⁰がニュージーランドより発表された。この共同声明には、オーストリア、ブラジル、エジプト、インドネシア、日本、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、スイス、UAEを含む124カ国（及びバチカン）が参加した。

共同声明では、以下のような主張が展開された。

- 「核兵器の使用と実験という過去の経験は、核兵器が持つ莫大かつ制御不能な破壊力及び無差別性によって引き起こされる受け入れ難い人道的結末を十分に証明してきた」
- （2013年3月のノルウェー主催による「核兵器の人道的影響に関する会議」において発せられた）「専門家及び国際機関からの鍵となるメッセージは、いかなる国家または国際組織も核兵器爆発によって引き起こされる人道的緊急事態に対処することも、犠牲者に対して十分な支援を行うことも不可能であるということであった」
- 「核兵器の壊滅的な結末についての意識が、核軍縮に向けたすべてのアプローチ及び努力を支えなければならないことを確信する」
- 「いかなる場合にも、核兵器が二度と使用されないことが人類の生存そのものにとっての利益である。核兵器爆発による壊滅的な影響は、それが偶然、誤断、故意のいずれによるものであれ、適切に対処されることはできない。これら大量破壊兵器の脅威を除去するため、あらゆる努力がなされなければならない」
- 「核兵器が決して使用されないことを保証する唯一の方法は核兵器廃絶である。すべての国は、NPTの目的を実現し、その普遍性を達成することによる方法を含め、核兵器の使用を防止し、垂直的及び水平的拡散を防止し、核軍縮を達成する共通の責任を有する」

他方、ニュージーランド発表の共同声明と同日、豪州が17カ国による「核兵器の人道的結末に関する共同声明」³¹を発表した。これには、豪州、ベルギー、カナダ、ドイツ、日本、オランダ、スウェーデン、トルコなど——スウェーデンを除けば、いずれも米国の同盟国——が参加した。豪州発表の

²⁹ Ray Acheson, "A Strategy for Nuclear Disarmament," *NPT News in Review*, Vol. 11, No. 11 (6 May 2013), p. 1.

³⁰ "Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons," Delivered by Ambassador Dell Higgie, New Zealand at the United Nations, First Committee, 21 October 2013.

³¹ "Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons," Delivered by Ambassador Peter Woolcott, Australia, at the United Nations, First Committee, 21 October 2013.

共同声明は、核兵器の人道的結末に関する原則には賛同するものの、安全保障政策との関係でニュージーランド発表の共同声明には参加できないと考えた国々（双方の共同声明に参加した日本を除く）の「受け皿」的なものであったと位置づけられる。

豪州発表の共同声明では、参加国が、「核兵器爆発の即時及び長期的な人道上の甚大な影響は明確な懸念である」と述べ、核兵器のない世界の目標を達成し、維持するとのコミットメントを確認しつつ、「核兵器を保有する国の実質的かつ建設的な関与、並びに核兵器の議論の安全保障及び人道の双方の側面を認識することがなければ、核兵器の禁止自体が、その廃絶を保証することはないであろう」との考えを明らかにした。

核兵器国の動向

『ひろしまレポート2013年』でも指摘されたように、核兵器国も核兵器の人道的側面に関する議論を注視しているようである。たとえば、ジュネーブで行われた2013年4月の第4回核兵器国会議（P5（国連安全保障理事会常任理事国）会議）で発表された共同声明では、「核兵器使用の深刻な結末について共有された理解を強調し、そのような事態を回避することを最優先課題においている」と記された³²。また米国は、2013年NPT準備委員会で、「核兵器使用の深刻な結末についての懸念を共有し、68年の不使用の記録を永久に続けることに深い関心を有している」とも述べた³³。

しかしながら、いずれの核兵器国も、核兵器の人道的側面に関する非核兵器国のイニシアティブへの消極的な対応は変わっていない。核兵器国は協議の結果、3月のオスロにおける「核兵器の人道的影響に関する国際会議」には一致して参加しないことを決めた。核兵器国はその理由として、「核兵器使用の深刻な結末を理解している」としつつ、「オスロ会議は、一層の核兵器削減の具体的な条件を構築するための現実的なステップから議論をそらすことについて、懸念が残っている」ことを挙げた³⁴。5核兵器国の中で、英国は当初、オスロ会議への参加の可能性を模索していたものの、最終的には他の核兵器国と歩調を合わせる形で不参加を決定したとされている³⁵。

米国は6月の核運用戦略報告で、核兵器の使用に関して武力紛争法の原則に合致したものとすべく、区別原則及び均衡原則を適用し、文民・民間物への付帯損害の最小限化を模索すること、またそれらを意図的に目標としないことを明記した³⁶。そこには、「核兵器の人道的側面」に関する議論への意識が窺えるものの、同時に対価値打撃や最小限抑止がそうした諸原則に反するものだととして、米国が冷

³² “Joint Statement Issued by China, France, Great Britain, Russia, and the United States at the Conclusion of the Fourth P5 Conference,” Geneva, April 19, 2013, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2013/04/207768.htm>.

³³ “Statement by Thomas Countryman, Assistant Secretary for International Security and Nonproliferation, Department of State, United States of America,” General Debate, Second Session of the Preparatory Committee, 2015 Review Conference of the States Parties to the Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons, April 22, 2013.

³⁴ “P5 Announcement not to Attend the Oslo Conference,” http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/oslo-2013/P5_Oslo.pdf. ゴッテモラー（Rose Gottemoeller）米国務次官代理は別の会議で、またバート（Alistair Burt）英外務政務次官は英国議会で、オスロ会議不参加の理由について、それぞれ5核兵器国の声明と同様の説明を繰り返した。“UK Parliament,” 11 March 2013, http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmhansrd/cm130311/text/130311w0002.htm#130311w0002.htm_s_pnew66; Rose Gottemoeller, “The Obama Administration's Second Term Priorities for Arms Control and Nonproliferation,” Remarks, Geneva Centre for Security Policy, Geneva, March 20, 2013, <http://www.state.gov/t/us/206454.htm>.

³⁵ “Documents Suggest UK Boycott of Key Nuclear Weapons Meeting Was Driven by P5 Partners,” *Article 36*, June 4, 2013, <http://www.article36.org/nuclear-weapons/documents-suggest-uk-boycott-of-key-nuclear-weapons-meeting-was-driven-by-p5-partners/>.

³⁶ U.S. Department of Defense, “Report on Nuclear Employment Strategy,” pp. 4-5.

戦終結後も維持してきた対兵力打撃の継続を正当化する論拠に用いているという側面も少なからずあるとの見方もなし得る。

(3) 核兵器の削減

A)核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減

米露は、2011年2月に発効した新戦略兵器削減条約（新START）の下で、戦略核兵器の削減を進めている。その削減状況は、米国務省のホームページで定期的に公表されている。

表1-2：新STARTの下での米露の戦略（核）戦力

年月	条約上の上限	米国						ロシア					
		2011.2	2011.9	2012.3	2012.9	2013.3	2013.9	2011.2	2011.9	2012.3	2012.9	2013.3	2013.9
配備戦略(核)弾頭	1,550	1,800	1,790	1,737	1,722	1,654	1,688	1,537	1,566	1,492	1,499	1,480	1,400
配備戦略(核)運搬手段	700	882	822	812	806	792	809	521	516	494	491	492	473
配備・非配備戦略(核)運搬手段	800	1,124	1,043	1,040	1,034	1,028	1,015	865	871	881	884	900	894

出典) U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 25, 2011, <http://www.state.gov/t/avc/rls/176096.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 6, 2012, <http://www.state.gov/t/avc/rls/178058.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 3, 2012, <http://www.state.gov/t/avc/rls/198582.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 3, 2013, <http://www.state.gov/t/avc/rls/207020.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2013, <http://www.state.gov/t/avc/rls/215000.htm>.

上記の表に挙げられた米露の戦略（核）戦力に関する数字は、新STARTで規定された戦略（核）運搬手段・弾頭の計算方法³⁷⁾によるものであり、米露の戦略核戦力の実体を必ずしも正確に表しているわけではない。

2013年9月時点の米国の配備戦略弾頭及び配備戦略運搬手段の数³⁸⁾は、同年3月時点の数³⁹⁾よりも若干ながら増加している。この点について、米国の専門家は、今後公表されるであろう詳細なデータを見る必要があるとしつつも、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）に搭載される潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）数と、これに搭載される核弾頭数の変動によるものであり、米国が核戦力を増強しているわけではないと分析している⁴⁰⁾。他方、米国は、すでに核の任務から退役しているものの、新STARTの下では核弾頭数あるいは運搬手段数に計上される「実態のない兵器（phantom weapons）」を「削減」しているに過ぎず、実際に運用されている核戦力については削減が及んでいないとも指摘

³⁷⁾ 新STARTでは、大陸間弾道ミサイル（ICBM）及び潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）については実際に配備されている弾頭数（核弾頭以外の弾頭も含む）が数えられるのに対して、戦略爆撃機については、（実際は6～20発を搭載しているが）1機に1発の核弾頭が搭載されているとして計算される。

³⁸⁾ U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2013, <http://www.state.gov/t/avc/rls/215000.htm>.

³⁹⁾ U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, U.S. Department of States, July 1, 2013, <http://www.state.gov/t/avc/rls/211454.htm>.

⁴⁰⁾ Hans M. Kristensen, “New START Data Shows Russia Reducing, US Increasing Nuclear Forces,” *FAS Strategic Security Blog*, October 2, 2013, <http://blogs.fas.org/security/2013/10/newstartsep2013/>.

されている⁴¹。

新START発効以来、条約違反の問題が二国間で浮上したことはない。米務省は1月に、「2012年末の時点で得られた情報に基づけば、米国は、ロシアが新STARTを遵守していることを認める」との年次報告を発表した⁴²。

米国が2010年5月に、2009年9月時点での核弾頭数（退役し廃棄される核弾頭数は含まれない）を明らかにして以降、米露からは新STARTの下での配備戦略（核）弾頭数及び配備・非配備戦略（核）運搬手段数を除いて、核兵器の保有数は公表されていない。米国の専門家は、2013年の米国の核戦力ストックパイルが4,650発の核弾頭及び800の運搬手段で構成されていると見積もっている。これは、2009年に米国が公表した核弾頭数5,113発から560発程度の削減であり、削減された核弾頭には、2013年に退役したTLAM-N（核兵器搭載トマホーク巡航ミサイル）用のW80-0核弾頭260発が含まれているとされる⁴³。

ロシアは、2013年NPT準備委員会での報告で、非戦略核兵器を4分の3に削減し、1991年当時の保有数の25%を超えていないこと、すべての非戦略核兵器は配備されておらず、領域内にあり、中央貯蔵施設に保管されていることなど、非戦略核兵器に関するロシアの取組について前年の準備委員会で行った説明を繰り返した⁴⁴。

他の核兵器保有国については、核兵器の削減に関して前年から大きな変化は見られなかったが、フランスが、核戦力のうち航空戦力を3分の1に削減するという目標に2012年に達したことを明らかにした⁴⁵。

B)核兵器の一層の削減に関する具体的計画

オバマ大統領は上述のように、6月のベルリンでの演説で、米国の核兵器の削減に関して、「包括的な見直しの結果、配備戦略核兵器を最大でさらに3分の1削減しつつ、米国及び同盟国の安全保障を確保し、強力かつ信頼性のある戦略核抑止を維持できると判断した」こと、「冷戦の核態勢を越えて前進すべく、ロシアとの交渉により削減を追求するつもりである」こと、さらに「欧州における米露の戦術（核）兵器の大胆な削減を模索すべく、NATO同盟国と取り組む」ことを明らかにした（括弧内引用者）⁴⁶。配備戦略核兵器については、1,000～1,100発程度の規模への削減が構想されているとみられる。

ベルリン演説で注目されたのが、新START提唱時とは異なり、今回は「条約」の策定について言及していないことである。オバマ政権は、戦略核兵器の一方的削減の可能性については否定しているが、仮にロシアとの間で条約が成立しても議会で批准される可能性は低いと見て、条約に依らない形でのロシアとの相互的な削減の可能性を模索しているとみられる。これに対して、特に上院の共和党議員

⁴¹ Ibid.

⁴² U.S. Department of State, “Annual Report on Implementation of the New START Treaty,” January 2013, <http://www.state.gov/t/avc/rls/rpt/197087.htm>.

⁴³ Hans M. Krintensen and Robert S. Norris, “US Nuclear Forces, 2013,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 69, No. 2 (2013), pp. 77-86.

⁴⁴ “Statement by the Russian Federation,” Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster I, Geneva, April 25, 2013.

⁴⁵ “Statement by the H.E. Mr. Jean-Hugues Simon-Michel, Ambassador, Permanent Representative of France to the Conference on Disarmament,” Second Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, Geneva, 22 April 2013.

⁴⁶ “Remarks by President Obama at the Brandenburg Gate.”

を中心に、一方的措置や非公式な（あるいは法的拘束力のない）二国間措置といった議会の審議や承認を得ないような方法で核兵器の削減を実施しないよう、強い主張がなされている⁴⁷。

核運用戦略報告では、核兵器の削減に制動を加え得る指針も示された。まず、「いかなる単一の兵器タイプあるいは運搬システムの技術的障害に対してもヘッジするため、十分な数の非配備兵器を維持する」とし、戦略核のそれぞれの柱（ICBM、SLBM、戦略爆撃機）の中で核弾頭に関するヘッジの選択肢（intra-leg hedge options）を提供するとした。また、核弾頭の「寿命延長計画（LEP）の信頼性が得られるまでの間に限り、寿命延長が進められる兵器の障害にヘッジするため、古い兵器（legacy weapons）も維持すべきである」とした。同報告では、近代化された核兵器及び核兵器インフラは「今後10年、あるいはそれ以上は利用可能ではないため、追加的な非配備弾頭の保持に基づくヘッジ・アプローチが短期的には堅実」だとの判断も示された⁴⁸。さらに、同報告では対兵力打撃政策の維持を明記した⁴⁹。一般的に対兵力打撃の下では、対価値打撃より多くの攻撃目標が設定されるため、核兵器の数・種類の削減を抑制する要因となりやすい。

他方、ロシアは、ベルリン演説でのオバマ大統領の核削減提案に積極的に応じる様子を見せていない。ベルリン演説の直後、ラブロフ外相（Sergei Lavrov）やリャブコフ外務次官（Sergei Ryabkov）は、米国との一層の核兵器削減にあたっては、ミサイル防衛（MD）、宇宙の兵器化、通常戦力（即時グローバル打撃能力や、欧州における通常戦力の不均衡などの問題を含む）といった、戦略的安定に影響を与える要因を考慮する必要があるという主張を繰り返すとともに、他の核兵器保有国が核・ミサイル能力を拡大する中で、核兵器削減を永続的に二国間で行うわけにはいかず、一層の削減については多国間の文脈で再検討すべきだと発言した⁵⁰。

非戦略核兵器に関しては、上述のようにオバマ大統領は、「欧州における米露の戦術核兵器の大胆な削減を模索すべく、NATO同盟国と取り組む」と述べたが、具体的な削減の提案は行っていない。核運用戦略報告では、「米国の同盟国・パートナーの拡大抑止及び保証を支える、戦略爆撃機及び両用航空機（DCA）を伴う、核兵器を前方展開するための能力を維持する」こと、「欧州においては、前方配備態勢が維持されるべきである」ことが明記され⁵¹、米国の安全保障政策において非戦略核兵器が引き続き一定の役割を担うとの認識が示された。

NATOからも非戦略核削減に関する具体的な方針や提案などは示されていない。2012年5月のNATOによる「抑止・防衛態勢見直し（DDPR）」では、ロシアの行動と相互的な方法で在欧非戦略核兵器の大幅削減について検討するとしており⁵²、2013年2月には、戦術核兵器に関するロシアとの信頼醸成・透明性措置についての対話に向けて準備する「軍備管理、軍縮、不拡散のための特別助言諮問委員会（Special Advisory and Consultative Arms Control, Disarmament and Non-Proliferation

⁴⁷ Amy F. Woolf, “Next Steps in Nuclear Arms Control with Russia: Issues for Congress,” *CRS Report for Congress*, June 19, 2013などを参照。

⁴⁸ U.S. Department of Defense, “Report on Nuclear Employment Strategy,” p. 7.

⁴⁹ *Ibid.*, p. 4.

⁵⁰ “Nuclear Arms Reduction Deals to Become Multilateral—Lavrov,” *RIA Novosti*, 22 June 2013, <http://en.rian.ru/world/20130622/181811968/Nuclear-Arms-Reduction-Deals-to-Become-Multilateral-Lavrov.html>; Kathleen Hennessey and Paul Richter, “Obama Seeks Further Cuts to U.S., Russia Nuclear Arsenals,” *Los Angeles Times*, June 19, 2013, <http://articles.latimes.com/2013/jun/19/world/la-fg-obama-nukes-20130620>.

⁵¹ U.S. Department of Defense, “Report on Nuclear Employment Strategy,” p. 6.

⁵² North Atlantic Treaty Organization, “Deterrence and Defense Posture Review,” May 20, 2012, http://www.nato.int/cps/en/natolive/official_texts_87597.htm?mode=pressrelease.

Committee)」のマンデートに合意した⁵³。

ロシアは、米国やNATOに対する通常戦力の劣勢を補完する手段として非戦略核兵器を重視していると見られ、自国による削減には積極的ではない。ロシアの非戦略核兵器に関する軍縮提案も、他国による実施を求めるものである。たとえばNPT準備委員会では、非戦略核兵器を保有する他の国に、非戦略核を自国領域に移送すること、並びに外国での非戦略核の迅速な配備を可能にするようなすべてのインフラを廃棄することといった、ロシアが行っているものと同様の措置を取るよう主張した⁵⁴。ロシアはまた、米ソによって1987年に締結された中距離核戦力（INF）全廃条約をグローバル化し、INFの完全な廃棄に関する法的拘束力のある取極とするよう提案している⁵⁵。

非戦略核兵器に関する核軍縮については、NPDIがNPT準備委員会に作業文書を提出し、宣言政策の文脈において非戦略核兵器の配備態勢を見直すこと、非戦略核兵器に関する情報を提供すること、1991年及び1992年の大統領核イニシアティブの実施状況について透明性を確保することなどを求めた⁵⁶。

C)核兵器能力の強化・近代化の動向

核兵器（保有）国は、核兵器能力の強化あるいは近代化のための活動を継続している。

ロシアは、老朽化したICBM及びSLBMの更新に向けた開発を進めてきた。カラカエフ（Sergei Karakayev）戦略ロケット軍司令官は2011年5月に、ロシアが戦略ミサイル戦力を2021年までに98%を近代化すると述べていた⁵⁷。2013年に見られた動きとしては、司令官が、2013年中に15基のRS-24を配備すると発言した⁵⁸。またロシアは、SS-18の後継となる重ICBMのプロトタイプの新設を2014年に開始する予定だとしていたが⁵⁹、12月にはカラカエフ司令官が、2018～20年に新型の重ICBMを配備するであろうと発言した⁶⁰。さらにロゴジン副首相（Dmitry Rogozin）は、米国のMD開発に対抗して、MD突破能力を持つ「MDキラー」と称するICBMの開発を行っている⁶¹と述べた。MDへの対抗措置という観点では、ロシア国防省が12月、カリーニングラードにイスカデル短距離弾道ミサイル（SRBM）を配備したことを明らかにしたが⁶²、プーチン（Vladimir V. Putin）大統領は、米国

⁵³ Oliver Meier, “NATO Agrees on New Arms Control Body,” *Arms Control Now*, February 26, 2013, <http://armscontrolnow.org/2013/02/26/nato-agrees-on-new-arms-control-body/>.

⁵⁴ “Statement by the Russian Federation,” Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster I, Geneva, April 25, 2013.

⁵⁵ Ibid.

⁵⁶ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.3, 6 March 2013.

⁵⁷ Mark B. Schneider, “Russian Nuclear Modernization,” Talking Points from Remarks Made to an Air Force Association, National Defense Industrial Association and Reserve Officers Association Seminar, June 20, 2012, p. 7.

⁵⁸ “15 RS-24 Yars Missiles to be Deployed by the End of 2013,” *Russian Strategic Nuclear Forces*, December 17, 2013, http://russianforces.org/blog/2013/12/15_rs-24_yars_missiles_to_be_d.shtml.

⁵⁹ “Russia to Start Building Prototype of New Heavy ICBM in 2014,” *RIA Novosti*, 18 June 2013, http://en.ria.ru/military_news/20130618/181738737/Russia-to-Start-Building-Prototype-of-New-Heavy-ICBM-in-2014.html.

⁶⁰ “Sarmat Heavy ICBM Expected to be Ready in 2018-2020,” *Russian Strategic Nuclear Forces*, December 17, 2013, http://russianforces.org/blog/2013/12/sarmat_heavy_ichm_expected_to.shtml.

⁶¹ “Russia Tests ‘Missile Defense Killer,’” *RIA Novosti*, 7 June 2013, http://en.rian.ru/military_news/20130607/181558509/Russia-Tests-Missile-Defense-Killer.html.

⁶² “Russia is Fielding Nuclear-Capable Missiles in Territory Bordering NATO,” *Global Security Newswire*, December 17, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/russia-reveals-fielding-nuclear-capable-missiles-territory-bordering-nato/>.

及びNATOの欧州におけるミサイル防衛配備への対抗措置にイスカデルの配備が選択肢としてあることを認めつつ、12月の時点では配備決定はなされていないと発言した⁶³。核・通常両用のイスカデルの射程は400kmであり、その保有及び配備はINF条約には違反しない。

2007年に進水したボレイ級SSBNについては、2020年までに8隻建造する計画を進めており、11月には、ロシア海軍が2014年末にも5隻目のボレイ級SSBNの建造を開始する計画であると伝えられた⁶⁴。2013年10月には、ロシアが、核兵器に関する支出を今後3年間に50%以上増額するとの予算案も示された⁶⁵。

米国は、新型核弾頭を開発せず、核兵器に新しい軍事的任務を付与しないという方針を維持している⁶⁶。米国は、4タイプのB61重力落下式核爆弾をB61-12に統合し、安全性及び信頼性向上を目的とした技術を組み込むとともに、精密誘導装置 (tail kit) を装着することを計画しているが、新たな能力や任務を付与するものではないとしている⁶⁷。また、冷戦期に配備が開始された既存の戦略運搬手段の更新時期が近づいており、後継となるICBM、SSBN及び戦略爆撃機 (Long Range Strike-Bomber) (並びにこれに搭載される空中配備巡航ミサイル (ALCM) の代替となる長距離スタンドオフ (Long-Range Standoff)) の開発が検討されている⁶⁸。

中国は、核戦力の近代化を積極的に継続していると見られるが、透明性が低く、その動向に関して中国政府が情報を公開することはほとんど皆無に近い。米国防総省が公表した中国の軍事力に関する報告書 (2013年) によれば、中国は多弾頭式の新型道路移動式ICBMを開発していると考えられている⁶⁹。7月及び12月には、射程1万1,000~1万2,000kmで1基に10発の弾頭を搭載可能だと見られるDF-41・移動式ICBMの発射実験が行われたと報道された⁷⁰。晋級SSBN (Type 094) については、3隻が運用されるとともに、新規建造が続いており、今後、最大で5隻が運用されると見られる。晋級SSBNには射程7,400kmのJL-2・SLBMが搭載されるが、米国はJL-2が2013年には初期運用能力IOCを獲得すると考えている⁷¹。さらに中国は、巡航ミサイル原子力潜水艦 (SSGN、Type 095)、並びに「航続距離や機動性や静粛性を高めた」新たなSSBN (Type 096、Tang級) を導入し核抑止力を強化する計画もあると見られる。

フランスは2010年に、4隻目となるル・トリオンファン級SSBNに射程8,000kmのSLBMである

⁶³ “Putin Says Missiles not yet Deployed to Kaliningrad Region,” *Reuters*, December 19, 2013, <http://news.yahoo.com/putin-says-missiles-not-yet-deployed-kaliningrad-region-085601922.html>

⁶⁴ “Russia to Start Building 5th Borey Nuclear Sub in 2014,” *RIA Novosti*, November 13, 2013, http://en.ria.ru/military_news/20131113/184691368/Russia-to-Start-Building-5th-Borey-Nuclear-Sub-in-2014.html.

⁶⁵ “Russia to Up Nuclear Weapons Spending 50% by 2016,” *RIA Novosti*, 8 October 2013, http://en.ria.ru/military_news/20131008/184004336/Russia-to-Up-Nuclear-Weapons-Spending-50-by-2016.html.

⁶⁶ “Statement by Thomas Countryman, Assistant Secretary for International Security and Nonproliferation Department of State, United States of America,” Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, Geneva, April 22, 2013.

⁶⁷ 他方で、B61-12の能力は以前のタイプのものよりも高まるという議論もある。

⁶⁸ 米国による核兵器能力の近代化については、2013年4月17日の上院軍事委員会戦略軍小委員会公聴会での証言及び議論などを参照。

⁶⁹ U.S. Department of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2013*, p. 31.

⁷⁰ Bill Gertz, “China Conducts Second Flight Test of New Long-Range Missile,” *Washington Free Beacon*, December 17, 2013, <http://freebeacon.com/china-conducts-second-flight-test-of-new-long-range-missile/>.

⁷¹ U.S. Department of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2013*, p. 31.

M-51を搭載した。それまでの3隻のル・トリオンファン級SSBNには射程6,000kmのM-45・SLBMが搭載されているが、フランスは2017～2018年までに、それらをM-51に転換する計画である⁷²。

英国では、SSBN更新問題に関して、7月に「トライデント代替見直し(Trident Alternative Review)」報告書が公表された。報告書では、英国が今後保有すべき核戦力のオプションとして、核兵器を搭載するSLBM及び巡航ミサイル、並びにそのプラットフォームとして航空機、水上艦艇、攻撃型原子力潜水艦(SSN)、SSBN及びSSGNを挙げて検討がなされた。報告書では、検討の結果として特定のオプションが勧告されたわけではなかったが、抑止力としての価値、並びに研究・開発や開発に要するコストなどの点から、SSBNでリプレースすることで現行の態勢を維持するというアプローチ(Like-for-Like replacement)が、英国独自の核抑止力の維持にあたって好ましいとの考えが示唆されているように思われる。現行の4隻態勢から3隻態勢への削減は、SSBNの常時パトロールを継続するという「継続的海洋抑止(continuous at-sea deterrence)」を終了させることになるとも指摘している⁷³。

南アジアの核兵器保有国は弾道ミサイル開発を継続しているが、その焦点は対照的である。インドは9月に射程5,000kmの弾道ミサイルのアグニ5の発射実験を実施した。また、射程6,000kmのMIRV化ICBM・アグニ6の開発も計画されている⁷⁴。これに対してパキスタンは、インドに対する抑止力を主眼とした、短距離及び準中距離ミサイルの開発・配備に注力している。射程60kmのハトフ9は2月及び11月に成功裏に実験が行われた⁷⁵。2月には射程180kmで核兵器搭載可能なハトフ2の発射実験も実施された⁷⁶。印パが保有する核弾頭数も、前年より10発程度増加していると見積もられている⁷⁷。

北朝鮮による2月の核実験に対して、3月に採択された安保理決議2094では、改めて同国による核・ミサイルの活動の停止を要求したが、北朝鮮はこれを継続している。3月31日には金正恩第一書記が中央委員会総会で、米国の脅威に対抗し核開発を「質量ともに高めていかざるを得ない」と核開発の強化を宣言し、核兵器開発と経済建設に同時に焦点を当てて推進するという活動方針を宣言した⁷⁸。

北朝鮮の姜杓永人民武力省次官が3月に述べたように、「攻撃目標を設定した大陸間弾道ミサイル及び他のミサイルは、軽量化、小型化及び多様化された核弾頭を装着し、待機状態にある」⁷⁹かは分か

⁷² たとえば、“France Submarine Capabilities,” Nuclear Threat Initiative, August 15, 2013, <http://www.nti.org/analysis/articles/france-submarine-capabilities/>を参照。

⁷³ United Kingdom, *Trident Alternative Review*, 16 July 2013.

⁷⁴ “Agni-VI All Set to Take Shape,” *The Hindu*, February 4, 2013, <http://www.thehindu.com/news/national/agnivi-all-set-to-take-shape/article4379416.ece>; “Advanced Agni-6 Missile with Multiple Warheads Likely by 2017,” *Business Standard*, May 8, 2013, http://www.business-standard.com/article/economy-policy/advanced-agni-6-missile-with-multiple-warheads-likely-by-2017-113050800034_1.html.

⁷⁵ “Pakistan Successfully Test Fires Nuclear-Capable Hatf-IX Missile,” *The Indian Express*, February 11, 2013, <http://www.indianexpress.com/news/pakistan-successfully-test-fires-nuclearcapable-hatfix-missile/1072588/0>; “Pakistan Successfully Test Fires Hatf IX,” *Dawn*, November 5, 2013, <http://dawn.com/news/1054272/pakistan-successfully-test-fires-hatf-ix>.

⁷⁶ “Pakistan Successfully Tests Nuclear-Capable Hatf-II Missile.”

⁷⁷ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2013: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2013), chapter 7.

⁷⁸ “North Korea Declares 'State of War' With South,” *Global Security Newswire*, April 1, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/north-korea-declares-state-war-south/>.

⁷⁹ “N. Korea Unable to Reach U.S. with Missiles, but Asia Allies Vulnerable,” *Global Security Newswire*, March 8, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/north-korea-unable-reach-us-missiles-regional-states-are->

らない。米防衛情報局（DIA）は、『中程度の確度』で、北朝鮮が弾道ミサイルに搭載できる程度に小型の核兵器を保有しているかもしれないが、ミサイルの信頼性は低い」と見積もっている⁸⁰。また韓国の金寛鎮国防相は11月20日の国会答弁で、「北朝鮮はウランを用いて核兵器を製造できると評価している」と発言した⁸¹。北朝鮮は、2013年半ば頃から新たなミサイル発射施設を東倉里（トンチャンリ）に建設したり⁸²、たびたび長距離弾道ミサイルのエンジン燃焼実験を行ったりしている⁸³と分析されている。その新型長距離弾道ミサイルKN-08の開発は進んでいると見られ⁸⁴、米太平洋軍のロックリア（Samuel J. Locklear）司令官もKN-08の脅威を真剣に捉え、米国本土に到達する可能性を考慮して計画を立てていると述べた⁸⁵。

(4) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

『ひろしまレポート2013年』では、主に核兵器（保有）国の宣言政策を取り上げて、国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減に関する動向をとりまとめた。2013年には、国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割、「唯一の目的（sole purpose）」や先行不使用、消極的安全保証、非核兵器地帯条約議定書、拡大核抑止のいずれについても、各国の政策に大きな変更は見られなかったが、その中でもいくつかの動きについて取り上げることとした。

A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状

米国防総省は、6月に公表した核運用戦略報告で、戦略環境、核兵器運用指針（原則、核運用計画指針、核兵器の役割の低減、核のヘッジ）と、その含意として核戦力態勢（核の三本柱、非戦略核兵器、戦略戦力レベル）、核兵器ストックパイル、抗堪性・柔軟性、核抑止・拡大抑止・保証・防御、並びに通常打撃能力・ミサイル防衛への依存の増大といった問題についての方向性を示した⁸⁶。それらは、2010年4月のNPRで示された内容を踏まえたものであり、米国の核政策に変更を求めるものではなかった。

核運用戦略報告では、「米国は、ロシア及び中国との戦略的安定を確保するという挑戦への対処を継続しなければならない」とし、米国と同等の核兵器能力を持つ唯一の国であるロシアとの戦略的安定について、冷戦期のような核戦力の数的均衡の必要性はないが、その「大きな不均衡は、両国、及び米国の同盟国・パートナーの懸念を惹起しうるし、特に核戦力が大幅に削減された際に、安定的で長期的な戦略関係を維持するのに寄与しない」との考えを示した。また中国との関係については、中国

vulnerable/.

⁸⁰ “North Korea Can Put a Nuke on a Missile, U.S. Intelligence Agency Believes,” *ABC News*, April 11, 2013, <http://abcnews.go.com/Politics/north-korea-put-nuke-missile-us-intelligence-agency/story?id=18935588>.

⁸¹ “N. Korea Can Produce Uranium-Based Nuclear Bomb: Seoul’s Defense Chief,” *Yonhap News Agency*, November 20, 2013, <http://english.yonhapnews.co.kr/national/2013/11/20/66/0301000000AEN20131120008200315F.html>.

⁸² Nick Hansen, “Major Construction at the Sohae Rocket Test Site,” *38 North*, 30 August 2013, <http://38north.org/2013/08/sohae083013/>.

⁸³ Nick Hansen, “Probable Rocket Engine Test Conducted at Sohae,” *38 North*, 23 September 2013, <http://38north.org/2013/09/sohae092313/>.

⁸⁴ Jeffrey Lewis and John Schilling, “Real Fake Missiles: North Korea’s ICBM Mockups Are Getting Scary Good,” *38 North*, November 4, 2013, <http://38north.org/2013/11/lewis-schilling110513/>.

⁸⁵ “U.S. Admiral Taking Threat of North Korean ICBMs Seriously,” *Global Security Newswire*, November 6, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/us-admiral-says-he-taking-threat-north-korean-icbms-seriously/>.

⁸⁶ U.S. Department of Defense, “Report on Nuclear Employment Strategy.”

の核・通常戦力の近代化、並びに核計画の透明性の欠如に懸念を示しつつ、「米国は、米中関係における戦略的安定を維持するために関与を続け、より安定的で、弾力性があり、透明な安全保障関係を発展させるために、核問題に関する対話の開始を支持する」と記された⁸⁷。

米国の具体的な核攻撃目標は高い機密事項であり公表されないが、核運用戦略報告では、「潜在的な敵に対する大きな対兵力打撃 (counterforce) 能力を維持」し、「『対価値打撃 (counter-value)』あるいは『最小限抑止 (minimum deterrence)』戦略には依拠しない」との指針が示された⁸⁸。米国は、対価値打撃に基づく確証破壊戦略を宣言政策として1960年代に採用した際も、運用政策上は敵の核戦力や軍事施設などへの対兵力打撃を基軸とし、これが現在に至るまで続いてきた。現行の作戦計画 (OPLAN) 8010でも、核攻撃目標の中心は、核兵器を含む大量破壊兵器 (WMD) インフラ、軍事・国家リーダーシップ、戦争支援インフラなどだとされる⁸⁹。核運用戦略報告では、オバマ政権が米国の伝統的な打撃オプションを踏襲することが確認された。

ロシアについては、軍参謀本部の匿名のスタッフが、ボレイ級原子力潜水艦の哨戒海域を、来年以降、段階的に拡大し、南半球を含めた世界中の海洋での任務を20年ぶりに再開させると述べた⁹⁰。

英国は、7月の「トライデント代替見直し」報告書で、将来の抑止態勢に関する5つの可能性を検討した。その5つの核態勢として挙げられたのは、(1)現在の核抑止態勢の継続する「継続的抑止 (Continuous deterrence)」、(2)特定の期間に高い即応態勢を維持する「焦点を当てた核抑止 (Focused nuclear deterrence)」、(3)高い即応態勢は採らないが、目に見える抑止能力の配備を維持する「持続的核抑止 (Sustained nuclear deterrence)」、(4)潜在的な敵が予見できないよう、配備の頻度及び期間を不定期にする「応答的抑止態勢 (Responsive nuclear deterrence)」、(5)通常は配備しないが、その能力を維持する「保持的核抑止 (Preserved nuclear deterrence)」であった⁹¹。報告書では結論が示されたわけではなかったが、既存の核態勢の継続に関心があることが示唆された。

B) 「唯一の目的」、先行不使用、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント

中国を除く4核兵器国は核兵器の先行不使用を宣言していない。また米国は、2010年NPRに明記された「米国の核兵器の基本的な役割 (fundamental role) は、米国及び同盟国・パートナーに対する核攻撃を抑止することである」という政策を、核運用戦略報告でも繰り返した⁹²。

4月に公表された中国の国防白書では、「国が核の脅威を受けた際は、核ミサイル部隊は中央軍事委員会の命令によって、警戒レベルを高め、核による反撃の準備を整え、敵を威嚇し中国に対する核兵器の使用を抑止する。国が核攻撃を受けたときは、ミサイル核兵器を使用し、単独あるいは他の軍種の核戦力と共同して、敵に対し断固たる反撃を加える」⁹³と明記された。その一方で、これまでの国防白書で必ず言及されてきた核兵器の先行不使用政策が2013年の国防白書では初めて触れられてい

⁸⁷ Ibid., p. 3.

⁸⁸ Ibid., p. 4.

⁸⁹ Hans M. Kristensen, “Obama and the Nuclear War Plan,” *Federation of the American Scientists Issue Brief*, February 2010, p. 6.

⁹⁰ “Russia to Send Nuclear Submarines to Southern Seas,” *Reuters*, June 1, 2013, <http://www.reuters.com/article/2013/06/01/us-russia-submarines-patrol-idUSBRE95007V20130601>.

⁹¹ United Kingdom, *Trident Alternative Review*, pp. 22-23.

⁹² U.S. Department of Defense, “Report on Nuclear Employment Strategy,” p. 4.

⁹³ The People’s Republic of China, “The Diversified Employment of China’s Armed Forces,” April 2013, http://news.xinhuanet.com/english/china/2013-04/16/c_132312681.htm.

なかったことが注目された⁹⁴。中国国防省の楊宇軍スポークスマンは4月25日の記者会見で、この点について、先行不使用政策は変更されていないこと、今回の国防白書がタイトルにもあるように「中国の軍事力の多様な運用」という特定テーマに焦点を当てたものであり、核政策の詳細については述べられていないことを説明した⁹⁵。中国は2013年NPT準備委員会でも、「いつ、いかなる状況でも、核兵器の先行不使用政策を維持してきた」と述べた⁹⁶。

他の核兵器保有国についても、2013年には大きな政策の変更は見られなかった。インドは、インドへの大規模な生物・化学兵器攻撃に対する核報復オプションを留保しつつ、核兵器の先行不使用を宣言している。これに対して、通常戦力でインドに劣勢なパキスタンは、先行不使用を宣言していない。曖昧政策を維持するイスラエルは、安全保障戦略・政策における核兵器の役割についても言及していない。北朝鮮は、2月の核実験を非難して制裁措置が強化された安保理決議2094の採択後、日米韓に対する威嚇を繰り返した。3月には休戦協定の白紙化を宣言し、4月には朝鮮人民軍総参謀本部報道官談話として、「米国の北朝鮮に対する敵対政策と核の脅威のエスカレートは、…小型化、軽量化、多様化した北朝鮮の先端核攻撃手段によって粉砕されること、これに関連した革命的軍事力の無慈悲な作戦が最終的に検討され、決定されたことを、ホワイトハウス及び米国防総省に公式に通告する」⁹⁷と述べるなど、その威嚇には核攻撃の示唆もしばしば含まれた。

C)消極的安全保証

5核兵器国の消極的安全保証に関する政策は、2013年には変化が見られなかった。5核兵器国のうち、非核兵器国に対して無条件の消極的安全保証を宣言し、またNAM諸国を中心とする非核兵器国が求める法的拘束力のある消極的安全保証に賛意を示しているのは中国だけである。米国及び英国は、核不拡散義務に違反している場合を除き、NPT締約国である非核兵器国には核兵器の使用または使用の威嚇を行わないという消極的安全保証を宣言している。ロシア及びフランスは、1995年にそれぞれが行った消極的安全保証に関する宣言の内容を現在も維持しており、核兵器国と同盟関係にある非核兵器国による攻撃の場合を除いて、NPT締約国である非核兵器国に対して核兵器を使用または使用の威嚇を行わないとしている。

NAM諸国は2013年NPT準備委員会でも、改めて「効果的、普遍的、無条件、非差別的で取り消しのできない、法的拘束力のある消極的安全保証」を核兵器国に求めた⁹⁸。

『ひろしまレポート2013年』でも述べたように、消極的安全保証は、NPTの文脈で、核兵器の取得を放棄する非核兵器国がその不平等性を緩和することを目的の一つとして、NPT上の核兵器国に提供を求めるものであるが、インド、パキスタン及び北朝鮮も同様の宣言を行っている。2013年には、こ

⁹⁴ James M. Acton, “Is China Changing Its Position on Nuclear Weapons?” *New York Times*, April 18, 2013, http://www.nytimes.com/2013/04/19/opinion/is-china-changing-its-position-on-nuclear-weapons.html?_r=0; James M. Acton, “Debating China’s No-First-Use Commitment: James Acton Responds,” *Proliferation Analysis*, April 22, 2013, <http://carnegieendowment.org/2013/04/22/debating-china-s-no-first-use-commitment-james-acton-responds/g0lx>.

⁹⁵ Hui Zhang, “China’s Nuclear Policy: Changing or Not?” *Power and Policy*, May 31, 2013, <http://www.powerandpolicy.com/2013/05/31/chinas-nuclear-policy-changing-or-not/>.

⁹⁶ “Statement by China,” Cluster I, Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Geneva, April 25, 2013.

⁹⁷ “U.S. Should Ponder over Grave Situation: Spokesman,” *KCNA*, April 4, 2013, <http://www.kcna.co.jp/item/2013/201304/news04/20130404-03ee.html>.

⁹⁸ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.15, 21 March 2013.

これらの国々の宣言に変化はなかった。インドは、「インド領域やインド軍への生物・化学兵器による大規模な攻撃の場合、インドは核兵器による報復のオプションを維持する」としつつ、非核兵器国への消極的安全保証を宣言している。パキスタンは、無条件の消極的安全保証を宣言してきた。北朝鮮は、「非核兵器国が侵略や攻撃において核兵器国と連携していない限りにおいて」、消極的安全保証を提供するとしている。

D)非核兵器地帯条約議定書への署名・批准

非核兵器地帯条約に付属する議定書では、核兵器国が条約締約国に対して法的拘束力のある消極的安全保証を提供することが規定されている。しかしながら、表1-3に示すように、5核兵器国すべての批准を得たのはラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約議定書のみである。2013年には、新たに議定書を批准する核兵器国はなかった。

表1-3：消極的安全保証に関する非核兵器地帯条約議定書への核兵器国の署名・批准状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国
ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）	○	○	○	○	○
南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）	○	○	○	○	△
東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）					
アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）	○	○	○	○	△
中央アジア非核兵器地帯条約					

[○：批准 △：署名]

東南アジア非核兵器地帯条約議定書に関しては、フランスが2013年NPT準備委員会で、「議定書署名の用意はできている」⁹⁹と述べた。またロシアは、「議定書への加入に必要な内部の手続きは完了しており、核兵器国による署名の用意はできていると考えている」¹⁰⁰と発言した。中央アジア非核兵器地帯条約議定書については、フランスが「P5と中央アジア諸国との対話を再開している」¹⁰¹とし、ロシアは、「法的地位を最終決定するための両者の取組が2013年中になされることが可能であり、またそうしなければならない」¹⁰²と述べた。しかしながら、進展は見られなかった。

消極的安全保証を規定した非核兵器地帯条約議定書について、署名あるいは批准の際に一定の留保や解釈宣言を付す核兵器国がある。この点に関して、NPDIはNPT準備委員会で、核兵器国に対して非核地帯条約の目的に反する留保や解釈を撤回するよう求めた¹⁰³。NAM諸国及びNACも同様の提案

⁹⁹ “Statement by France,” Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster I, Geneva, April 24, 2013.

¹⁰⁰ “Statement by Mikhail Ulyanov, Head of the Delegation of the Russian Federation Director of the Department for Security Affairs and Disarmament Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation at the Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,” Geneva, 22 April 2013.

¹⁰¹ “Statement by France,” Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster I, Geneva, April 24, 2013.

¹⁰² “Statement by Mikhail Ulyanov.”

¹⁰³ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.24, 11 April 2013.

を行っている。

E) 拡大核抑止への依存

米国が同盟国に供与する拡大核抑止について、米国及び同盟国ともに、2013年には政策の変化は見られなかった。米国が拡大核抑止を提供している主要な国は、NATO諸国、日本、韓国及び豪州である。このうち米国は、NATO同盟国のベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコに航空機搭載の重力落下式核爆弾を150～200発配備し、そうした国々との核シェアリングを継続している。欧州NATO諸国以外の領域には、米国の核兵器は配備されておらず、核シェアリングも行われていない。他方、2月の北朝鮮による核実験以降、北朝鮮が日米韓に対する挑発的な言動を強める中で、米国は対北朝鮮抑止、並びに韓国に供与する拡大抑止の信頼性を示すべく、米韓による3月の軍事演習に、核兵器搭載可能なB2戦略爆撃機を派遣した。

(5) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

米国の研究者によれば、米露の約1,800発の核兵器が警報即発射（LOW：敵が核攻撃の実施を決定また着手しているが、それが弾道ミサイルの発射や爆撃機の発進などの形で実際に開始される前に、敵に対して行う核攻撃）、あるいは攻撃下発射（LUA：敵による核攻撃開始の警報を受けて、その核兵器が着弾（first impact）する前に、敵に対して行う核攻撃）といった高い警戒態勢に置かれている。また、英国の48発及びフランスの80発の核兵器が、SSBNの常時パトロールの下で、米露のものよりは低い警戒態勢に置かれている¹⁰⁴。

2013年には、警戒態勢に関する核兵器（保有）国の政策に変化は見られなかったが、米国は核運用戦略報告で、「奇襲的な武装解除核攻撃の可能性が大きく低下していることを受けて、国防総省に、攻撃下発射の能力を保持しつつ、米国の計画における攻撃下発射の役割を低減するため、一層のオプションを検討するよう指示する」¹⁰⁵として、警戒態勢を将来的に低減する可能性を示唆した。

中国は、通常は核弾頭と運搬手段を切り離して保管し、即時発射の態勢は採られていないと見られるが、新型SSBNを配備した場合にSLBMと核弾頭が切り離されて搭載されるのか否かといった点も、今後注視する必要がある。

(6) 包括的核実験禁止条約（CTBT）

A) CTBT 署名・批准

包括的核実験禁止条約（CTBT）に署名する国は183カ国となり、このうち批准国は、前年末の157カ国から4カ国増えて161カ国となった（2013年11月現在）。しかしながら、条約の発効に必要な国として特定された44カ国（発効要件国）のうち、5カ国（中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国）の未批准、並びに3カ国（インド、パキスタン、北朝鮮）の未署名が続いているため、条約は発効していない（この他に、調査対象国ではシリアが未署名）。このうち米国は、オバマ大統領がベルリン演説で改めてCTBT批准を目指す述べたが、上院における批准承認に向けた手続きはとられていない。他の未署名国及び未批准国についても、条約署名・批准に向けた新しい動きは2013年には見られな

¹⁰⁴ Hans M. Kristensen, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons,” Presentation to NPT PrepCom Side Event, Geneva, April 24, 2013; Hans M. Kristensen and Matthew McKinzie, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons,” United Nations Institute for Disarmament Research, 2012.

¹⁰⁵ U.S. Department of Defense, “Report on Nuclear Employment Strategy,” p. 5.

った。

9月27日には、CTBT発効促進会議が条約批准国・署名国により開催された。会議では、CTBT早期発効の必要性、あるいは国際監視制度（IMS）など検証制度のさらなる整備・強化などが議論された。参加国によって採択された最終宣言（Final Declaration）¹⁰⁶では、未署名国及び未批准国に対して条約の早期署名・批准が求められた。また最終宣言では、2013年2月の北朝鮮による核実験について、CTBTのIMSが通常とは異なる地震波及び微気圧振動を検知したこと、4月には放射性希ガスも観測したことを挙げて、検証体制が効果的に機能しているとした¹⁰⁷。

会議では、未批准国の中国、イスラエル及び米国が、以下のように発言したが、いずれも早期の批准を確約するものではなかった。

- ▶ 中国：「中国政府は、審議のために条約を全国人民代表大会に提出しており、審議プロセスを進めるよう継続している。中国が条約発効の障害とはならないことを確信している」¹⁰⁸
- ▶ イスラエル：「イスラエルのCTBT発効に関するスタンスは、全体的な地域情勢、条約の検証システムの完成、並びに条約の政策形成機関におけるイスラエルの主権的に平等な地位に基づくものとなるであろう」¹⁰⁹
- ▶ 米国：「検証、並びに米国の備蓄弾頭維持計画の進展を念頭に、我々は米国民の関心を引き付けるプロセスを開始してきた。条約は人々の関心の最前線にあるわけではないこと、また条約が非常に技術的であることを知っている。我々は、人々が時間をかけ、吸収し、その背後にある論拠を理解してほしいと考えている。条約を投票にかける時間枠を設定していないが、…アウトリーチの努力を継続するであろう」¹¹⁰

CTBT発効促進会議と同日、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会は、発効促進のための努力を支援し、補完することを目的として、国際的に著名な専門家など18名からなる賢人会議（GEM）を発足させた。発効促進会議でも、参加国から、GEMのイニシアティブによる発効促進に向けた取組への期待が述べられた。

CTBT発効促進会議では、署名国・批准国が行ったCTBT発効促進のための活動の概要を取りまとめた文書が配布された¹¹¹。この文書では、2011年9月から2013年8月までの間の活動として、発効要件国に対する二国間の取組（豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、日本、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、トルコ、英国、米国など）、それ以外の国に対する二国間の取組（豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、トルコ、英国、米国など）、グローバルレベルでの取組（豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、日本、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、ロシア、スイス、トルコ、UAE、英国、米国など）、地域レベルでの多国間

¹⁰⁶ “Final Declaration and Measures to Promote the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty,” Conference on Facilitating the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty, New York, September 27, 2013.

¹⁰⁷ Ibid.

¹⁰⁸ “Statement by China,” 2013 Conference on Facilitating the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty, New York, 27 September 2013.

¹⁰⁹ “Statement by Israel,” 2013 Conference on Facilitating the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty, New York, 27 September 2013.

¹¹⁰ “Statement by the United States of America,” 2013 Conference on Facilitating the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty, New York, 27 September 2013.

¹¹¹ CTBT-Art.XIV/2013/4, 6 September 2013.

の取組（豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、フランス、日本、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、韓国、トルコ、UAE、英国、米国など）が紹介された。

核実験禁止に向けた取組としては、セミパラチンスク核実験場（1991年に閉鎖）のあるカザフスタンのイニシアティブにより、2012年8月、核実験廃絶（ATOM: Abolish Testing. Our Mission）プロジェクトが立ちあげられた。ATOMプロジェクトは、核実験による人類及び環境への惨状に対する認識を深め、「核実験のない世界」の確立を目的とした国際的なキャンペーンである。ATOMプロジェクトは、「核実験に反対する国際デー（International Day against Nuclear Tests）」の一環として、8月にはウィーン国連事務局のあるウィーン国際センターにて展示活動を行った¹¹²。

B)CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム

5核兵器国、インド及びパキスタンは、核爆発実験モラトリアムを引き続き維持している。核兵器の保有の有無を公表していないイスラエルは、核爆発実験の実施の可能性についても言及していない。北朝鮮は、後述のように2013年2月に核爆発実験を実施した。これに対する安保理決議2094で、「北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はいかなるその他の挑発もこれ以上実施すべきでないことを決定」したが、北朝鮮は、その後も核爆発実験のモラトリアムを宣言していない。

C)CTBTO 準備委員会との協力

調査対象国によるCTBTO準備委員会への分担金（2012年）の支払い状況は、下記のとおりである¹¹³。

- 全額支払い（Fully paid）：豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、エジプト、フランス、ドイツ、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE、英国
- 一部支払い（Partially paid）：ブラジル、米国
- 投票権停止（Voting right suspended）：イラン

米国は、分担金とは別に自発的貢献（voluntary contribution）として345万ドルの拠出を約束している。これは、CTBTの検証体制の強化、とりわけ2014年11～12月にヨルダンで行われる統合野外演習（IFE14）の準備のために用いられる¹¹⁴。

D)CTBT 検証システム発展への貢献

発効促進会議でも言及されたように、2月の北朝鮮による核実験に対して、CTBTのIMSは適切に異常な事象を検知し、検証体制が着実に整備されていることを明らかにした。他方、IMSステーションの設置については、本調査対象国のうち、未署名国で検証システムの発展に全く関与していないインド、パキスタン及び北朝鮮を除けば、中国、エジプト及びイランでの進展が遅れている。このうち中国については、CTBTO準備委員会が、領域内の10のモニタリング・ステーションのデータの共有

¹¹² ATOMプロジェクトについては、同プロジェクトのホームページ（<http://theatomproject.org/en/>）を参照。

¹¹³ “CTBTO Member States’ Payment as at 31-Dec-2012,” http://www.ctbto.org/fileadmin/user_upload/treasury/31Dec2012_Member_States_payments.pdf.

¹¹⁴ Preparatory Commission for the Comprehensive-Nuclear-Test Ban Treaty Organization, “Voluntary Contribution by the United States,” 6 September 2013, <http://www.ctbto.org/press-centre/highlights/2013/voluntary-contribution-by-the-united-states/>.

開始に関して合意したと発表した¹¹⁵。2014年1月には、中国のIMSステーションからCTBTO準備委員会へのデータ送信が開始された¹¹⁶。

CTBTO準備委員会は11月26日、日本の73万7,000ドルの自発的拠出金によって構築された大気輸送モデル（ATM）の新システムを導入したと発表した¹¹⁷。ATMは主として、核実験で生じた放射性物質がどのように通過し、どこに到達したかをシミュレートするために用いられるが、新しいシステムの導入により、より高い精度で解析することが可能になる¹¹⁸。

現地査察に関しては、5～6月にハンガリーで演習が行われ、メンバー国及びCTBTO準備委員会から150名の専門家が参加した。また、上述のように、2014年11～12月にヨルダンでの統合野外演習の実施が計画されている。英国が2013年3月に主催した5核兵器国による技術専門家会合では、核実験を実施してきたという経験をもとに、特に統合野外演習を視野に入れつつ、核兵器国による今後の協力などについて議論が行われた¹¹⁹。

E)核実験の実施

北朝鮮は2月12日、北東部・豊溪里（ブンゲリ）の核実験場で3回目となる地下核実験を実施したと発表した。地震の規模はマグニチュード4.9とされ、前回の核実験の2倍程度の威力を持つ爆発だったと見積もられている¹²⁰。この実験は、IMSの94の地震ステーション及び2つの微気圧振動ステーションで探知された。放射性核種は当初、検出されなかった。しかしながらCTBTO準備委員会は、実験から2カ月後に、日本の高崎観測所とロシアのウスリースク観測所で、核実験で発生した可能性の高い放射性希ガス（Xe-133, Xe-131m）を検出したと発表した¹²¹。なお、北朝鮮が実験に使用した核兵器に、高濃縮ウラン（HEU）またはプルトニウムのいずれが用いられたかは不明である。

北朝鮮は、2月の核実験に際して、「今回の核実験は、最大限の自制を行使した北朝鮮による、最初の対応措置である。米国が最後まで北朝鮮に敵対的なアプローチを取るのであれば、…続いて第2次、第3次のより強いステップを取らざるを得なくなるであろう」¹²²とする外務省報道官談話を発表した。2013年末時点では、北朝鮮によるさらなる核実験、あるいは長距離弾道ミサイル発射実験などは実施されていない。しかしながら、10月には、核実験が差し迫っている兆候はないとしつつも、北朝鮮が

¹¹⁵ “China Promises to Ante Up Nuclear-Monitoring Data,” *Science Insider*, August 8, 2013, <http://news.sciencemag.org/2013/08/china-promises-ante-nuclear-monitoring-data>.

¹¹⁶ Preparatory Commission for the Comprehensive-Nuclear-Test Ban Treaty Organization, “Chinese Monitoring Stations Now Sending Data,” 6 January 2014, <http://www.ctbto.org/press-centre/press-releases/2014/chinese-monitoring-stations-now-sending-data/>.

¹¹⁷ “Japan’s Intense Cooperation with the CTBTO,” Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization, November 26, 2013, <http://www.ctbto.org/press-centre/highlights/2013/japans-intense-cooperation-with-the-ctbto/>.

¹¹⁸ 「核実験場所、特定に威力 CTBT委に新システム」『産経新聞』2013年11月27日。

¹¹⁹ “Statement by the United Kingdom,” Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster I, Geneva, April 24, 2013; “Statement by Rose E. Gottemoellar,” 68th UNGA First Committee General Debate, October 9, 2013, <http://usun.state.gov/briefing/statements/215254.htm>.

¹²⁰ Rachel Oswald, “North Korean Nuclear Test More Than Twice as Powerful as Last Blast,” *Global Security Newswire*, February 19, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/north-korea-nuke-test-estimated-25-times-more-powerful-2009-blast/>.

¹²¹ Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization, “CTBTO Detects Radioactivity Consistent with 12 February Announced North Korean Nuclear Test,” Press Release, 23 April 2013, <http://www.ctbto.org/index.php?id=4032>.

¹²² “Spokesman for DPRK Foreign Ministry Urges U.S. to Choose Between Two Options,” *KCNA*, February 12, 2013, <http://www.kcna.co.jp/item/2013/201302/news12/20130212-19ee.html>.

豊溪里の核実験場で、新たに2カ所の坑道入り口を掘削し、核実験に向けた改修作業を続けているとの分析が発表された¹²³。

他の核兵器（保有）国は、CTBTで禁止された核爆発実験を、2013年についても実施しなかった。他方で米国は、核備蓄管理計画（SSP）の下で、「地下核実験を行うことなく備蓄核兵器を維持及び評価する」ことが目的であるとして、爆発を伴わない様々な実験を継続し、その種類及び回数を国家核安全保障局（NNSA）のホームページで公表している。このうち、強力なX線を発生させる装置「Zマシン」を用いて超高温・超高压の核爆発に近い状態をつくり、プルトニウムの反応を調べるという実験が、4～6月の間、及び7～9月の間にそれぞれ1回ずつ、サンディア国立研究所で実施された¹²⁴。米国以外の核兵器（保有）国については、核爆発を伴わない実験に関して公表しておらず、そうした実験を実施しているか否かを含めて明らかではない。

(7) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

ジュネーブ軍縮会議（CD）では2013年の会期でも、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉を行う特別委員会（ad hoc committee）の設置を盛り込んだ作業計画を採択することはできなかった。昨年と同様に、パキスタンが、兵器用核分裂性物質の新規生産だけでなく、既存のストックをも条約交渉の対象に含めるよう強く主張し、これが受け入れられない限りは作業計画の採択に反対するとの姿勢を変えなかったためである。1月にはCD議長のデカニー（András Dékány）大使（ハンガリー）が作業計画案（非公式）を示した。そこでは、単一の作業グループを設置して、「核兵器の廃絶という究極的な目標を伴う、核軍縮を前進させるための提案を検討すること、並びにその最初のステップとして、CD/1299及びこれに含まれたマンデートに基づいて、兵器用核分裂性物質生産禁止条約に向けた実質的な作業を開始すること」が提案された¹²⁵。2月11日には公式の作業計画案（CD/1948）としてメンバー国に提示されたが、パキスタンは従来の主張を繰り返し、作業計画の採択をブロックした。CDではその後、6月21日（CD/1952）及び8月13日（CD/1995）に作業計画案が提示されたが、いずれもコンセンサスが得られずに採択できなかった。

2012年の国連総会で採択された決議では、国連事務総長に、国連加盟国のFMCTに関する見解をまとめた報告を2013年の総会に提出するよう求めた¹²⁶。国連事務総長は、豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、イラン、日本、メキシコ、ノルウェー、パキスタン、韓国、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、英国、米国などにより提出された報告の主要な論点を取りまとめた報告書を作成し、国連総会に提出した¹²⁷。各国が提出した報告の全文は、国連のホームページに掲載されている¹²⁸。

¹²³ Nick Hansen, “Two New Tunnel Entrances Spotted at North Korea’s Punggye Nuclear Test Site,” *38 North*, 23 October 2013, <http://38north.org/2013/10/punggye102313/>.

¹²⁴ NNSA, “Stockpile Stewardship Program Quarterly Experiments,” <http://nnsa.energy.gov/ourmission/managingthestockpile/sspquarterly>を参照。

¹²⁵ “Draft Decision on a Programme of Work for the 2013 Session: Submitted by the President,” Conference on Disarmament, January 29, 2013.

¹²⁶ A/RES/67/53, 4 January 2013.

¹²⁷ A/68/154, 16 July 2013.

¹²⁸ “Member States’ Views,” United Nations Office at Geneva, <http://www.unog.ch/unog/website/disarmament.nsf/%28httpPages%29/384E4AAF5A1D7189C1257B7C003140CA?OpenDocument&unid=B8A3B48A3FB7185EC1257B280045DBE3>.

パキスタンは、この報告で、自国の立場を以下のように述べた¹²⁹。

- ▶ FMCTでは、将来の生産の禁止だけでなく、特に南アジアにおける核分裂性物質ストックパイルの著しい非対称性にも対処がなされるべきである
- ▶ パキスタンが懸念するストックの非対称性は、いくつかの国の戦略的・商業的利益によって進められてきた選択的な「民生用原子力協力」に関する差別的な政策の結果として、一層際立ってきた。これは、我々の隣国による軍事目的の核分裂性物質の生産を強化するものであり、地域におけるストックの非対称性をさらに悪化させるものである。パキスタンは、その不利を永続的に凍結し、抑止能力を損なうことで安全保障利益を根本的に脅かすような、核分裂性物質に関する条約の交渉に反対を強いられてきた
- ▶ このため、核分裂性物質に関する平等でバランスのとれた条約は、将来の生産の禁止を交渉するだけでなく、ストックの非対称性を削減するものでなければならない

パキスタンの他には、イランなどが、作業計画採択のブロックは模索していないものの、条約の下で規制される範囲（条約のスコープ）を将来の生産禁止のみならず、過去及び現在の生産を含めるよう主張している。またブラジルや南アフリカは、条約には将来及び過去の双方の兵器用核分裂性物質の生産を含めるべきだとしつつも、まずは将来の生産を禁止する条約を締結すべきだとの立場を明らかにした。中国及びイスラエルは、新規生産の禁止を定めるFMCT交渉開始に賛成しているが、西側核兵器国ほどの積極性を示しているわけではないと見られている。

条約交渉開始の見通しが立たない状況で、カナダが2012年の国連総会で提案し、採択された決議¹³⁰では、FMCTに関する政府専門家グループ（GGE）を設置することが求められた。GGEは2014～15年の間の8週間、会合を開催する予定となっている。またカナダ及びスペインは、2013年のNPT準備委員会に提出した作業文書で、条約のスコープをはじめとする注目を集める問題以外に条約の作成にあたって重要になる問題として、条約の期間、発効要件、及び脱退の問題を取り上げ、それらの論点の整理を行った¹³¹。

核兵器（保有）国による兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムについては、前年から状況に変化はなく、中国、インド、イスラエル及びパキスタンが宣言していない。このうち、インドについては、マイソール近郊の希少物質プラント（Rare Materials Plant）に2番目となるガス遠心分離施設の建設を完了させつつあり、軍事目的のHEU生産能力を大幅に増強するものとなり得るとの分析もある¹³²。また、パキスタンは再処理施設の建設を進め、北朝鮮はおそらくウラン濃縮施設の拡充を行っていると思われる。

(8) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性

2010年NPT運用検討会議で採択された最終文書において、核兵器国は、核軍縮に向けた具体的な措置の進展に関して、2014年NPT準備委員会で報告するよう求められているが（行動5）、この期限を

¹²⁹ “Pakistan’s View Pursuant to Resolution 67/53 Entitled: ‘Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons and Other Nuclear Explosive Devices,’ Adopted by the UN General Assembly on 3 December 2012,” [http://www.unog.ch/80256EDD006B8954/\(httpAssets\)/82A4BC6F7AE836EEC1257B98005B4203/\\$file/Pakistan.pdf](http://www.unog.ch/80256EDD006B8954/(httpAssets)/82A4BC6F7AE836EEC1257B98005B4203/$file/Pakistan.pdf).

¹³⁰ A/RES/67/53, 4 January 2013.

¹³¹ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.13/Rev.1, 24 April 2013.

¹³² David Albright and Serena Kelleher-Vergantini, “Construction Finishing of Likely New Indian Centrifuge Facility at Rare Material Plant,” *ISIS Imagery Brief*, December 4, 2013.

前にした具体的な進展は見込めないのではないかとの見方が強まっているようである¹³³。他方、5核兵器国は第4回核兵器国会議の共同声明で、重要な核関連の用語についての定義集（glossary of definitions）を2015年NPT運用検討会議に提出するとの目標を再確認した¹³⁴。中国は2013年NPT準備委員会で、5核兵器国が「重要な核関連の用語のリストに関して、仮の合意に達した」¹³⁵と述べ、また2年以内に定義集の編纂及び翻訳の作業を行うこと、成果を2015年NPT運用検討会議に報告することなど、作業の進捗状況を紹介した。

この他には、2013年に核兵器（保有）国が核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦力・ドクトリンに関して、追加的（かつ顕著）な透明性措置を講じることはなく、核兵器保有国の核に関する透明性の程度は昨年と大きな変化はなかった。

なお、NPDIが2012年NPT準備委員会に提出した作業文書「核兵器の透明性」には、大別して、核弾頭、運搬手段、兵器用核分裂性物質、核戦略・政策について報告を行うためのテンプレート案が添付されており¹³⁶、このテンプレートを用いて核兵器（保有）国の透明性に関する動向をまとめると、おおむね次のとおりである。

表1-4：核軍縮に係る透明性

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	北朝鮮
核弾頭									
核弾頭の総数（廃棄待ちを含む）		○							
ストックパイル中の核弾頭の総計		○		○	○				
戦略または非戦略核弾頭数		○	△	○	△				
配備戦略または非戦略核弾頭数			△	○	△				
非配備戦略または非戦略核弾頭数				○					
2013年における核弾頭の数的削減		○	○	○	○				
2013年に廃棄された核弾頭の総計									
運搬手段									
タイプ別（ミサイル、航空機、潜水艦、砲弾など）の核運搬手段の数		○	△	○	○				
2013年における運搬手段の数的削減			○		○				
2013年に廃棄された運搬手段の総計									
1995年以降の核軍縮									
1995-2000		○	○	○	○				
2000-2005		○	○	○	○				
2005-2010		○	○	○	○				
核ドクトリン									
軍事・安全保障概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割・重要性を低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	

¹³³ Andrea Berger and Malcolm Chalmers, “Great Expectations: The P5 Process and the Non-Proliferation Treaty,” *Whitehall Report*, No. 3-13 (August 2013), p. 33.

¹³⁴ “Fourth P5 Conference: On the Way to the 2015 NPT Review Conference,” Washington, DC, April 19, 2013, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2013/04/207768.htm>.

¹³⁵ “Statement by Mr. Pang Sen, Head of the Chinese Delegation, Director-General of the Department of Arms Control and Disarmament of MFA of the People’s Republic of China at the General Debate in the Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference,” Geneva, April 22, 2013.

¹³⁶ NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12, 20 April 2012.

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	北朝鮮
核戦力の運用態勢 (operational readiness) を低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	△	△	△	△	○		○	
事故あるいは未承認による核兵器使用のリスクを低減するためにとられた措置あるいはプロセス									
消極的安全保証	○	○	○	○	○	○		○	○
非核兵器地帯条約議定書の批准の現状及び見通し	△	△	△	△	△	-	-	-	-
非核兵器地帯条約議定書の発効に関する協議・協力	△	△	△	△	△	-	-	-	-
非核兵器地帯条約議定書についての留保の再検討の現状						-	-	-	-
核実験									
CTBT批准状況	△	○	○	○	△		△		
核爆発実験に関するモラトリアムの継続に関する政策の現状	○	○	○	○	○	○		○	
国、地域及び世界レベルでのCTBT発効促進のための活動		○		○	○				
予定される政策見直し									
核兵器のストック、核ドクトリンあるいは核態勢に関する、予定された、または実行中の政策見直しのスコープ及び焦点				○	○				
核分裂性物質									
国家安全保障目的のために生産されたプルトニウムの総計				○	○				
国家安全保障目的のために生産されたHEUの総計				○	○				
国家安全保障目的には余剰と宣言された核分裂性物質の総計			△		△				
軍事目的に必要なとされたすべての核分裂性物質をIAEAに申告すること、並びにそれらの核分裂性物質をIAEAなどの国際的な検証下に置くこと、あるいは平和目的に処分するための取組についての現状									
そのような核分裂性物質の不可逆的な除去を確保するための適切な法的拘束力のある検証の取組についての発展の現状			△	△	△				
核兵器用核分裂性物質の生産施設の廃棄または平和利用への転換の現状 (または将来の計画)		○							
核軍縮を支える他の措置									
信頼の向上、透明性の改善及び効率的な検証措置の発展を目的とした政府、国連及び市民社会との間の協力		○		○	○				
NPT第6条、1995年の決定「核不拡散及び核軍縮の原則及び目標」の paragraph 4(c)、及び2000年NPT運用検討会議の最終文書で合意された実際のステップの履行に関する定期報告									
軍縮・不拡散教育促進の活動									

(9) 核兵器削減の検証

『ひろしまレポート2013年』では、(1)核兵器削減の検証の受諾・実施、(2)核兵器削減のための検証措置の研究開発、(3)軍事目的に必要なとされた核分裂性物質への国際原子力機関（IAEA）査察の実施について状況を概略したが、2013年にはこれらに関する特段に新たな進展は見られなかった。米露間では、新STARTで定められた検証措置が引き続き実施されている。兵器から取り出された米露の余剰核物質に対する検証措置について、IAEAを交えて議論が行われてきたが、結論には至っていない¹³⁷。

(10) 不可逆性

A)核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画

米露による新STARTでは、過去に締結された主要な二国間核軍備管理条約と同様に、条約で規定された上限を超える戦略（核）運搬手段については検証を伴う解体・廃棄が定められている。核弾頭の解体・廃棄については条約上の義務ではないが、両国は一方的措置として部分的に実施してきた。

両国は、その正確な規模や全体像を公表していない。それでも米国からは一定の情報が提供されてきた。2013年2月に公表されたNNSAのファクトシートでは、米国は過去3年間に当初の目標よりも速いペース（112%）で核弾頭の廃棄を行ったこと、2009年までに退役した核弾頭については2022年までにすべて廃棄する計画であること、並びにB61、B81-0/1、W76-0、W80-0、W84及びW78といったタイプの核弾頭が数多く廃棄されてきたことなどが明らかにされた¹³⁸。米国は、Y-12国家安全保障複合施設にて、W69、B53、W83といった核弾頭の解体を行っているが¹³⁹、米予算の強制削減の影響により、核兵器の解体にも遅れが出るのではないかと見られている¹⁴⁰。

ロシアは、核弾頭や兵器用核分裂性物質生産施設などの解体・廃棄に関する公式の情報を公表していない。2013年には、特に注目されるべき情報も見られなかった。

1992年に締結された米露間の「協調的脅威削減（CTR）アンブレラ協定」は、2013年6月に失効することとなっていた。ロシアは当初、CTRの継続に関して、近代化された二国間協定の下で行われるのであればオープンだとしながらも¹⁴¹、米国がロシアの防衛複合体や安全保障上の機密に過度にアクセスしていることへの懸念や不満があるとして、その更新に積極的ではなかった。しかしながら、米露間でCTRの法的枠組み更新のための作業が続けられ¹⁴²、両国は旧協定が失効する6月14日に、新しい協定に署名した¹⁴³。この間、5月には「次世代協力的脅威削減法」が米議会に提出された。

¹³⁷ Tom Clements, Edwin Lyman and Frank von Hippel, “The Future of Plutonium Disposition,” *Arms Control Today*, Vol. 43, No. 6 (July/August 2013), p. 11.

¹³⁸ NNSA, “Dismantlement Fact Sheet,” February 11, 2013, <http://nnsa.energy.gov/mediaroom/factsheets/dismantlement-0>.

¹³⁹ “Y-12 Dismantlements,” *Knoxnews.com*, February 28, 2013, <http://blogs.knoxnews.com/munger/2013/02/y-12-dismantlements.html>.

¹⁴⁰ Diane Barnes, “DOD Nonproliferation Work to Suffer Under Budget Cuts,” *Global Security Newswire*, March 4, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/nuclear-nonproliferation-activities-suffer-under-budget-cuts-hagel/>.

¹⁴¹ “Threat Reduction Program Must be Updated, Russia Says,” *Global Security Newswire*, February 6, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/ctr-program-must-be-updated-russia-says/>.

¹⁴² Rose Gottemoeller, “Remarks,” American Bar Association Spring Meeting, International Law Section, Washington, SC, April 25, 2013, <http://www.state.gov/t/us/208078.htm>.

¹⁴³ U.S. White House, “United States and the Russian Federation Sign New Bilateral Framework on Threat Reduction,” Fact Sheet, June 17, 2013, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/17/fact-sheet-united-states-and-russian-federation-sign-new-bilateral-frame>.

英国防省は、情報公開法に基づいて公表された資料によれば、トライデントSLBMに搭載される核弾頭について、2020年までに180発を超えない規模に削減するという目標に向けて、年3発のペースで解体してきた。2012年には、5発の核弾頭がバークフィールドに送られ、うち3発が解体され、残る2発は改装された後に配備に戻されたとされる¹⁴⁴。2002年以来、原子兵器エスタブリッシュメント(AWE)は「ストックパイル削減計画」を実施し、トライデントに搭載されてきた核弾頭の廃棄を進めており、廃棄待ちの核弾頭はコールポート英国海軍兵器廠(Royal Naval Armaments Depot Coulport)などに保管されている¹⁴⁵。

B)核兵器関連施設などの解体・転換

『ひろしまレポート2013年』では、これまでに英国が兵器用プルトニウムのすべての生産施設を閉鎖したこと、フランスが兵器用核分裂性物質生産施設であるマルクルの再処理施設及びピエールラットの濃縮施設、並びに南太平洋の核実験場を閉鎖したことについて触れた。2013年には、核兵器関連施設などの解体・転換を新たに行った国は見られなかった。

C)軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和目的への転換など

米露は、「メガトンからメガワットへ(Megatons to Megawatts)」プログラムの下で、ロシアの核兵器から取り出され、軍事目的に必要ないとされたHEUを、低濃縮ウラン(LEU)に希釈して米国に売却することで削減してきた。2013年11月に、このプログラムの下で最後となるLEUの発送がロシアから米国に向けて行われた¹⁴⁶。ロシアから発送された最後のLEUが米国のボルティモア港に到着し、20年にわたるプログラムが終了した。これにより、ロシアが保有するHEUのうち、500トンの処理が完了した。

米国は9月のIAEA総会で、140トンの兵器起源HEUを希釈してきたこと(米国は、210トンのHEUを軍事目的に必要ないと宣言している¹⁴⁷)、また34トンの兵器起源プルトニウムの廃棄を引き続き実施していることを報告した¹⁴⁸。しかしながら、プルトニウムの廃棄については、これを混合酸化物(MOX)燃料に転換する施設の建設費が増加する可能性が指摘されてきた¹⁴⁹。6月にはNNSAが、予期せぬコストの上昇により、MOX計画やプルトニウム処理戦略に伴う活動は減速していることを明らかにした¹⁵⁰。さらに10月には、NNSAより、施設建設が遅れていることで、余剰プルトニウム処理の

¹⁴⁴ Rob Edwards, "UK's Nuclear Weapons being Dismantled Under Disarmament Obligations," *Guardian*, 11 August 2013, <http://www.theguardian.com/uk-news/2013/aug/11/uk-nuclear-weapons-dismantled-trident>.

¹⁴⁵ "The UK Ministry of Defense's Response to a Freedom of Information Act request Filed by Journalist Rob Edwards," 25 July 2013, <http://robedwards.typepad.com/files/mod-foi-response-on-dismantling-nuclear-weapons.pdf>.

¹⁴⁶ Pavel Podvig, "Last HEU-LEU Program Shipment to Leave Russia," *IPFM Blog*, November 14, 2013, http://fissilematerials.org/blog/2013/11/last_shipment_of_heu-leu_.html.

¹⁴⁷ 米国は374トンのHEUを核兵器目的には必要ないと宣言しており、そのほとんどはLEUに希釈されるか、海軍の原子炉(原子力推進用)、または研究炉で使用される。Frank A. Rose, "Sixtieth Pugwash Conference on Science and World Security," Istanbul, November 1, 2013, <http://www.state.gov/t/avc/rls/2013/216242.htm>.

¹⁴⁸ "Statement by the United States of America," 2013 IAEA General Conference, September 16, 2013.

¹⁴⁹ Douglas P. Guarino, "NNSA Acknowledges 'Considerable Cost Increase' For MOX Facility," *Global Security Newswire*, February 27, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/nnsa-acknowledges-considerable-cost-increase-mox-facility/>.

¹⁵⁰ "NNSA, Plutonium Disposition Program," Press Release, June 26, 2013, <http://www.nnsa.energy.gov/mediaroom/factsheets/pudisposition>.

ための選択肢に関する評価を2014年春までに完了することはできないであろうとの見通しも示された¹⁵¹。MOX燃料製造施設（MFFF: Mixed Oxide Fuel Fabrication Facility）のコストの高騰により、現在の予算状況で維持できるか、できないとすれば、どのように転換すべきかが引き続き問題となるが、計画の遅れや大きな変更はロシアの兵器起源プルトニウムの処分に影響を及ぼすとも指摘されている¹⁵²。

ロシアは、余剰の兵器級プルトニウムを廃棄することは考えておらず、高速増殖炉BN-600及びBN-800での使用によって処分することを計画している¹⁵³。

(11) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

『ひろしまレポート2013年』でも述べたように、軍縮・不拡散教育及び市民社会との連携に関する取組や実績について、ほとんどの国は情報を提供していない。2012年7月に公表された国連事務総長報告¹⁵⁴でも、報告を提出したのは9カ国であり、このうち本調査対象国はオーストリア、日本、メキシコ及びニュージーランドであった。またNPDIは、2013年NPT準備委員会に提出した作業文書で、日本が2012年8月に軍縮・不拡散教育グローバルフォーラムを長崎で開催したこと、並びにメキシコが2012年11月のOPANAL総会で核軍縮・不拡散教育に関するオープンエンド作業部会を設置することの決議¹⁵⁵を支持したことなどを紹介した¹⁵⁶。なお、NPDIが2012年NPT準備委員会に提出した作業文書には、グッド・プラクティスとして、カナダ、日本、オランダ、ポーランドによる軍縮・不拡散教育の具体例が示された¹⁵⁷。また日本は、2013年のNPT準備委員会で、2010年に「非核特使（Special Communicator for a World without Nuclear Weapons）」プログラムを開始し、90名以上の被爆者が核兵器が使用された経験を伝えてきたこと、2013年には「ユース非核特使」を任命して若い世代の人達が核兵器のもたらした損害を学び、伝えていくというプログラムを立ち上げることを紹介した¹⁵⁸。7月29日には広島市で、岸田外相より15名の「高校生平和大使」への、ユース非核特使の第1号委嘱式が行われた。

近年のNPT運用検討会議及びその準備委員会、並びに国連総会第一委員会では、NGOなどが参加可能なサイドイベントが開催されている。2013年NPT準備委員会ではNPDI、カナダ、エジプト、スイス、米国、英国、欧州連合（EU）及び欧州原子力共同体（EURATOM）などが、また2013年の国

¹⁵¹ Douglas P. Guarino, “Administration Revises Timeline for Plutonium Disposition Review,” *Global Security Newswire*, October 11, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/administration-revises-timeline-plutonium-disposition-review/>.

¹⁵² Mark Holt and Mary Beth Nilitin, “Mixed-Oxide Fuel Fabrication Plant and Plutonium Disposition: Management and Policy Issues,” *CRS Report for Congress*, June 25, 2013.

¹⁵³ Tom Clements, Edwin Lyman and Frank von Hippel, “The Future of Plutonium Disposition,” *Arms Control Today*, Vol. 43, No. 6 (July/August 2013), pp. 9-10.

¹⁵⁴ A/67/138, 12 July 2012.

¹⁵⁵ CG/E/Res.547, 13 November 2012.

¹⁵⁶ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.12, 18 March 2013.

¹⁵⁷ NPT/CONF.2015/PC.I/WP.14, 20 April 2012.

¹⁵⁸ “Statement by H.E. Mr. Mitsuru Kitano, Ambassador, Director-General of the Disarmament, Non-Proliferation and Science Department, Ministry of Foreign Affairs of Japan,” Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT), General Debate, Geneva, 22 April 2013. 「非核特使」はこれまでに、オーストリア、カナダ、エジプト、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、カザフスタン、ロシア、スイス、トルコ、英国、米国などの各都市で核兵器使用の惨禍の実相を伝達した。

連総会第一委員会ではカナダ、エジプト、日本、カザフスタン、オランダ、ニュージーランド、スイス、米国などが、そうしたサイドイベントを開催した¹⁵⁹。

「市民社会との連携」に関しては、各国政府が核軍縮・不拡散に関する情報をどれだけ国内外の市民に向けて提供しているかも判断材料の2つとなろう。調査対象国のうち、豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、ニュージーランド、スウェーデン、スイス、米国、英国といった国々のホームページ(英語版)では、(核)軍縮・不拡散に関するセクションが設けられ、程度の差はあるものの他国と比べて充実した情報が掲載されている。

最後に、近年の動きとして、核兵器製造に携わる組織や企業などへの投資の禁止や投資の引揚げ(divestment)を定める国が出始めている。スイス及びルクセンブルグでは、核兵器のための投資を制限する国内法が制定された。また、核兵器に関係する企業への投資を行わないとのポリシーを明確にしている銀行や投資ファンドもある¹⁶⁰。

(12) 広島平和記念式典への参列

8月6日に広島で開かれた平和記念式典には、日本からは安倍首相及び岸田外相が参列した。また、70カ国と欧州連合代表部からの参列がなされた。このうち、日本以外の本調査対象国の参列状況は下記のとおりであった。

- 大使：ブラジル、フランス、ドイツ、イラン、イスラエル、カザフスタン、メキシコ、パキスタン、英国、米国
- 大使以外：豪州、ベルギー、カナダ、エジプト、韓国、インド、インドネシア、オランダ、ノルウェー、ロシア、シリア（このうち、豪州、カナダ、エジプト、インドネシア、ロシアは、過去3年間に大使による参列があった）
- 不参加：中国、オーストリア、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE、北朝鮮（このうち、オーストリア、スウェーデン、スイス、南アフリカは、過去3年間に1回以上の参列があった）

¹⁵⁹ リーチング・クリティカル・ウィルのレポート（*NPT News in Review* (2010); *NPT News in Review* (2012); *First Committee Monitor* (2012)）を参照した。

¹⁶⁰ 核兵器に関係する企業への銀行及び投資ファンドの動向については、“Don’t Bank on the Bomb: A Global Report on the Financing of Nuclear Weapons Producers,” IKV Pax Christi and ICAN, October 2013を参照。

2. 核不拡散*

(1) 核不拡散義務の遵守

A)NPT への加入

国連に加盟する194カ国のうち、核兵器不拡散条約（NPT）非締約国は、2011年7月に独立して国連に加盟した南スーダン（核兵器は保有していない）、1998年に核実験を実施し、核兵器の保有を公表したインド及びパキスタン、並びに核兵器を保有していると広く考えられているイスラエルの4カ国である。また、NPTからの脱退を宣言した北朝鮮は、国連安保理決議などで求められている「NPTへの早期の復帰」に応じていない。

B)NPT 第1条及び第2条、並びに関連安保理決議の遵守

NPT成立以降、第1条または第2条に違反したとして、国連など国際社会から公式に認定された締約国はない。しかしながら、NPT脱退を宣言した北朝鮮に関しては、脱退が法的に無効であるとすれば、あるいは脱退の宣言以前に核兵器を保有していたとすれば、その核兵器の取得は第2条に違反する行為となる。イランについては、クラッパー（James R. Clapper）米国家情報長官が2013年3月の米上院公聴会で、「イランが最終的に核兵器の製造を決定するかは分からない」としつつ、「多くの分野で…技術的知見を発展させており、そうした技術的な進展から、イランが、最終的には核兵器を製造する科学的、技術的及び産業的な能力を有しているとの我々の評価は強まっている」と報告した¹⁶¹。

北朝鮮に対する国連安保理決議1718（2006年10月）では、国連憲章第7章の下での決定として、「北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、核兵器の不拡散に関する条約の下で締約国に課される義務、及び国際原子力機関（IAEA）保障措置協定（IAEA INFCIR/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEAが要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）をIAEAに提供すること」¹⁶²が明記された。弾道ミサイルについても、その「計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定」した。しかしながら、北朝鮮は六者会合での合意とその破棄を繰り返しつつ、安保理決議の決定の遵守を拒否してきた。2013年には、前年12月の長距離ミサイルの発射実験（北朝鮮は平和目的の宇宙ロケットの打上げと称した）実施を非難する安保理決議2087が1月23日に採択されると、北朝鮮の国防委員会は、「安保理が採択したすべての不法な対北朝鮮決議を全面的に拒否する」¹⁶³との声明を出し、2月には3回目となる地下核実験を実施した。北朝鮮に対する制裁強化を盛り込んだ安保理決議2094が3月に採択されると、北朝鮮は六者会合でなされた合意の破棄を宣言した。その後、北朝鮮は、停止していた寧辺の核施設のうち、兵器級プルトニウムの生産が可能な5MW黒鉛減速炉を再稼働させたのではないかと見られている¹⁶⁴。IAEAの天野事務局長は、

* 第2章「核不拡散」は、戸崎洋史により執筆された。

¹⁶¹ James R. Clapper, “Statement for the Record: Worldwide Threat Assessment of the US Intelligence Community,” Senate Select Committee on Intelligence, March 12, 2013.

¹⁶² S/RES/1718, 14 October 2006. 2009年4月の北朝鮮による核実験に対して採択された安保理決議1874（2009年6月）でも、「北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議（特に決議第1718号（2006年10月））の義務を直ちにかつ完全に遵守すること」などが要求された。

¹⁶³ “DPRK NDC Issues Statement Refuting UNSC Resolution,” KCNA, January 24, 2013, <http://www.kcna.co.jp/item/2013/201301/news24/20130124-10ee.html>.

¹⁶⁴ Jeffery Lewis and Nick Hansen, “Start-Up of North Korean Experimental Light Water Reactor Could Begin by Mid-2013 if Fuel is Available,” *38 North*, 1 May 2013, <http://38north.org/2013/05/yongbyon050113/>;

11月の定例理事会で、IAEAは「主として衛星画像を通じて寧辺のサイトを監視している。5 MW原子炉の再稼働の取組と一致する活動が、そのサイトで観測されてきた。しかしながら、機関はサイトにアクセスできず、原子炉が再稼働したか否かを最終的に結論付けることはできない」と述べた¹⁶⁵。さらに、北朝鮮がウラン濃縮施設の能力を2倍に拡張しているのではないかとの分析もある¹⁶⁶。12月には、米国のシンクタンクである科学・国際安全保障研究所（ISIS）の分析として、寧辺の核施設での活動が活発化していること、過去に減速炉用の核燃料棒製造に使っていた施設から水蒸気が出ているのが確認され、実験用黒鉛減速炉の燃料棒の追加製造に着手した可能性があることなどが報告された¹⁶⁷。

イランに対しては、国連安保理決議1737（2006年12月）で、国連憲章第7章下の決定として、「研究開発を含むあらゆる濃縮関連・再処理活動」、「重水を減速材とした研究用反応炉の建設を含むあらゆる重水関係プロジェクトにおける活動」の中止が明記された¹⁶⁸。しかしながら、イランはこれに応じず、IAEA報告によれば、逆に濃縮ウランの生産、遠心分離機の高性能化やさらなる設置、重水炉の建設などを継続してきた¹⁶⁹。

2013年6月のイラン大統領選挙で、核問題の解決に向けて積極的な姿勢を示していた保守穏健派のロウハニ（Hassan Rouhani）が当選すると、イラン核問題を巡る状況は大きく変わった。9月には、1979年のイラン革命以来の直接対話となる米・イラン両大統領の電話会談が行われ、10月のEU3+3（中、仏、独、露、英、米、欧州連合（EU）上級代表）との協議では、イランが濃縮度20%のウラン生産の停止やIAEA保障措置協定追加議定書の批准を認める提案を行ったと見られた。11月のIAEA報告では、イランが引き続き濃縮度3.5%及び20%の低濃縮ウラン（LEU）を生産しているものの、過去3カ月間に新たに増設あるいは稼働された遠心分離機（特に、より高性能のIR-2m）はほとんどないなど、核開発活動の一定の抑制を働かせていたことが明らかにされた¹⁷⁰。

そして、11月20～24日のジュネーブにおけるEU3+3とイランとの協議において、「共同行動計画」¹⁷¹が合意された。「共同行動計画」では、EU3+3とイランとの「交渉の目標が、イランの核計画が平和的であることを確保する、相互に合意された長期的で包括的な解決に至ることである」とした上で、その解決に向けて6カ月の間に実施される「第一段階の要素」、並びに1年以内に交渉を終了して履行を開始する「包括的解決の最終段階の要素」が列挙された。

6カ月間の「第一段階」では、イラン及びEU3+3がそれぞれ、以下のような措置（抜粋）をとるこ

Nick Hansen and Jeffrey Lewis, “North Korea Restarting Its 5 MW Reactor,” *38 North*, 11 September 2013, <http://38north.org/2013/09/yongbyon091113/>.

¹⁶⁵ Yukiya Amano, IAEA Director General, “Introductory Statement to Board of Governors,” November 28, 2013, <http://www.iaea.org/newscenter/statements/2013/amp2013n26.html>.

¹⁶⁶ David Albright and Robert Avagyan, “Recent Doubling of Floor Space at North Korean Gas Centrifuge Plant: Is North Korea Doubling Its Enrichment Capacity at Yongbyon?” *ISIS Imagery Brief*, August 7, 2013, <http://isis-online.org/isis-reports/detail/recent-doubling-of-floor-space-at-north-korean-gas-centrifuge-plant/10>.

¹⁶⁷ David Albright and Serena Kelleher-Vergantini, “Increased Activity at the Yongbyon Nuclear Site,” *ISIS Imagery Brief*, December 5, 2013.

¹⁶⁸ A/RES/1737, 23 December 2006. イラン核問題に関してその後採択された安保理決議1803（2008年3月）及び1929（2010年6月）でも、同様のことが要求された。

¹⁶⁹ たとえば、GOV/2012/37, 30 August 2012を参照。

¹⁷⁰ GOV/2013/56, 14 November 2013.

¹⁷¹ “Joint Plan of Action,” Geneva, 24 November 2013, <http://www.theguardian.com/world/interactive/2013/nov/24/iran-nuclear-deal-joint-plan-action>.

ととなった。

- イラン
 - ◇ 20%濃縮ウランの半分をテヘラン研究炉（TRR）用の燃料製造用の在庫として酸化物の形態で保管し、残る20%濃縮ウランを5%以下に希釈
 - ◇ 6カ月間は5%を超えるウラン濃縮を行わない
 - ◇ ナタンツ及びフォルドウの濃縮施設、並びに重水炉（IR-40）における活動を進展させない
 - ◇ 新たな場所での濃縮を実施しない
 - ◇ 再処理及び再処理用施設の建設を行わない
 - ◇ IAEAによる監視の強化
- EU3+3
 - ◇ イランによる原油の輸出に必要な保険や輸送のサービスに対する制裁措置の停止
 - ◇ イランからの石油化学製品の輸出、並びに金その他の貴金属に関する米国及びEUの制裁を停止
 - ◇ イランの自動車産業に対する米国の制裁の停止、並びにイランの民生用航空産業に対するフライト安全確保のための予備品の供給など
 - ◇ 国連安保理及びEUによる核関連の新たな制裁を発動せず、米国は核関連の新たな制裁の発動を自制
 - ◇ イランが国外で得る石油の収入を用いた、国内のニーズのための人道的貿易を促進するための資金経路の確立

1年以内に交渉を終了して履行を開始する「包括的解決の最終段階の要素」には、以下のような内容が盛り込まれた。

- 相互に合意される長期にわたる期間
- NPT及びIAEA保障措置協定の下での権利及び義務の反映
- 安保理、複数国あるいは単独での核関連の制裁措置の完全な解除
- 実際上のニーズに整合した、相互に合意されたパラメーター（濃縮活動の範囲、レベルの制限、濃縮能力、濃縮ウランの在庫量など）での、相互に合意された濃縮の計画
- 重水炉（IR-40）に関する懸念の完全な解決、並びに再処理及び再処理用施設の建設を行わないこと
- 合意された透明性措置、強化された監視の完全な履行。イランによるIAEA追加議定書の批准及び履行
- 民生用の原子力協力

合意成立後の11月28日、イランはIAEAにアラクに建設中の重水炉に対する査察を12月8日に受け入れると伝えた。アラクに対するIAEA査察は2年ぶりとなる。

※※※※※

日本などを含む西側諸国は、NPT締約国が条約に違反して核兵器（能力）を取得した後にこれから脱退するのを防止すべく、NPTからの脱退を厳格化すること、NPT脱退の権利が濫用されないようにすること、あるいは締約国である間に取得された核物質が核兵器に使用されないようにするための施策を講じることなどを行うべきだと主張してきた。これに対して、イランなど非同盟運動（NAM）諸国やブラジルを中心に、NPT脱退を規定した条約第10条を変更する必要はなく、また脱退も締約国の

権利であるとして、脱退の厳格化に批判的な主張も根強い¹⁷²。

C)非核兵器地帯

非核兵器地帯条約は、これまでにラテンアメリカ(トラテロルコ条約)、南太平洋(ラロトンガ条約)、東南アジア(バンコク条約)、アフリカ(ペリンダバ条約)、中央アジア(中央アジア非核兵器地帯条約)で成立し、いずれも発効している。またモンゴルは、1992年に国連総会で自国の領域を一国非核兵器地帯とする旨宣言し、1998年の国連総会ではモンゴルの「非核の地位」に関する宣言を歓迎する決議¹⁷³が採択された。ラテンアメリカ、東南アジア及び中央アジアの非核兵器地帯条約に関しては、域内のすべての非核兵器国が締約国となっている。

2010年NPT運用検討会議で合意された、中東非大量破壊兵器(WMD)地帯に関する国際会議(中東会議)の開催は、2013年も実現できなかった。2013年NPT準備委員会では、中東会議のファシリテーターを務めるフィンランドのラーヤバ(Jaakko Laajava)外務次官が、地域諸国による協議のための会合を中東会議に先立って開催することを提案した¹⁷⁴。イスラエルはこの会合への参加を了承したが、エジプトなどアラブ諸国は、日程を含め具体性に欠けるため、これらを明らかにするよう求め、それまでは協議には応じないと主張した¹⁷⁵。そしてエジプトは、中東会議が開催されていないことへの不満を示すとして¹⁷⁶、NPT準備委員会から途中退席した。

エジプトは9月の国連総会で、中東非WMD地帯の設置に向けて、第一に、地域諸国及び核兵器国が非WMD地帯の概念を支持するとの書簡を国連事務総長に送付すること、第二に、地域諸国は2013年以内に関連条約を署名・批准するとのコミットメントを行うことによって、中東会議をすべく前進させるとの提案を行った¹⁷⁷。アラブ連盟も、この提案を支持(ただし「承認」ではない)した。

その後、10月21～22日に、イスラエル及びイランを含む中東諸国はスイスのグリオン(Glion)で、非WMD地帯に関する会合を開催したと報じられた¹⁷⁸。協議の内容は明らかでなく、イスラエルとアラブ諸国などが直接的に意見を交わしたわけではないようだが、中東会議の開催に向けて、また2014年のNPT準備委員会に向けて、好ましい一歩であったと言える。11月25～26日には、同じグリオンで2回目の会合が開催され、アラブ諸国とイスラエルが中東会議のモダリティに関する合意を模索すべく議論した。しかしながら、アラブ諸国がWMD及びその運搬手段に焦点を当てるべきだと主張したのに対して、イスラエルは地域の国家安全保障に対する幅広い脅威の文脈を含めるべきだと主張し、意見はまとまらなかった¹⁷⁹。

¹⁷² Reaching Critical Will, *NPT News in Brief*, Vol. 11, No. 9 (2 May 2013), p. 4; Reaching Critical Will, *NPT News in Brief*, Vol. 11, No. 10 (3 May 2013), p. 3.

¹⁷³ 53/77D, 4 December 1998.

¹⁷⁴ Elaine M. Grossman, "Finnish Envoy Proposes Quick-and-Easy Confab on Mideast WMD Ban," *Global Security Newswire*, May 2, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/finnish-envoy-proposes-quick-and-easy-confab-mideast-wmd-ban/>.

¹⁷⁵ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.34, 19 April 2013.

¹⁷⁶ "Statement by the Arab Republic of Egypt," Cluster II Specific Issues, 2013 NPT PrepCom, April 29, 2013.

¹⁷⁷ Elaine M. Grossman, "Arab League Backs Steps toward Banning Mideast WMDs," *Global Security Newswire*, November 11, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/arab-league-backs-steps-toward-banning-mideast-wmds/>.

¹⁷⁸ "Israel Reported to Discuss Joining Nuke-Free Mideast Conference," *Time of Israel*, October 31, 2013, <http://www.timesofisrael.com/israel-reported-to-discuss-joining-nuke-free-mideast-conference/>.

¹⁷⁹ Elaine M. Grossman, "Israel, Arab States Talking—But Still Deadlocked on Mideast WMD Ban," *Global*

北東アジア及び南アジア¹⁸⁰における非核兵器地帯の設置が研究者などから提案されているが、政府間では具体的な動きは見られない。

(2) IAEA保障措置（NPT締約国である非核兵器国）

A) IAEA 保障措置協定の署名・批准

核物質が平和目的から核兵器及び核爆発装置へと転用されるのを防止・探知するために、NPT第3条1項で、NPT上の非核兵器国はIAEAと包括的保障措置協定を締結し、その保障措置を受諾することが義務付けられている。2013年9月24日時点で、NPT締約国である非核兵器国のうち、依然として12カ国¹⁸¹が包括的保障措置協定を締結していない。

また、NPT上の義務ではないものの、NPTやIAEAなどの場で求められてきたIAEA保障措置協定追加議定書の締結については、NPT締約国である非核兵器国のうち、2013年9月時点で116カ国が批准している。2013年には、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及びベトナムに関して新たに追加議定書が発効した。包括的保障措置協定及び追加議定書の下での保障措置を一定期間にわたって受け入れ、IAEAによって「保障措置下にある核物質の転用」及び「未申告の核物質及び原子力活動」が存在する兆候がない旨の「拡大結論」がなされた非核兵器国については、包括的保障措置協定と追加議定書で定められた検証手段を効率的に組み合わせた統合保障措置が適用される。

本調査対象国のうち、NPT締約国である非核兵器国に関して、包括的保障措置協定及び追加議定書の署名・批准状況、並びに統合保障措置への移行状況は、表2-1のとおりである。

表2-1：NPT締約国である非核兵器国および北朝鮮のIAEA保障措置協定の締結・実施状況（2012年12月末時点）

	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	エジプト	イラン	ドイツ	インドネシア	日本	カザフスタン	韓国
包括的保障措置協定	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効
追加議定書	発効	発効	発効		発効		署名	発効	発効	発効	発効	発効
拡大結論	○	○	○		○			○	○	○		○
統合保障措置	○	○	○		○			○	○	○		○

Security Newswire, December 5, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/israel-arab-states-talking-still-deadlocked-mideast-wmd-ban/>. イランは、EU3+3との協議で多忙であることを理由として、2回目の会合には参加しなかった。

¹⁸⁰ パキスタンは、1998年5月に核実験を実施するまでは、南アジア非核兵器地帯の設置を提案していた。

¹⁸¹ その12カ国は、いずれも少量の核物質しか保有していないか、原子力活動を行っていない国である。

	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
包括的保障措置協定	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効*
追加議定書	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効		発効	発効	
拡大結論		○	○	○	○	○			○		
統合保障措置		○		○		○					

* ただし、1993年のNPT脱退表明後、北朝鮮はその受諾を拒否している

出典) IAEA, “Safeguards Statement for 2012.”

B)IAEA 保障措置協定の遵守

IAEA憲章では、保障措置協定に基づく締約国への査察の結果、同協定違反（non-compliance）を決定した場合、IAEA「理事会は、その違反をすべての加盟国並びに国際連合の安全保障理事会及び総会に報告しなければならない」（第12条C）と規定している。本報告書執筆時点で、IAEAにより保障措置協定違反の決定が下され、解決に至っていないのは、北朝鮮、イラン及びシリアのケースである。

北朝鮮のケースでは、2009年4月に、北朝鮮が寧辺の核施設の監視手段を撤去するとともに、再びIAEA査察官の国外退去を求めた。以来、現在に至るまで、北朝鮮の核活動に対する監視は実施されていない¹⁸²。

シリア問題では、イスラエルの空爆により破壊されたダイル・アッザウル（Dair Alzour）のサイトが、IAEAに未申告で秘密裏に建設されていた原子炉であったとの疑いについて、IAEAは2013年8月の報告でも、「シリア、あるいは他の加盟国から、…破壊された建物の性格について、機関の評価に影響を与える情報を受領していない」とことを明らかにした¹⁸³。またIAEAは、内戦の続くシリアに、「安全の状況が十分に改善するまで、ミニチュア中性子源炉（Miniature Neutron Source Reactor: MNSR）における2013年の実在庫検認を延期する旨通報した」。シリアはMNSRに少量の核物質があると申告している。

イランは、ウラン濃縮活動を含め、申告した核活動に対する包括的保障措置協定の下での査察を現在に至るまで受諾している。しかしながら、2013年8月のIAEA事務局長報告でも改めて指摘されたように、IAEAは「イランが申告した核施設及びLOF（施設外の場所）における申告された核物質が転用されていないことは検証しているが、…追加議定書を履行していないことを含め、イランが必要な協力を提供していないことにより、イランにおいて未申告の核物質や活動がないという信頼できる保証を提供することはできず、イランのすべての核物質が平和的活動にあると結論付けることはできなかった」とした。この報告では、イランの核計画における軍事的側面を含む未解決問題の解決に関して、イランとの実質的な作業ができていないこと、イランが保障措置協定の補助取極の修正規則3.1（modified Code 3.1 of the Subsidiary Arrangements：新しい施設の設計情報を建設の決定または認

¹⁸² たとえば、GOV/2012/36-GC(56)/11, 30 August 2012を参照。

¹⁸³ GOV/2013/41, 28 August 2013.

可からすぐにIAEAに提供しなければならないと規定)を実施していないことなども指摘された¹⁸⁴。

イランは、このIAEA報告に反論する文書をIAEAに提出した。この中でイランは、IAEA「報告がバランスのとれたものでも事実に基づくものでもない」、あるいは「報告書に含まれた、イランの平和的核活動に対する主張や根拠のない申し立ては、プロとしてふさわしくなく、公正でなく、不法で、政治化されたものだ」などと強く批判した上で、「イランの積極的な協力の結果として、すべての未解決の問題(outstanding issues)は2008年に解決された」こと、イランが包括的保障措置協定を遵守していることなどを詳細に挙げて、IAEAの主張に反論した¹⁸⁵。

他方、上述のようにロウハニ大統領の就任後、イランとIAEAとの関係も一定の変化を見せた。11月のIAEAとイランの協議では、「協力のためのロードマップに関する共同声明」¹⁸⁶が合意された。この共同声明には、以下のような内容が盛り込まれた。

- イラン及びIAEAは、現在及び過去のすべての問題を解決するためにIAEAによって実施される検証活動に関して、一層協力する。イランの協力は、核活動について、適時にIAEAに情報を提供することを含む
- IAEAは、管理アクセスの活用及び機微情報の保護を通じて、イランの安全保障上の懸念を考慮することに合意
- 最初のステップとして、イラン及びIAEAは、付属文書に記載された実際的な措置に合意

付属文書には、ガチンのウラン鉱山、及びアラクの重水生産施設の情報及び管理アクセスの提供、新たなウラン濃縮施設に関する発表の明確化、並びにレーザー濃縮技術に関する発表の一層の明確化などが記載された。しかしながら、核兵器に用いられる高性能爆薬の実験が行われていた疑いのあるパルチン軍事施設の扱いに関しては、合意に盛り込まれなかった。

11月のEU3+3及びイランによる「共同行動計画」では、「第一段階の措置」における「監視の強化」として、以下のような措置が合意された

- 原子力施設の計画に関する情報、各原子力サイトにおける各建物の情報、特定の原子力活動に関与する各サイトにおける運転の規模、ウラン鉱山や製錬、原料物質に関する情報等のIAEAへの提供
- IR-40の設計情報の改定版の提出
- IR-40の保障措置アプローチの妥結に向けたステップに関するIAEAとの合意
- フォルドゥ及びナタンツの濃縮施設の監視記録へのアクセスのため、IAEA査察官に対して毎日、アクセスを認める
- 遠心分離機の製造工場、遠心分離機用のローターの製造工場や保管施設、ウラン鉱山や製錬施設に対する管理されたアクセス

無論、この合意が重要であることは言うまでもないが、「未解決の問題」、とりわけパルチン軍事施設を巡る問題の解決に向けた取組が明記されたわけではなかった。そのパルチン軍事施設については、米シンクタンクが衛星写真から、アスファルト舗装作業などの改修が最終段階にあり、核兵器関連活動が行われていたか否かを検証するための活動は難しくなったと分析している¹⁸⁷。

¹⁸⁴ GOV/2013/40, 28 August 2013.

¹⁸⁵ INFCIRC/854, 26 September 2013.

¹⁸⁶ “Joint Statement on a Framework for Cooperation,” signed by the IAEA and Iran, 11 November 2013, <http://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/2013/prn201321.html>.

¹⁸⁷ David Albright and Robert Avagyan, “Update on the Parchin Site,” *ISIS Report*, August 22, 2013,

※※※※※

非公開の文書であるIAEAの保障措置実施報告（SIR）が6月にリークされたと報道された。2012年の保障措置の実施状況の概要として、以下のような内容が記されていたとされる¹⁸⁸。

- IAEA加盟国のうち71カ国がIAEAの要請に対して、適時に情報を提供していない
- ブラジル、中国及びグルジアが、最も反応が遅い
- IAEAは2012年に1,962回の現地査察を実施し、うち215回はイランで行われた
- イランにおける査察に、IAEAの検証関連予算の12%が支出された
- イランの査察官は、イランに1,356人・日滞在した（フランスには180人・日、ロシアには16人・日、米国には50人・日）

(3) IAEA保障措置（核兵器国及びNPT非締約国）

NPTは核兵器国に対して、IAEA包括的保障措置協定の締結を義務付けていない。しかしながら、NPTの不平等性を緩和するとの観点から、核兵器国は平和目的だと申告した原子力施設及び核分裂性物質に対するIAEA保障措置の自発的適用を行ってきた。また、すべての核兵器国は、追加議定書も締結している。

2012年IAEA年次報告によれば、2012年に保障措置下にあった、あるいは保障措置を受けた核物質を含む核兵器国の施設の数及び種類は下記のとおりであり、前年からの増減はない¹⁸⁹。なお、IAEAは、査察の回数については公表していない。

- 中国：発電炉1、研究炉1、濃縮施設1
- フランス：燃料製造プラント1、再処理プラント1、濃縮施設1
- ロシア：分離貯蔵施設1
- 英国：濃縮施設1、分離貯蔵施設3
- 米国：分離貯蔵施設1

米国は2013年NPT準備委員会で、290以上の原子力施設を保障措置対象の施設のリストに含め、追加議定書の下で330以上の活動をIAEAに申告したこと、またIAEAによる補完的アクセスを受け入れたことを明らかにした¹⁹⁰。核兵器国の中で補完的アクセスが実施されたのは米国だけである¹⁹¹。また米国は、2013年のIAEA総会で、透明性措置として、50トンの兵器起源高濃縮ウラン（HEU）の低濃縮ウラン（LEU）への希釈に対する国際的なモニタリングを認めてIAEAに協力していること、並び

<http://isis-online.org/isis-reports/detail/august-22-2013-update-on-the-parchin-site-by-david-albright-and-robert-avag/8#images>.

¹⁸⁸ Jonathan Tirone, “UN Atomic Agency Says 70 Countries Join Iran Shirking Duty,” *Bloomberg*, June 6, 2013, <http://www.bloomberg.com/news/2013-06-05/un-atomic-agency-says-70-countries-joined-iran-in-shirking-duty.html>; “Iran not U.N. Nuclear Watchdog’s Only Headache, Report Shows,” *Reuters*, June 7, 2013, <http://www.reuters.com/article/2013/06/07/us-nuclear-iaea-safeguards-idUSBRE9560OS20130607>; Mark Hibbs, “Safeguards in the Spotlight,” *Arms Control Wonk*, 9 June 2013, <http://hibbs.armscontrolwonk.com/archive/1878/safeguards-in-the-spotlight>.

¹⁸⁹ GC(57)/3, Table A21.

¹⁹⁰ “Statement by the United States of America,” Cluster II, Second Session of the Preparatory Committee, 2015 Review Conference of the States Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, April 26, 2013.

¹⁹¹ フランス、英国及び米国がそれぞれIAEAと締結する追加議定書には補完的アクセスについて規定されているが、中国及びロシアのそれには補完的アクセスの規定は含まれていない。

にIAEAの検証の下で34トンの兵器起源プルトニウムを廃棄していることを紹介した¹⁹²。

NPT非締約国は、いずれもINFCIRC/66タイプの保障措置協定を締結しており、当該国が協定対象施設と申告した施設にはIAEAによる査察が行われている。2012年IAEA年次報告によれば、2012年に保障措置下にあった、あるいは保障措置を受けた核物質を含むNPT非締約国の施設の数及び種類は下記のとおりであり、前年から増減はない（査察回数などについては非公表）。

- インド：発電炉6、燃料製造プラント2、再処理プラント1、分離貯蔵施設1
- イスラエル：研究炉1
- パキスタン：発電炉3、研究炉2

追加議定書に関しては、インドが2009年5月に署名したものの批准しておらず、イスラエル及びパキスタンは未署名である。

軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）は2013年のNPT準備委員会で、核兵器国にIAEA保障措置の適用を拡大するよう求める作業文書を提出した。この文書では、核兵器国に対して、軍事目的に必要なではないとされたすべての核物質とこれが存在する施設に対して保障措置を適用するよう、自発的適用を見直すこと、補完立入といった措置を追加するよう、追加議定書の既存の適用範囲を見直すこと、並びに軍事利用を「超えるもの」とされた特殊核物質についてIAEAの検証の下に置くことを求めた¹⁹³。他方、NAM諸国は、核兵器国もフルスコープ（包括的）保障措置を受諾するよう求めている¹⁹⁴。

(4) IAEAとの協力

IAEA保障措置の強化策として最も重視されているものの一つが、追加議定書の普遍化である。本調査対象国のうち、豪州、オーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、インドネシア、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE、英国及び米国は、包括的保障措置に加えて、IAEA追加議定書の下での保障措置が、現在のIAEA保障措置システムのスタンダードあるいは「不可欠な部分（integral part）」だと主張している¹⁹⁵。中国は、ここまで踏み込んだ発言は行っていないものの、包括的保障措置協定と追加議定書の普遍化を促進することが必要だと述べている¹⁹⁶。スイスは、IAEA保障措置システムの最適化に関心を持っており、2013年NPT準備委員会に、IAEAと各国との間の協力の強化に関する作業文書を提出した¹⁹⁷。これに対して、ブラジル、エジプト、ロシア、南アフリカなどは、追加議定書の不拡散における重要性は認めつつも、その適用はあくまでも自発的になされるべきだとしている。特にNAM諸国は、法的な義務と自発的な信頼醸成措置との間に明確な区分を行うことが重要であり、そのような自発的な取組を法的な保障措置義務に変えてはならない¹⁹⁸と主張している。

¹⁹² “Statement by the United States of America,” 2013 IAEA General Conference, September 16, 2013.

¹⁹³ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.23, 5 April 2013.

¹⁹⁴ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.18, 21 March 2013.

¹⁹⁵ 2013年NPT準備委員会における各国の演説などを参照。

¹⁹⁶ “Statement by China,” Cluster II, the Second Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, April 26, 2013.

¹⁹⁷ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.33, 17 April 2013. また、“Statement by Switzerland,” Cluster II, the Second Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, 26 April 2013を参照。

¹⁹⁸ “Statement by the Republic of Indonesia on Behalf of the Group of Member States of the Non-Aligned Movement,” Cluster II, the Second Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, 26 April 2013.

日本をはじめとする西側諸国は、追加議定書未締結国へのアウトリーチ活動を積極的に実施してきた。日本は2013年NPT準備委員会で、知見の共有により、追加議定書締結を支援していると発言した¹⁹⁹。こうしたアウトリーチ活動に加えて、日本及び米国がそれぞれ締結した最近の二国間原子力協力協定には、協力の要件として、相手国による追加議定書の締結を含めるものが見られる。

保障措置技術の研究・開発について、IAEAは2012年に、今後2年間のプログラムを公表したが、前年までのプログラムと同じ21カ国（豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、英国、米国など）が参加し、24のプロジェクトが実施される²⁰⁰。これらプロジェクトにおいて本調査対象国が参加するタスクの件数は、米国が58、英国が31、フランスが27、ドイツが23、日本が14、スウェーデンが13、韓国が12、ロシアが11、豪州、ベルギー及びブラジルがそれぞれ8、オランダが5、南アフリカが4、中国が3である²⁰¹。

またIAEAは、2013年1月に、「IAEA保障措置局長期研究開発計画、2012～2023年」を公表した。これは、IAEAが今後、保障措置の強化に必要な能力として、加盟国の支援を得つつ研究開発を進める分野を示したものであり、7つの分野（概念・アプローチ；未申告核物質・活動の探知；保障措置装備・コミュニケーション；情報技術、収集、分析及び保全；分析サービス；新しいマニフェスト、訓練）について、それぞれ必要とされる能力、マイルストーン及び緊急性がリスト化されている²⁰²。

(5) 核関連輸出管理の実施

A) 国内実施システムの確立及び実施

日本は、原子力供給国グループ（NSG）をはじめとするすべての国際的な輸出管理レジーム²⁰³に参加するとともに、国内実施制度（立法措置及び実施体制）を整備している。またリスト規制に加えて、リスト規制品以外でも貨物や技術がWMDや通常兵器の開発、製造などに使用される恐れがある場合に適用されるキャッチオール規制を実施するなど、先端的な輸出管理を実施してきた。その日本の輸出管理制度では、輸出管理に関する国際的な条約及び4つの国際的なレジームに参加し、WMDキャッチオール規制を実施している国を「ホワイト国」と指定して、キャッチオール規制の対象外としている。このうち、「ホワイト国」（26カ国）に含まれる本調査対象国は、豪州、オーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国及び米国であり、こうした国々はいずれも日本と同様に国内実施制度を整備し、原子力関連の輸出管理を着実かつ適切に実施してきたと評価できる。

こうした国々は、輸出管理の強化に向けた活動も活発に行ってきた。たとえば日本は2月に、第20回アジア輸出管理セミナーを開催した。これは、「アジア各国・地域の輸出管理担当者を対象に、アジアの不拡散・輸出管理に対する共通認識を高め、その輸出管理能力を強化することにより、アジア地域及び国際的な不拡散の取組を強化すること」を目的として毎年開催されており、2013年のセミナ

¹⁹⁹ “Statement by Japan,” Cluster II, the Second Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, 26 April 2013.

²⁰⁰ IAEA, *Development and Implementation Support Programme for Nuclear Verification 2012-2013*.

²⁰¹ Ibid. 複数国参加のタスクについては、各国にいずれも1件として計上している。またタスクの重要性、予算規模などは考慮せず、単に件数のみを列挙している。

²⁰² IAEA, “IAEA Department of Safeguards Long-Term R&D Plan, 2012-2023,” January 2013.

²⁰³ NSGに加えて、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、及びワッセナー・アレンジメント（WA）。

一にはアジアの15の国・地域、並びに主要西側諸国などが参加した²⁰⁴。3月には第9回アジア不拡散協議（ASTOP）を、また10月には第10回ASTOPを開催し、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、韓国、豪州、カナダ、ニュージーランド及び米国の局長級不拡散政策担当者などを招いて、戦略的貿易管理体制の強化に向けた国際社会の動きや各国の取組をはじめとする不拡散問題について意見交換を行った。米国及びEUは6月に「国際輸出管理協力及びアウトリーチ対話」を開催し、34の国・地域の政府関係者及び専門家が、戦略貿易管理の強化のための協力に関して議論した²⁰⁵。

2013年NPT準備委員会では、NPDIが輸出管理について、以下のような提案を行っている²⁰⁶。

- 効果的な国内輸出管理システムの構築に関するベストプラクティス及び教訓の共有を促進
- IAEA保障措置の遵守を核関連資機材の供給の条件にするよう求める
- 包括的保障措置及び追加議定書を、非核兵器国との新しい供給アレンジメントの条件として求めるという原則を再確認
- 国内輸出管理システムの発展において、NSG及びザンガー委員会のガイドライン及び理解を実施するよう求める

「ホワイト国」以外の本調査対象国の中で、NSGメンバー国はブラジル、中国、カザフスタン、メキシコ、ロシア、南アフリカ、トルコである。これら7カ国も、キャッチオールの実施を含め、核関連の輸出管理に係る国内実施体制を確立している。

『ひろしまレポート2013年』では、このうちロシア及び中国の輸出管理の実施状況について、時折懸念が表明されてきたと述べたが、その状況が改善されたとの分析は見られなかった。後述するように、特に北朝鮮問題との関係で、中国による輸出管理の適切かつ厳格な実施がなされているか、疑問が持たれてきたが、北朝鮮による2月の核実験以降、その一定の厳格化の動きも見られる。

UAEは、2008年の貿易管理法でキャッチオール規制を規定しているが、イランがUAEの港湾を貨物の積み換えに用いるなど、実際にどれだけ実効的に運用されているかは明確ではない²⁰⁷。インドネシアは、汎用品に関するリストを整備しておらず、キャッチオール規制も行っていない。エジプトが輸出管理を適切に実施しているか否かについては、国連安保理決議1540委員会への同国による国別報告書提出（2008年2月）以降、確認できる情報を得られなかった。

NPT非締約国3カ国も、いずれもキャッチオールの実施を含む輸出管理制度を確立している。このうちインドについては、NSGにおいてメンバー国化に関する議論が続いているが、2013年にはその結論には至らなかった。マタイ（Ranjan Mathai）外務次官は、インドが最高水準の輸出管理システムを維持しており、NSGやミサイル技術管理レジーム（MTCR）より厳格なリストを作成して輸出管理を強化していると発言している²⁰⁸。

イスラエルも、安保理決議1540委員会への報告によれば、4つの国際的な輸出管理レジームに沿う

²⁰⁴ Ministry of Economy, Trade and Industry, “The 20th Asian Export Control Seminar Was Held,” February 28, 2013, http://www.meti.go.jp/english/press/2013/0228_04.html.

²⁰⁵ U.S. Department of State, “U.S. and EU Jointly Hold International Dialogue in Brussels to Discuss Export Controls,” Fact Sheet, June 26, 2013, <http://www.state.gov/t/isn/rls/fs/211152.htm>.

²⁰⁶ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.2, 6 March 2013.

²⁰⁷ 他方、2011年には、500の企業を追放するなど、UAEが不法取引を厳格に取り締まるなどのステップをとったとも報告されている。International Institute for Strategic Studies, “Making Sanctions Work: Problems and Prospects, Dubai, 9-10 May 2011,” Workshop Report, May 2011.

²⁰⁸ “India Strengthens Its Nuclear Export Norms,” *Mint*, March 13, 2013, <http://www.livemint.com/Politics/HG0FHcSLTxfRp5EjbEOjbJ/India-strengthens-its-nuclear-export-norms.html>.

形で国内法制及び実施体制を整備しているとされる²⁰⁹。

パキスタンは、たとえば安保理決議1540委員会への報告によれば、2004年に核の闇市場（カーン・ネットワーク）の存在が発覚した後、キャッチオール規制の導入を含めて輸出管理の強化を図ってきたと述べている²¹⁰。またパキスタンは、その輸出管理体制がMTCR、NSG、オーストラリア・グループ（AG）で求められているものと合致しているとしている²¹¹。しかしながら、それがどれだけ成功裏に実施されているかについては明らかではない²¹²。

北朝鮮、イラン及びシリアという拡散懸念国が、輸出管理の実効的な国内実施体制を整備していることを示す報告や資料を見出すことはできなかった。これらの国の間では、弾道ミサイル開発に係る協力が続いているとみられる。イラン及び北朝鮮の間の核の分野における協力については、確認することができなかった。イラン革命防衛隊のジャファリ（Mohammad Ali Aziz Jafari）司令官が8月、ロウハニ大統領の就任宣誓式に出席するためテヘランを訪れた北朝鮮代表団と会談し、核・ミサイル開発分野の協力を継続すると確約していたとも報じられた²¹³。シリアが化学兵器禁止条約（CWC）に加入し、イランが核問題の解決に向けて積極姿勢を見せるなど、中東の状況は変わりつつあるが、これが拡散協力の関係にいかなる変化をもたらし得るかは予断できない。

B)追加議定書締結の供給条件化

日本及び米国がそれぞれ締結した最近の二国間原子力協力協定には、核関連物質の供給の要件として、相手国による追加議定書の締結を含めるものが見られる。

上述のように、NPDIは2013年NPT準備委員会に提出した作業文書で、IAEA包括的保障措置及び追加議定書を、非核兵器国との新しい供給アレンジメントの条件として求めるという原則を再確認した²¹⁴。日本は、保障措置スタンダードを移転の条件にすること、この条件を民生用原子力協力協定に組み込むことを、重ねて求める発言を行った²¹⁵。また、「ウィーン・グループ」10カ国（豪州、オーストラリア、カナダ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデンなど）も、包括的保障措置及び追加議定書が現在の検証のスタンダードであり、これを非核兵器国との新しい供給アレンジメントの条件とすべきであるとした²¹⁶。

C)北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行

北朝鮮及びイランの核問題との関連では、それぞれについて採択された国連安保理決議で、すべての国連加盟国に対して、核兵器を含むWMD関連の計画に資する品目、資材、機材、物品及び技術などの移転の防止が義務付けられている。無論、すべての移転阻止を完璧に実施できるわけではないも

²⁰⁹ A/AC/44/2013/1, 3 January 2013.

²¹⁰ S/AC.44/2007/19, 3 August 2010.

²¹¹ “Pakistan Confers with Export Control Groups,” *Global Security Newswire*, February 21, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/pakistan-mulls-joining-missile-export-group/>.

²¹² Paul K. Kerr and Mary Beth Nikitin, “Pakistan’s Nuclear Weapons: Proliferation and Security Issues,” *CRS Report for Congress*, March 19, 2013, pp.24-26.

²¹³ 「北とイラン、核開発の協力継続を確約」『産経新聞』2013年11月3日、<http://sankei.jp.msn.com/world/news/131103/kor13110311130001-n1.htm>。

²¹⁴ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.2, 6 March 2013.

²¹⁵ “Statement by Japan,” Cluster II, the Second Preparatory Committee for the NPT Review Conference, 26 April 2013.

²¹⁶ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.7, 6 March 2013.

の、特に北朝鮮との関係で問題が指摘されてきたのは、中国が適切な措置を講じていないのではないかとのことであった。しかしながら、北朝鮮による2013年2月の核実験以降、中国による北朝鮮への対応が厳格化しているとの報道が見られた。

たとえば5月には、中国銀行が声明で、北朝鮮の主要な外国為替銀行である朝鮮貿易銀行に取引の停止と口座の閉鎖を通知したことを明らかにした²¹⁷。また、中国銀行に加えて、中国4大国有商業銀行の残る3行（中国建設銀行、中国工商銀行、中国農業銀行）も、北朝鮮金融機関との取引を中止したと報じられた。さらに9月には、中国商務省が、安保理決議などに基づく措置として、北朝鮮への輸出が禁止されるWMD及びその運搬手段への転用が可能な資機材・技術について、236ページに及ぶリスト²¹⁸を公表した。この禁止措置は、中国商務省、工業情報化省、税関総署、国家原子力機構の4機関により、共同で実施される²¹⁹。他方、こうした中国の施策が、実際にどれだけ適切かつ厳格に運用されているかは明らかではない。

2013年6月には、北朝鮮問題及びイラン問題のそれぞれに関して設置された安保理制裁委員会専門家パネルが、安保理決議の履行状況に関する報告書を公表した²²⁰。報告書には、イラン及び北朝鮮が決議に違反して禁止された品目などを輸出入する試み、あるいは不法移転に対する国際社会の阻止の事例について、その一端が記されている。このうち、北朝鮮による不法移転については、ミサイル関連品目の韓国による押収（2012年5月）、ウクライナにおけるミサイル技術取得の阻止（2012年6月）、KN-08長距離弾道ミサイルの輸送起立発射機（中国から移転されたとみられる）の軍事パレードでの披露（2012年4月）といった事例が報告された。また、北朝鮮及びイランともに、安保理決議で禁止された活動を行うのに必要な資機材や技術について、外国からの調達を引き続き模索し、各国の規制を逃れるために様々な手法を駆使していることが記された。

報告書に記載された事例の他にも、たとえば以下のような不法移転の事例が報道された。

- ▶ 北朝鮮がシリアに、ガスマスクや大量の銃器、弾薬をリビア船籍の貨物船「アル・エン・ティ・サル（Al En Ti Sar）」号で不正に輸出したとの情報を米軍が入手し、通報を受けたトルコの治安機関が捜索の末、押収（4月）²²¹
- ▶ キューバを出港して北朝鮮に向かっていた北朝鮮船籍の船舶「チョンチョンガン（Chong Chon Gang）」をパナマが臨検し、対空ミサイルシステム、ミサイル部品、ミグ21のエン

²¹⁷ “North Korean Account Closed by Bank of China,” *China.org.cn*, May 8, 2013, http://www.china.org.cn/business/2013-05/08/content_28757468.htm.

²¹⁸ 中国が公示したリストは、ノーチラス研究所のホームページ（<http://nautilus.org/napsnet/napsnet-special-reports/technical-bulletin-translatable-version/#axzz2lBo5lNZx>）に記載されている。

²¹⁹ “China Releases List of Goods Banned from Export to North Korea,” *Reuters*, September 23, 2013, <http://www.reuters.com/article/2013/09/23/us-china-north-korea-ban-idUSBRE98M0E420130923>; Jane Perlez, “China Bans Items for Export to North Korea, Fearing Their Use in Weapons,” *New York Times*, September 24, 2013, http://www.nytimes.com/2013/09/25/world/asia/china-bans-certain-north-korean-exports-for-fear-of-weapons-use.html?_r=0; Roger Cavazos, Peter Hayes and David von Hippel, “Technical Bulletin #59 on Prohibition of Dual Use Exports to North Korea,” *NAPSNet Special Reports*, September 26, 2013, <http://nautilus.org/napsnet/napsnet-special-reports/technical-bulletin-59-on-prohibition-of-dual-use-exports-to-north-korea/>.

²²⁰ “Report of the Panel of Experts Established Pursuant to Resolution 1929 (2010),” S/2013.331, 5 June 2013; “Report of the Panel of Experts Established Pursuant to Resolution 1874 (2009),” S/2013/337, 11 June 2013.

²²¹ “North Korea ‘Tried to Send Gas Masks to Assad,’” *Japan Times*, August 27, 2013, <http://www.japantimes.co.jp/news/2013/08/27/asia-pacific/north-korea-tried-to-send-gas-masks-to-assad/#.UortwtKkGS0>; 「北、シリアに武器不正輸出 ガスマスクなど トルコで押収」『産経新聞』2013年8月27日、<http://sankei.jp.msn.com/world/news/130827/kor13082707150000-n1.htm>.

ジンなどを押収（7月）²²²

- イランが、ウラン濃縮に必要な遠心分離機の部品となるリング状の磁石を中国から大量購入しようとしていたとの報道。実際に取引が完了したかどうかは不明（2月）²²³
- インド及びドイツで購入した核関連資機材のイランへの移転をドイツとトルコの当局が摘発（3月）²²⁴
- イランが、軍事利用可能な高品質のアルミナ（酸化アルミニウム）を、ドイツやフランスなど欧州の一部の国から輸入²²⁵

D) PSI への参加

米国が2003年5月に提唱した「拡散に対する安全保障構想（PSI）」に関しては、オペレーション専門家会合に参加する豪州、カナダ、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、トルコ、英国、米国など21カ国に、ベルギー、イスラエル、カザフスタン、スイス、スウェーデン、UAEなどを加えた102カ国（2013年6月現在）が、その活動の基本原則や目的に対する支持を表明し、その活動に参加・協力している²²⁶。

5月には、PSI創設10周年を記念するハイレベル政治会合（HLPM）が、PSI参加国のうち72カ国の参加を得て、ワルシャワで開催された。会合では4つのセッション（「強固なイニシアティブの確保」、「拡散阻止のために不可欠な能力及び実践の向上」、「活動のための権限の強化」、「戦略的コミュニケーションの拡大」）が設けられ、セッションごとに、それぞれの課題分野において特定の行動をとる旨の各国のコミットメントを示す共同声明が発出された。また、これらを取りまとめた議長総括が発表された。

PSIの実際の阻止活動については、インテリジェンス情報が深く絡むこともあり、明らかにされることは多くはないと思われるが、北朝鮮あるいはイランが関係するWMD関連資機材などの移転を阻止したケースなどが時折報道されてきた。加えて、PSIの下では、阻止訓練の実施・参加、あるいはアウトリーチ活動の実施を通じて、阻止能力の強化が図られてきた。2013年には、1～2月に米国及びUAEの共催で、阻止訓練「リーディング・エッジ13」が開催され、日本などを含む28カ国が参加した²²⁷。

²²² “Panama UnCOVERS Fighter Jet Engines from Seized North Korea Ship,” *Reuters*, July 30, 2013, <http://www.reuters.com/article/2013/07/31/us-panama-ship-idUSBRE96U02R20130731>.

²²³ Joby Warrick, “Iran’s Bid to Buy Banned Magnets Stokes Fears about Major Expansion of Nuclear Capacity,” *Washington Post*, February 14, 2013, http://www.washingtonpost.com/world/national-security/iranian-buying-spree-raises-concerns-about-major-expansion-of-nuclear-capacity/2013/02/13/2090805c-7537-11e2-8f84-3e4b513b1a13_story.html.

²²⁴ “Nuclear Materials Smugglers Arrested,” *UPI*, March 11, 2013, http://www.upi.com/Top_News/World-News/2013/03/11/Nuclear-materials-smugglers-arrested/UPI-80861362997303/?spt=hs&or=tn.

²²⁵ Maytaal Angel AND Jonathan Saul, “Iran Importing Missile-Grade Ore from Germany, France,” *Reuters*, February 2, 2013, <http://www.reuters.com/article/2013/07/02/us-iran-alumina-weapons-idUSBRE9610F520130702>.

²²⁶ Bureau of International Security and Nonproliferation, U.S. Department of State, “Proliferation Security Initiative Participants,” November 20, 2012, <http://www.state.gov/t/isn/c27732.htm>.

²²⁷ “UAE-US Leading Edge 13 Concluded in Abu Dhabi,” *UAE Interact*, February 7, 2013, http://www.uaeinteract.com/docs/UAE-US_LEADING_EDGE_13_concluded_n_Abu_Dhabi/53363.htm.

E)NPT 非締約国との原子力協力

2008年9月、NSGにおいて「インドとの民生用原子力協力に関する声明」がコンセンサスで採択され、NSGガイドラインの適用に関する例外化が合意された。その後、インドを巡っては、各国による原子力協力協定締結に向けた動き、並びにNSGメンバー国化に関する議論が継続されている。

インドとの二国間原子力協力協定については、NSGでの例外化決定以降、カナダ、フランス、カザフスタン、韓国、ロシア及び米国との間で締結されてきた（2012年11月時点）²²⁸。しかしながら、インドでは、原発事故時の賠償責任を運転事業者だけでなくメーカーにも負わせる賠償法が定められており、これがインドとの実際の原子力協力、あるいは原子力協力協定締結の障害の一つになっていると指摘されている。露印間でも、この問題からロシアによるインドへの2基の原子炉の建設が進んでいない。

豪州、日本、英国なども、インドとの原子力協力協定の締結に向けて、それぞれインドとの協議を継続している。日印間の協議については、インドによる再度の核実験実施を協定破棄の条件とするよう日本が主張し、インドがこれを拒否していることなどもあり、合意には至っていない。豪印間に関しては、9月に行われた豪州の総選挙で保守連合が政権を獲得し、インドへのウラン輸出を促進すべく原子力協力協定の締結に向けた交渉を積極的に進めるのではないかと見られている²²⁹。他方で、輸出したウランがインドの兵器計画に用いられないことを担保する強力な保障措置を要求するという点については、豪州はその主張を和らげないのではないかという見方もある²³⁰。

インドのNSGメンバー国化についても、グループ内で議論が続いている。中国を除く核兵器国はインドの参加を認めるよう主張している。英国はNSG年次会合に先立って、NSG参加国にインドのメンバー国化に賛同するよう求めるペーパーを用意した²³¹。豪州も11月、インドのNSG参加を支持すると明言した²³²。これに対して、いくつかの欧州諸国や日本は、核軍縮・不拡散の関係から、インドのNSG参加に積極的ではないと見られている²³³。また中国は、パキスタンをインドと同様に扱うよう示唆し、インドのみのNSG参加には反対している。

その中国に関しては、パキスタンへの2基の原子炉輸出がNSGガイドラインに違反するのではないかとの批判が依然として指摘されている。中国は、NSG参加以前に合意された協力には適用されないという、いわゆる祖父条項（grandfather clause）によりNSGガイドライン違反ではないと主張している。11月には施設の建設が開始されたが、中国は、原子炉（ACP-1000）に加えて、その燃料とな

²²⁸ Vladimir Radyuhin, “India and Russia Fail to Resolve Nuclear Liability,” *The Hindue*, June 29, 2013, <http://www.thehindu.com/news/international/world/india-and-russia-fail-to-resolve-nuclear-liability/article4863790.ece>.

²²⁹ “India, Australia Inching Towards Civil Nuclear Agreement,” *The Hindu*, November 2, 2013, <http://www.thehindu.com/news/national/india-australia-inching-towards-civil-nuclear-agreement/article5306545.ece>.

²³⁰ Rachel Oswald, “Australian Election Seen Likely to Speed Talks with India on Uranium Deal,” *Global Security Newswire*, September 11, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/australian-election-seen-likely-speed-talks-india-uranium-deal/>.

²³¹ Fredrik Dahl, “Britain Lobbies for Nuclear Export Group to Admit India,” *Reuters*, June 14, 2013, <http://www.reuters.com/article/2013/06/14/us-nuclear-india-britain-idUSBRE95D0ZA20130614>; Daniel Horner, “NSG Revises List, Continues India Debate,” *Arms Control Today*, Vol. 43, No. 6 (July/August 2013), pp. 38-39.

²³² “Australia Will Support India’s Membership of the Nuclear Suppliers Group,” Media Release, November 18, 2013, http://foreignminister.gov.au/releases/2013/jb_mr_131118a.html.

²³³ “Nuclear States Divided on India Joining Export Control Group,” *Reuters*, March 20, 2013, <http://www.reuters.com/article/2013/03/20/us-nuclear-suppliers-india-idUSBRE92J13220130320>.

る濃縮ウランを供給する²³⁴。2月には、チャシュマ（Chashma）に3基目の原子炉を建設することで中国とパキスタンが合意に達したと報じられた²³⁵。とりわけこの合意は、祖父条項によりNSGの下で認められるか、先の2基の原子炉供与以上に疑わしい。

NAM諸国は2013年NPT準備委員会で、包括的保障措施を受諾していない国への核技術・物質の移転を慎むべきであると主張して²³⁶、インドあるいはパキスタンといったNPT非締約国との原子力協力に批判的であることを強く示唆した。

(6) 原子力平和利用の透明性

平和目的の原子力活動が核兵器への転用を意図したものではないことを示すための措置には、上述のようなIAEA保障措置の受諾に加えて、自国の原子力活動及び今後の計画を明らかにするなど透明性の向上が挙げられる。IAEA追加議定書を締結する国は、核燃料サイクルの開発に関連する10年間の全般的な計画（核燃料サイクル関連の研究開発活動の計画を含む）をIAEAに報告することが義務付けられている。主要な原子力推進国も、原子力発電炉の建設計画をはじめとして、中長期的な原子力開発計画を公表している²³⁷。他方、原子力計画を公表していないものの核活動を行っている（とみられる）国（イスラエル、北朝鮮、シリア）、あるいは原子力計画を公表しているもののその計画や天然資源の保有などにそぐわない核関連活動を行っている（とみられる）国（イラン）に対しては、核兵器拡散への懸念が持たれる可能性がある。

5核兵器国及びベルギー、ドイツ、日本、スイスは、1997年に合意された「プルトニウム管理指針（Guidelines for the Management of Plutonium）」（INFCIRC/549）の下で、共通のフォーマットを用いて、民生用分離プルトニウムなど（すべての原子力平和利用活動におけるすべてのプルトニウム及び当該国政府によりもはや軍事目的に不要とされた後のその他のプルトニウムの管理に適用される）の量を毎年、IAEAに報告している。2013年12月時点で、中国、フランス、ドイツ、日本、スイス、英国が2012年末の状況に関して報告を提出した。またフランス、ドイツ及び英国は、プルトニウムだけでなくHEUの量も報告している。

豪州、オーストラリア、ブラジル、カナダ、エジプト、イラン、カザフスタン、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、南アフリカ、スウェーデン、トルコ、UAEについても、保有量を公表しているか、あるいは少なくともIAEAに申告している核分裂性物質に関しては保障措置が適用されているという意味で、一定の透明性が確保されていると言える。

²³⁴ “Pakistan Starts Work on New Atomic Site, with Chinese Help,” *Global Security Newswire*, November 27, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/pakistan-begins-work-new-atomic-site-being-built-chinese-help/>.

²³⁵ Bill Gertz, “China, Pakistan Reach Nuke Agreement,” *The Washington Free Beacon*, March 22, 2013, <http://freebeacon.com/china-pakistan-reach-nuke-agreement/>.

²³⁶ NPT/CONF.2015/PC.II/WP.18, 21 March 2013.

²³⁷ 主要国の原子力発電を含む原子力開発の現状及び今後の計画については、世界原子力協会（World Nuclear Association）のホームページ（<http://world-nuclear.org/>）にも概要がまとめられている。

3. 核セキュリティ*

ソ連崩壊に伴う核物質・技術の拡散への懸念、あるいは2001年9月の米国における同時多発テロ以降の核テロに対する脅威認識の高まりを受け、核セキュリティの国際的な取組の充実化が図られてきた。2005年には「核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）」が改正（未発効）され、2007年には「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約）」が発効し、2011年には国際原子力機関（IAEA）の勧告文書「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」の改訂5版（INFCIRC/225/Rev.5）が発出された。また、2010年と2012年には核セキュリティサミットが開催され、各国の指導者がそれぞれの核セキュリティ体制について発言する機会を持ったことで、各国の核セキュリティ体制の強化に向けた取組を促すことになった。2013年7月には、IAEAが「核セキュリティに関する国際会議—世界的な努力の強化（International Conference on Nuclear Security: Enhancing Global Efforts）」を開催し、その冒頭における閣僚会議では、参加各国が核セキュリティに係る取組について発言した。これらの国際条約への加入状況、勧告文書の措置の適用状況、及び各国の公式な発言などは、各国の核セキュリティ体制を評価する上での重要な情報となり得る。

他方で、各国の核セキュリティ体制を調査するにあたっては、核セキュリティには拘束力を伴う普遍的なツールがないこと、あるいは核セキュリティ関連情報の機微性ゆえに核セキュリティ体制の実態を評価する情報が限られていることなどの課題を考慮する必要がある。この点で、国連安全保障理事会決議1540には、すべての国連加盟国に対して拘束力を伴う普遍的なツールとしての機能が期待されているが、決議履行状況に関する定期的な報告の提出が必ずしもなされていないなど、期待されたようには機能していない。核セキュリティにおいては、各国がそれぞれに直面する脅威の評価に基づいて国内の核セキュリティ体制を整備することとなっており、保障措置を伴う核不拡散とは異なり、国際的な実施基準や施行状況を検証する仕組みなどは存在しない。また、国の脅威評価に基づいて各国の核セキュリティ要件が定められることから、評価にあたっての国際的な基準を定めることも難しい。さらに、核セキュリティ措置に関する重要な情報、特に、国による脅威評価、この脅威評価に基づく設計基礎脅威（DBT）²³⁸、DBTに基づき設計される核物質、その他の放射性物質、それらの輸送及び関連する施設に対する物理的防護システム、並びに国の核セキュリティ計画は、テロ防止の観点から機密情報として、ごくわずかの関係者の間だけで共有され、通常は公開されない。

このような核セキュリティを巡る動向に鑑み、本報告書では、各国の核セキュリティ体制の評価にあたって以下の項目を調査し、核セキュリティ体制評価の指標とした。まず、核テロの標的として「魅力的」となり得る核物質、及びその製造に関連する施設・活動の有無を、核セキュリティのリスクを評価する指標として用いた。次に、核セキュリティに関連する国際条約及び勧告措置の適用状況、並びに各国の核セキュリティに関する取組表明を、各国の核セキュリティ体制の指標として活用することとした。

* 第3章「核セキュリティ」は、濱田和子により執筆された。

²³⁸ IAEAは以下のとおり定義している。「不法移転又は妨害破壊行為を企てる恐れのある潜在的内部脅威者及び／又は外部からの敵対者の属性及び性格でこれに対して物理的防護システムが設計され、評価される」。International Atomic Energy Agency (IAEA), “Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities (INFCIRC/225/Revision 5),” IAEA Nuclear Security Series No. 13, 2011.

(1) 兵器利用可能な核分裂性物質の保有量及び関連する施設・活動

核セキュリティにおける脅威は、「核物質、その他の放射性物質またはそれらに関連する施設及び活動に対する犯罪行為及び意図的な不正行為、並びに核セキュリティに悪影響をもたらすと国が判断するその他の活動を行う動機、意図、能力を持つ個人または集団」²³⁹と定義される。IAEAは、その脅威に対する国の物理的防護として、脅威評価、保有する核物質及びその他の放射性物質の特性と悪意ある行為についての「魅力度 (attractiveness)」²⁴⁰、あるいは核物質などの不法移転や関連施設に対する妨害破壊行為がもたらし得る結果を考慮した等級別手法を用いるべきであると勧告している²⁴¹。つまり、核物質、その他の放射性物質、関連する施設及び活動が、悪意ある目的を達成するのに適しているほど、あるいはそれらを攻撃することでより大きな打撃を与えることができるほど、核セキュリティ・リスクが高いことを意味し、そのリスクの度合いに応じて、より高いレベルの防護措置が求められる。

核セキュリティにおける悪意ある行為には不法移転と妨害破壊行為があり、その目的に応じて悪意ある行為の標的の「魅力度」、並びに行為への対応として求められる防護措置のレベルは異なる。不法移転の目的には核爆発装置製造や、施設外での放射性物質の発散などがある。前者の目的のためには対象となる核物質が核爆発装置の製造に適していればいるほど、実行者にとって「魅力度」と対応者にとってのリスクは高くなる。妨害破壊行為は、原子力施設、放射性物質取扱施設、あるいは使用、貯蔵または輸送中の核物質及びその他の放射性物質を意図的に攻撃または破壊し、放射性物質の放出によって人の健康と安全、公衆及び環境を直接または間接的にリスクにさらすことを目的とする²⁴²。従って、放射性物質の発散を目的とした不法移転と妨害破壊行為においては、そのもたらし得る影響が大きいほどリスクが高くなる。

核爆発装置の製造を目的とした不法移転に係る「魅力度」とは、対象となる核物質の特性や核爆発装置の製造のために追加的に必要となるプロセスといった観点から、当該核物質が核爆発装置の製造に適している度合いを示すものである。IAEAのINFCIRC/225/Rev.5は、表3-1に示すとおり、核物質の種類、組成、量、放射性レベルにより核物質を魅力度の高い順に区分I、II、IIIの3つに分けており、保有する核物質の区分に応じた物理的防護措置を取るよう勧告している。

ほとんどの調査対象国について、これら区分I、II、IIIの核物質の正確な保有量を把握することはできないが、一部の国については、核分裂性物質国際パネル (IPFM) による「世界核分裂性物質報告」(後述)により推定することが可能である。また、発電用原子炉を有する国は、通常、区分Iの核物質を保有すると推測され、また、研究炉しか有していない国でもその型によっては区分Iの核物質を保有すると考えられる。

高濃縮ウラン (HEU、ウラン235の同位体濃度が20%以上のもの)のうち、兵器級HEU (ウラン235の同位体濃度が90%以上のもの) やプルトニウムは核爆発装置の製造に最適であり、不法移転の対象としての「魅力度」が最も高いため、その保有に当たっては高い核セキュリティ・リスクを伴い、高レベルの防護措置が求められることとなる。これらの物質の保有量に関しては、IPFMが毎年、各

²³⁹ International Atomic Energy Agency (IAEA), “Objective and Essential Elements of a State’s Nuclear Security Regime,” IAEA Nuclear Security Series No. 20, 2013.

²⁴⁰ これは悪意ある行為を実現するためにどれほど適しているかを示すあくまでも敵対者の視点からの尺度である。

²⁴¹ IAEA, “Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities (INFCIRC/225/Revision 5),” p. 14.

²⁴² Ibid., p.53.

国の保有量の推計をまとめた「世界核分裂性物質報告」を公表しており、本調査においては、「2013年世界核分裂性物質報告」（表3-2：兵器利用可能な核分裂性物質の保有量）を基に各国の保有量について評価を行う。

表3-1：核物質*の防護区分

物質	形態	区分I	区分II	区分III ^c
		高	← 魅力度 →	低
1. プルトニウム ^a	未照射 ^b	≥2kg	2kg> >500g	500g≥ >15g
2. ウラン235 (²³⁵ U)	未照射 ^b	≥5kg	5kg> >1kg	1kg≥ >15g
	—濃縮度20%以上		≥10kg	10kg> >1kg
	—濃縮度20%未満、 10%以上 —濃縮度10%未満	-----	-----	≥10kg
3. ウラン233 (²³³ U)	未照射 ^b	≥2kg	2kg> >500g	500g≥ >15g
4. 照射燃料（この表の照射燃料の区分は国際輸送の考慮に基づいている。国は自国内の使用、貯蔵及び輸送に対し、全ての関係する要因を考慮に入れて、異なった区分を割り当てること許される。）			劣化ウラン、天然ウラン、トリウムまたは低濃縮燃料（核分裂性成分含有率10%未満） ^{d/e}	

* IAEA憲章の第20条に定義されるような特殊核分裂性物質または核原料物質のいずれかとなるすべての物質。IAEA憲章によると、特殊核分裂性物質は、プルトニウム239、ウラン233、ウラン235または233の濃縮ウラン、これらの1つ以上を含む任意の物質、他にIAEA理事会が折々決定するその他の核分裂性物質のことで、核原料物質を含まない。核原料物質は、ウランの同位元素の天然の混合率からなるウラン、同位元素ウラン235の劣化ウラン、トリウム、金属、合金、化合物または高含有物の形状において前掲のいずれかの物質を含有する物質、他の物質で理事会が随時決定する含有率において前掲の物質の1または2以上を含有するもの、他にIAEA理事会が随時決定するその他の物質をいう。

a すべてのプルトニウム（プルトニウム238の同位体濃度が80%を超えるプルトニウムを除く。）

b 原子炉内で照射されていない核物質、または原子炉内で照射された核物質であって、遮蔽がない場合に、この核物質から1m離れた地点で1時間あたり1グレイ（1時間あたり100ラド）以下の放射線量率を有するもの。

c 区分IIIに掲げる量未満のもの及び天然ウラン、劣化ウラン並びにトリウムは、少なくとも慣行による慎重な管理に従って防護するものとする。

d この防護レベルが望ましいが、各国は具体的な状況の評価に基づいてこれと異なる区分の防護レベルを指定することができる。

e 他の燃料であって、当初の核分裂性物質含有量により、照射前に区分I及び区分IIに分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間あたり1グレイ（1時間あたり100ラド）を超える間は、防護レベルを1区分下げることができる。

出典) IAEA, “Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities (INFCIRC/225/Revision 5),” IAEA Nuclear Security Series No. 13, 2011.

表3-2：兵器利用可能な核分裂性物質の保有量（推計、2012年）

[単位: MT]	高濃縮ウラン (HEU)	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量					兵器用プルトニウム	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量			民生用プルトニウム	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	
		兵器利用可能なストックパイル	艦船用 (未照射)	艦船用 (照射済)	民生用	余剰 (殆どは希釈用)		軍事用ストックパイル	軍事目的からの余剰	追加的な戦略ストックパイル		国内にある民生用ストックパイル (2011年12月)	国外にある民生用ストックパイル (2011年12月)
中国	16 ± 4	16					1.8 ± 0.5	1.8			0.01		
フランス	26 ± 6	6 ± 2			4.7		6	6			57.5	57.5	
ロシア	695 ± 120	616	20	10	20	29	128 ± 8	88	34	6	49.5	49.5	
英国	21.2	11.7		8.1	1.4		7.6	3.2	4.4		91.2	90.3	0.9
米国	595	260	152	100	20	63	87.6	38.3	49.3				
インド	2.4 ± 0.9						5.24	0.54 ± 0.18		4.7	0.24	0.24	
イスラエル	0.3						0.84	0.84					
パキスタン	3 ± 1.2	3 ± 1.2					0.15 ± 0.05	0.15					
ベルギー	0.7-0.75												
ドイツ	0.95										5.8	2	3.8
日本	1.2-1.4										44.3	9.3	35
スイス	0.005-0.01										< 0.05		
北朝鮮	0.042						0.03	0.03					
その他	15				15						11		11

出典) International Panel on Fissile Materials, “Global Fissile Material Report 2013: Increasing Transparency of Nuclear Warhead and Fissile Material Stocks as a Step toward Disarmament,” International Panel on Fissile Materials, October 2013; 「プルトニウム管理指針 (Guidelines for the Management of Plutonium)」 (INFCIRC/549)の下のスイス (及びベルギー) のIAEAへの報告。ベルギー、ドイツ、日本、スイス、北朝鮮の民生用HEUに関しては、James Martin Center for Nonproliferation Studies (CNS), “Civil Highly Enriched Uranium: Who Has What?”

なお、表3-2には挙げられていない調査対象国のうち、一定の「魅力度」を持つ核分裂性物質を保有していると推定される国は下記のとおりである。

- 1トン以上のHEUを保有することが推測される国（5kgのHEUは区分I）²⁴³：カザフスタン（10,520kg）
- 1kg以上1トン未満のHEUを保有することが推測される国（5kgのHEUは区分I）²⁴⁴：カナダ（1,500kg未満）、オランダ（730-810kg）、イラン（7kg）、オーストラリア（1～10kg）、ノルウェー（1～9kg）
- 1kg以上の分離プルトニウムを保有することが推測される：オランダ²⁴⁵

兵器級のHEU及びプルトニウムを保有していなくても、HEU生産との関連でウラン濃縮施設、並びにプルトニウム生産との関連で原子炉や再処理施設を持つ国は、核爆発装置製造目的の不法移転の観点から、それらを持たない国よりも高い核セキュリティ・リスクを抱えていると言える。つまり、発電用原子炉、研究炉、ウラン濃縮活動、及び再処理活動の有無もリスク評価の指標となり得る。

施設外で放射性物質を発散させて危害を及ぼすことを目的とした不法移転では、核物質及びその他の放射性物質が標的となる。IAEAは、国の判断により、核物質等の量、種類、組成、移動し易さ、アクセスし易さなどの核物質・その他の放射性物質の特性に基づいてリスクを定め、それに対する防護措置を講じるように勧告している²⁴⁶。また、妨害破壊行為に関しては、原子力施設、放射性物質取扱施設、または核物質・その他の放射性物質が標的になるが、IAEAは、国がそれぞれに、受容できない放射線影響・リスクを定め、そのリスクを伴う物質、機器、機能を含む区域を枢要区域に特定し、リスクに対応した防護措置を取ることを勧告している²⁴⁷。つまり、放射性物質の発散を目的とした不法移転及び妨害破壊行為に関しては、保有する核物質、その他の放射性物質、及び関連施設規模・量・特性に加え、国の政策的判断に基づいてリスクのレベルが異なるため、客観的なリスク評価が難しいことを示唆している。

以上を踏まえ、表3-3には主に核爆発装置製造目的の不法移転に対するリスク評価として、調査対象国における発電用原子炉、研究炉、ウラン濃縮施設、及び再処理施設の有無に関して、核燃料サイクル関連活動をまとめた。多分に繰り返しになるが、兵器利用可能な核分裂性物質の保有は、それだけ核セキュリティ上のリスクを高めることになるため、施設における厳格な管理をはじめとする核セキュリティ措置の実施及びその強化に対する責務も増す。その観点から、兵器利用可能な核分裂性物質の保有量並びに関連する施設の特性は、核セキュリティに係る取組の重要な評価の対象である。

²⁴³ James Martin Center for Nonproliferation Studies (CNS), “Civil Highly Enriched Uranium: Who Has What?” August 2011.

²⁴⁴ Ibid. ソウル核セキュリティサミットにおける報告によれば、メキシコ及び南アフリカは既にHEU起源国に返還済みであるため、リストから削除した。また、豪州に関してはHEUの返還が表明されたが全量が返還されたかどうかは不明確であるためリストに残した。

²⁴⁵ International Panel on Fissile Materials, “Global Fissile Material Report 2013: Increasing Transparency of Nuclear Warhead and Fissile Material Stocks as a Step toward Disarmament,” International Panel on Fissile Materials, October 2013.

²⁴⁶ IAEA, “Nuclear Security Recommendations on Radioactive Material and Associated Facilities,” IAEA Nuclear Security Series No. 14, 2011.

²⁴⁷ Ibid., p. 14.

表3-3：各国の核燃料サイクル関連活動

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	エジプト	ドイツ	インドネシア
発電用原子炉	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○		○	
研究炉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウラン濃縮施設	○	○	○	○	○	○ ^a		○ ^a				○			○	
再処理施設	○	○	○ ^b	○	○	○ ^b	○ ^a	○ ^a			△ ^c	△ ^d				

	イラン	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
発電用原子炉	○	○	○	○	○	○			○	○	○			△ ^e	
研究炉	○	○	○	○	○	○		○	○	△ ^f	○	○	○		○
ウラン濃縮施設	○	○				○			△ ^c						△ ^g
再処理施設		△ ^h													△ ⁱ

- a) 軍事利用
- b) 軍事及び民生利用
- c) 解体中
- d) 閉鎖中
- e) 建設中
- f) 閉鎖・解体中
- g) 建設中（現状は不明）
- h) 試験運転中
- i) 準備中

出典) International Atomic Energy Agency (IAEA), *Nuclear Fuel Cycle Information System*, <http://infcis.iaea.org/NFCIS/About.cshtml>; International Panel on Fissile Materials, “Global Fissile Material Report 2013: Increasing Transparency of Nuclear Warhead and Fissile Material Stocks as a Step toward Disarmament,” International Panel on Fissile Materials, October 2013.

(2) 核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、参加、国内体制への反映

A) 核セキュリティ関連の条約等への加入状況

本調査では、核セキュリティ及び原子力安全に関する諸条約等として、核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）、改正核物質防護条約、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約）、原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）、原子力事故の早期通報に関する条約（原子力事故早期通報条約）、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（放射性廃棄物等安全条約）、及び原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（原子力事故援助条約）を取り上げ、調査対象国の加入状況等を表3-4にまとめた。

表3-4：核セキュリティ・原子力安全に関する主要な条約への署名・批准状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	エジプト	ドイツ	インドネシア
核物質防護条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
改正核物質防護条約	○	△	○	○		○	○		○	○	○				○	○
核テロ防止条約	○	○	○	○	△	○	△		○	○	○	○	○	△	○	
原子力安全条約	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○
原子力事故早期通報条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性廃棄物等安全条約	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		○	○
原子力事故援助条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	イラン	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
核物質防護条約		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
改正核物質防護条約			○		○	○		○		○	○			○	
核テロ防止条約		○	○	△	○	○	△	△	○	△	○	△	○	○	
原子力安全条約		○	○	○	○	○		○	○	○	○	△	○	○	
原子力事故早期通報条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△
放射性廃棄物等安全条約		○	○	○		○		○	○	○	○			○	
原子力事故援助条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△

[○批准・受諾・承認・加入 △署名]

核物質防護条約は、平和目的のために使用される核物質の国際輸送に際し適切な防護措置を取ること、並びに適切な防護措置が取られない場合には核物質の国際輸送を許可しないことを加盟国に求めている。また権限のない核物質の受領、所持、使用、移転、変更、処分又は散布により人的・財産的被害を引き起こすことや核物質の窃取などの行為を犯罪化することを求めており、1987年に発効した。

改正核物質防護条約は、国内で使用、貯蔵、輸送される核物質と原子力施設に対して防護措置を取ること、並びに原子力施設に対する妨害破壊行為を規制対象とすることを締約国に求めるもので、適用範囲を大幅に拡大した内容となっている。2005年にコンセンサスで採択されたが、2013年12月時点で未発効である。

核テロ防止条約（2007年発効）は、悪意をもって、放射性物質または核爆発装置等を所持・使用等する行為や、放射性物質の発散につながる方法による原子力施設の使用または損壊行為を犯罪とすることなどを締約国に義務付けている。

原子力安全条約は、チェルノブイリ原発事故を契機に策定が検討され、1996年に発効した原子力発

電所の安全性の確保・向上を目指す国際条約である。締約国は自国の原子力発電所の安全性確保のために、法律・行政上の措置を講じること、同条約に基づいて設置される検討会合に報告すること、並びに他の締約国の評価を受けることが義務付けられている。

原子力事故早期通報条約は、原子力事故が発生した際、事故の発生事実、種類、時刻、及び場所を速やかにIAEAに通報し、事故の関連情報を提供することを締約国に義務付けており、1986年に発効した。

放射性廃棄物等安全条約は、使用済み燃料及び放射性廃棄物の安全性確保のために、法律・行政上の措置を講じること、同条約に基づいて設置される検討会合に報告すること、並びに他の締約国の評価を受けることを義務付けており、2001年に発効した。

原子力事故援助条約は、原子力事故や放射線緊急事態に際して、事故や緊急事態の拡大を防止し、またその影響を最小限にとどめることを目的に、専門家派遣や資機材提供等の援助を容易にするための国際的枠組みを定めている条約で1987年に発効した。

これら原子力安全関連の条約は安全上の防護措置を課すことを定めており、これらの防護措置は核セキュリティ上の防護措置ともなることから核セキュリティに関連する国際条約とみなされる。

表3-4には、これらの国際条約に対する各国の署名・批准状況を示した。昨年度の調査結果との違いとしては、シリアによる原子力安全条約への署名、北朝鮮による原子力事故援助条約への署名が挙げられる。

B) 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版

INFCIRC/225/Rev.5は、IAEAの核物質及び関連施設の物理的防護措置についての法的拘束力を伴わない勧告文書であり、核物質及び関連施設の物理的防護に関して事実上の国際的基準を示す文書として位置付けられている。「核物質の物理的防護のための勧告」（1972年）をベースにINFCIRC/225として1975年に初版が策定され、その後改訂が重ねられ、最新の第5版は2011年1月に発出された。第5版では、立入り制限区域の設定、等級別手法と深層防護の深化、一定程度離れた距離から原子力施設を攻撃する「スタンドオフ攻撃（Stand-off Attack）」に対する防護、内部脅威者の脅威に対する防護及びその対策の一つとしての核セキュリティ文化（核セキュリティに責任を有する組織及び個人が核セキュリティの確保において各自に期待される役割とその重要性を認識するなど核セキュリティを重視する風土など）の醸成、中央警報ステーションの非常時における基本機能継続のための冗長性確保などの新たな防護措置を勧告している。この第5版の勧告措置に準拠した防護措置を備えることが核セキュリティ体制整備の上で国際的に推奨されており²⁴⁸、2012年のソウル核セキュリティサミットのコミュニケでも、その勧告措置の適用のために取り組むことが表明された²⁴⁹。従って、INFCIRC/225/Rev.5の勧告措置の取入れ状況は各国の核セキュリティ体制を評価する指標の一つとなり得る。しかしながら、この状況を示す情報は限られているため、本調査では、核セキュリティサミット及び2013年のIAEAの「核セキュリティに関する国際会議—世界的な努力の強化」（以下、「IAEA核セキュリティ国際会議」とする）における各国の声明、並びに他の公開情報などで情報が得られたものについて、評価を示した。

²⁴⁸ IAEAはこのINFCIRC/225/Rev.5における勧告措置の適用を支援する目的で、ワークショップや地域トレーニングコースを展開するなどのアウトリーチ活動を行っており、また米国や日本もワークショップの開催を通じた理解促進に努めている。

²⁴⁹ “Seoul Communiqué,” 2012 Seoul Nuclear Security Summit, March 27, 2012.

INFCIRC/225/Rev.5の勧告措置適用に関する各国の状況²⁵⁰

以下には、第2回核セキュリティサミットにおける国別報告書 (national reports) や2013年のIAEA核セキュリティ国際会議などにおける政府発表をもとに、INFCIRC/225/Rev.5の勧告措置の各分野における各国の取組をまとめた。

法令整備の分野においては、日本は立入り制限区域の設定や防護区域外防護対象枢要設備の堅牢化などのINFCIRC/225/Rev.5の勧告措置を適用するために、2011年、2012年と核物質防護措置強化に係る省令を改正した。他に、フランス、ベルギー、スイス、ブラジル及び米国もINFCIRC/225/Rev.5に基づく法令を整備し、勧告措置を適用したことを表明した。また、トルコはINFCIRC/225/Rev.5の勧告措置適用に向けて現在、法令整備に取り組んでいることを表明した。

核物質防護措置の強化の分野では、豪州と南アフリカがINFCIRC/225/Rev.5の勧告措置に対応した体制を整備している他、インドネシア、スウェーデン、中国などが物理的防護措置の堅牢化などのINFCIRC/225/Rev.5の勧告措置の適用に向けた取組を行っていることを表明した。米国は、2011年に起こったY-12国家安全保障複合施設 (National Security Complex) への侵入事件を受けて、国内の放射性物質取扱い175施設における防護措置を強化した他、フォース・オン・フォース訓練²⁵¹の徹底化を図っていることを表明した。他にメキシコやUAEもINFCIRC/225/Rev.5の会合参加などを通して勧告措置の適用に向けて努力していることを表明した。ベルギーは、INFCIRC/225/Rev.5が示している新たな脅威に対応するために、核物質防護措置のセキュリティ要件のベースとなるDBTをアップデートした。

妨害破壊行為に対する物理的防護措置としては、オランダが2013年1月からは、リスクに基づく核物質の区分分けに応じた防護措置を適用していることを表明した他、韓国もリスクに基づいた核物質の区分分けなどのINFCIRC/225/Rev.5の措置の適用に取り組んでいることを表明した。また、豪州は、区分I及びIIの核物質に関するデータベースを構築したことを表明した。

サイバーテロに関しては、オランダはDBTを定めた防護措置を適用していること、輸送のセキュリティに関しては、INFCIRC/225/Rev.5措置の適用に取り組んでいる旨を明らかにした。また韓国は輸送セキュリティ対策として、GPSを用いたリアルタイムの監視システムを導入したことを表明し、メキシコもINFCIRC/225/Rev.5に準じた輸送のセキュリティシステムを適用していることを表明した。

内部脅威対策の分野では、インドネシアは、その対策としての二人ルール²⁵²を採用した他、核セキュリティ文化の醸成の一環として、IAEAとの連携としては世界で初めて2013年3月に核セキュリティ文化の自己評価を行う等、この分野に積極的に取り組んでいる。また、スウェーデンは、核セキュリティ文化の醸成を法律で義務付けている他、規制要件として核セキュリティ文化の評価を実施している。他に、ロシアは核セキュリティ文化のワークショップの開催を通して、国内の核セキュリティ

²⁵⁰ ソウル核セキュリティサミットにおける参加各国のプログレス・レポートを参照 (<https://www.nss2014.com/en/nss-2014/reference-documents>)。

²⁵¹ 訓練要員による想定脅威の模擬攻撃への対抗措置の訓練であり、物理的防護システムの性能試験の一つ。INFCIRC/225/Rev.5は、このフォース・オン・フォース訓練を含めた性能試験を1年に1度は実施することを勧告している。

²⁵² IAEAは、「無許可の接近又は活動を検知するために少なくとも2人の許可された知識を持つ人の存在が、核物質及び原子力施設に関わる活動を許可するために要求される手続き」と定義している。IAEA, “Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities (INFCIRC/225/Rev.5).”

文化の醸成に努めており、ドイツも核セキュリティ文化の醸成に取り組んでいることを表明した。

表3-5：各国のINFCIRC/225/Rev.5の勧告措置の適用・取組状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	エジプト	ドイツ	インドネシア
INFCIRC/225/Rev.5	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○	○

	イラン	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
INFCIRC/225/Rev.5		○		○	○	○			○	○	○		○	○	

公開情報などから情報が得られた取組、あるいは実施が表明された取組について「○」とする。

(3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組

A) 民生利用における HEU の最小限化

HEUは、研究炉あるいはアイソトープ生産炉といった民生目的でも用いられてきたが、核爆発装置の製造に適しており、盗取などの不法移転により流出すれば、国家のみならず非国家主体でも核兵器の製造が可能になりかねない。こうした問題への懸念を背景に、米国が2004年に提唱して開始された地球的脅威削減イニシアティブ（GTRI）は、世界の民生用サイトにある米露起源のHEUの両国への返還、並びにHEUを使用する研究炉の低濃縮ウラン（LEU）使用への転換を進めるというものであった。また、2010年ワシントン核セキュリティサミット及び2012年ソウル核セキュリティサミットにおいても、HEUの最小限化が最重要取組の一つとして掲げられた。

米国のNGOである「グローバル・セキュリティ・パートナーシップ」の報告によれば、この取組の下、2012年10月から2013年9月の期間で、82の研究炉がHEU使用からLEU使用に転換され、ウクライナ、ウズベキスタン、ポーランドから235kgのロシア起源のHEUがロシアに返還され、メキシコから12kgの米国起源のHEUが米国に返還されたとのことである²⁵³。

ソウル核セキュリティサミット、あるいは他の機会において、HEU利用の最小限化に関する進捗状況、並びに今後のコミットメントなどに関して、以下のような取組が表明された。

- 中国：2010年の米国との協力取極に基づき、研究炉を低濃縮ウランを利用するものへと転換する取組を実施中
- フランス：低濃縮化に転換する技術開発において他国と緊密に協力
- ロシア：2010年以降、1,320kgの未使用のHEUをLEUに転換。2002年以降、14カ国から604kgの未使用のHEU燃料及び986kgの照射済みHEUをロシアに返還。ウクライナとウズ

²⁵³ Emily Mella, “Reported Accomplishments of Selected Threat Reduction and Nonproliferation Programs by Agency for Fiscal Year 2012,” *Policy Update*, Global Security Partnership, August 2013.

ベキスタンからのHEU返還を予定。また米国との協力の下、クルチャトフ原子力研究所における6つの研究炉の低濃縮化に関する技術開発・実効性に関する研究を実施中

- 米国：2010年ワシントン核セキュリティサミット以降、米国内の10.5tのHEU、ロシアの2tのHEUを低濃縮化し、10カ国における400kg以上のHEUの返還を支援
- イスラエル：ソレク研究炉のHEUを米国に返還
- オーストリア：HEUを返還²⁵⁴
- 豪州：HEU使用の研究炉を閉鎖し、その使用済み燃料を返還済。LEUを使用した放射性医薬品生産の技術を開発。2013年に余剰HEUを米国に返還
- ベルギー：HEUを用いた放射性同位体の世界的な生産国として、HEU使用の最小限化において米国、フランス、オランダと協力。BR2研究炉及び国家放射性元素研究所の加工施設の低濃縮化に関して米国と外交文書を交換し、2014年に予定されているHEUの米国への返還に向けて取組中
- カナダ：2010年に引き続き2012年に2度目のHEUの米国への返還を実施。全ての返還を2018年までに完了させる予定。メキシコとベトナムにおける低濃縮化のために800万ドルを支援
- カザフスタン：WWR-K研究炉のHEUはロシアに返還済みであり、現在は低濃縮化への転換に取組中。2014年に転換が完了する予定
- 韓国：低濃縮化に転換する技術開発を実施、その適用において他国と協力
- メキシコ：2012年に低濃縮化への転換が完了。2012年には全てのHEUの返還が完了
- オランダ：低濃縮化への転換が完了
- 南アフリカ：モリブデン-99の主要な供給施設の低濃縮化を完了し、HEUを米国に返還
- スウェーデン：1990年代にHEU使用の全ての研究炉の低濃縮化を完了。現在は、HEUの最小限化の国際取組みに貢献

B) 不法移転の防止

国家あるいは非国家主体への核物質の不法な移転を防止するために、その保有国は、施設内での計量管理を含む厳格な管理から不法取引の探知・阻止までの幅広い分野や範囲にわたる措置の効果的な実施が求められる。ソウル核セキュリティサミットのコミュニケでは、そうした措置として、核物質・放射性物質の国内検査や国境での検知の分野における技術的な能力の強化、違反行為の訴追のための法、情報、財政といったツールの一層の活用、IAEAの事件・不法取引データベース（ITDB）プログラムへの参加、規制管理外の核・放射性物質に関する情報の提供、核物質などの取引の違反行為に関与した個人に関する国家間、並びに国際刑事警察機構（INTERPOL）及び世界税関機構（WCO）などとの情報共有などが挙げられた。

IAEAのITDBは、核物質及びその他の放射性物質の不法な所有、不法売買・取引、放射性物質の不法散布、行方不明放射性物質の発見などに関係する事例についての情報共有のために1995年に構築されたデータベースであり、各国はこのデータベースに参加し関連する事件の情報を提供・共有することで、不法取引に対する国際的な監視を高め、不法取引防止及び核セキュリティ取組の強化を図ることが期待されている。2012年12月時点で120カ国が参加しており、調査対象31カ国のなかではシリ

²⁵⁴ Nuclear Threat Initiative, “NTI Nuclear Material Security Index: Building a Framework for Assurance, Accountability, and Action,” Second Edition, January 2014, p. 40.

ア、エジプト、北朝鮮の他は全て参加している。

1995年から2012年末までで累計で2,331件の事件がITDBに報告された。2012年には、以下の内訳を内容とする160件²⁵⁵の事件が報告されたが、そのうちの2件はHEUに関連する事件であった²⁵⁶。

- 核物質または放射線源の不法所持及び売却の企て：17件
- 放射線源の盗難または紛失：24件
- 管理を外れた物質の発見、核物質・放射線源などの不法散布、不注意なまたは不法な移動・貯蔵：119件

参加国が事件についての報告を躊躇しないように、ITDBに報告された事件や不法取引に関する情報の詳細が公開されることはない。したがって、調査対象国のITDBに報告された事件への関与等を評価することはできない。本調査ではITDBに参加しているか否かのみを指標として用いることとする。

他に、核物質及びその他の放射性物質の不法移転の防止措置としては、輸出管理の法令整備、国境における放射性物質の検知装置の設置などの検知能力の構築、並びに核鑑識能力の構築（後述）などがあり、以下には、これらの不法移転防止措置について表明された取組について記した。

- インド：原子力供給国グループ（NSG）ガイドラインIIに基づき2013年に汎用品リストをアップデート
- イスラエル：不法移転防止のための法令を整備。米国が主導するメガポート・イニシアティブ（世界の主要港に放射性物質検知施設を設置して核拡散及び核テロを防止する取組）の下、不法移転対策における経験を共有
- パキスタン：輸出管理強化のために規制リストを改正。核物質・放射性物質の不法移転の抑止・検知・防止策としてとし特殊核物質ポータル（**Special Nuclear Material Portals**）を主要な出入りポイントに配置する取組を展開中
- ブラジル：不法移転に対する法令を改正。南米南部共同市場（メルコスール）²⁵⁷加盟国における核物質・放射性物質の不法移転の防止、検知、対応に関する国境警備員に対するトレーニングの提供、不法移転関連情報の共有、ベストプラクティスの共有を実施
- メキシコ：汎用品の輸出管理の法令を整備、輸出管理強化のキャパシティ・ビルディングプログラムを実施。また米国が主導するメガポート・イニシアティブの下、5つの港湾における核物質・放射性物質の検知機能を拡大
- スウェーデン：2012年に第2回INTERPOL放射性物質・核物質の不法移転とテロリズムに関する分析会議を開催
- UAE：輸出管理リストの構築を含めた法令を整備。メガポート・イニシアティブ他の国際協力の下で、港湾に放射性物質検知装置を設置し、関連オフィサーのトレーニングを実施

表3-6には、平和目的のHEUを最小限化する取組及び核物質・その他の放射性物質の不法移転の防止のための措置の実施について、ソウル核セキュリティサミット及び他の公式発言において取組の表明があった国、及び既に整備している国を示した。

²⁵⁵ IAEA, *IAEA Annual Report 2012*, p. 69には147件となっているが、内訳の数の合計では160になるので、ここでは160件とした。

²⁵⁶ Ibid.

²⁵⁷ 南アメリカ諸国の関税同盟のこと。

表3-6：HEU最小限化及び不法移転防止措置に関する取組状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	エジプト	ドイツ	インドネシア
平和目的のためのHEUを最小限化する努力	○	○	○		○		○		○	○	○		○			
ITDB参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
核物質の不法移転防止のための措置の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	

	イラン	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
平和目的のためのHEUを最小限化する努力			○	○	○				○	○					
ITDB参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
核物質の不法移転防止のための措置の実施		○		○	○				○	○				○	

公開情報などから情報が得られた取組、あるいは実施が表明された取組について「○」とする。

C) 国際評価ミッションの受け入れ

IAEAは、メンバー国の核セキュリティ体制整備・強化を支援する目的で、国際核セキュリティ諮問サービス（INSServ）や国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）といった諮問ミッションを展開している。INSServは、メンバー国の要請に基づいて、当該国に求められる核セキュリティ体制の要件全般をレビューして改善が必要な点を助言するサービスである。IPPASは、核物質防護対象施設及び輸送の物理的防護システムに焦点を置いた諮問サービスであり、その点でINSServよりも踏み込んだレビュー・サービスといえる。IPPASにおいては、IAEA参加国からの要請に基づき、IAEA主導のもと各国の核物質防護専門家から構成されるチームが、当該国の政府及び原子力施設を訪問し、施設の核物質防護措置の内容を確認するとともに、政府関係者及び原子力事業者からのヒアリングを通してIAEA核物質防護勧告（INFCIRC/225）に準拠した防護措置を実施する上で必要な助言等を行う。

このように、IPPASは要請国の機微情報を含む物理的防護システムの詳細をレビューするサービスであることから、その受け入れは当該国の物理的防護システムを含む核セキュリティパフォーマンスに大いに資することが期待され、同時に核セキュリティ体制整備に向けた当該国の姿勢を示す意味でも重要視されている。

IPPASは、1996年に開始されて以来、2013年末に至るまで、37カ国において56回のミッションが実施された。2013年には、ルーマニアでのフォローアップ・ミッションの他に、豪州、ハンガリー、及び米国で実施された。

D) 技術開発—核鑑識

核鑑識（nuclear forensics）とは、不法移転され捜査当局によって押収、採取された核物質及び放射性物質について、核物質、放射性物質及び関連する物質の組成、物理・化学的形態等を分析し、その物品の出所、履歴、輸送経路、目的等を分析・解析する技術的手段のことを言い、核セキュリティ取組を補完する重要な技術の一つと考えられている。核鑑識活動には、対象物質のサンプリング、採取したサンプルの分析（初期分析及び詳細分析）、分析結果とデータベースや数値シミュレーションとの比較による解析（結果の解釈）といった活動が含まれる。

表3-7：ITWG-17で申告された調査対象各国の核鑑識に係る能力

	ウラン	プルトニウム	その他の放射性物質*	放射性物質で汚染された証拠
初期分析 (Categorization)	フランス 英国 米国 豪州 カナダ 日本 韓国 スウェーデン スイス	フランス 英国 米国 カナダ 韓国 スウェーデン	カナダ 日本 韓国 スウェーデン スイス	米国 カナダ
詳細分析 (Characterization)	フランス 英国 米国 カナダ 日本 韓国 スイス EC-JRC(ITU)	フランス 英国 米国 カナダ 日本 韓国 スイス EC-JRC(ITU)	英国 米国 カナダ 日本 韓国 スイス EC-JRC(ITU)	米国 カナダ EC-JRC(ITU)
結果の解釈 (Interpretation)	フランス 米国 カナダ 日本 スイス EC-JRC(ITU)	フランス 米国 カナダ 日本 スイス EC-JRC(ITU)	米国 日本 EC-JRC(ITU)	米国 カナダ EC-JRC(ITU)

* 照射済み燃料、Th, Cm, Cs, Am, 工業用線源、密封線源

注：日本の場合は、2013年末現在、国家能力としてではなく日本原子力研究開発機構（JAEA）などが実施している。

2010年の核セキュリティサミットでは各国の核鑑識能力を構築するための国際協力が推奨され²⁵⁸、2012年の核セキュリティサミットのコミュニケでは、核鑑識能力構築にあたっての国際協力の重要性が再確認された²⁵⁹。このような国際協力の一つとして、「核物質の不法移転に関わる国際技術ワーキンググループ（ITWG）」があるが、これは冷戦後の核物質の不法移転に対処するために、G8核不拡散専門家グループ（NPEG）の後援を受けて、1996年に核鑑識技術の開発、共通の手法や技術を提供するために設立されたワーキンググループである。このITWGにおける参加各国の核鑑識の技術開発の取組状況についての報告（表3-7を参照）から、フランス、英国、米国、豪州、カナダ、日本、韓国、スウェーデン、スイスなどが核鑑識の能力構築に積極的に取り組んでいることがわかる。これらの国

²⁵⁸ The White House, Office of the Press Secretary, “Work Plan of the Washington Nuclear Security Summit,” April 13, 2010.

²⁵⁹ “Seoul Communiqué,” 2012 Seoul Nuclear Security Summit.

の他に、欧州委員会の共同研究センター（EC/JRC）は欧州の取組として、欧州連合（EU）加盟国内で発見された核物質及びその他の放射性物質に関して、ドイツ内の超ウラン元素研究所（ITU）で詳細分析・結果の解釈を行っている。またオランダは、核鑑識の技術開発における国際協力を推進するプログラムを展開し、この分野における各国の取組に関する情報の共有、活動の調整、ベストプラクティスの共有、核鑑識に関する専門用語のグロッサリー（用語集）の共有などを目的としたウェブ上のプラットフォームを提供している。また、2012年には、核鑑識の国際机上演習を実施した。

E) キャパシティ・ビルディング及び支援活動

核セキュリティに係る国内のキャパシティ・ビルディング、及びこの分野における国際協力の重要性についての認識の高まりを受け、ワシントン及びソウルでの核セキュリティサミットでは、自国及び地域諸国が核セキュリティに係る様々な訓練を受けることで核セキュリティ能力を向上させることを目的とした中心的拠点（COE）について、ブラジル、中国、フランス、インド、日本、韓国、ロシア、南アフリカ、パキスタン、スイス、英国、オランダ、カザフスタン、米国など多くの国が設立あるいは活動を支援する旨表明した。また地域的な取組として、フランスやスウェーデンは、CBRN（化学、生物、放射性物質、核）リスク低減COE（EU Centres of Excellence on CBRN risk mitigation）の発展を積極的に支援していると述べた。

具体的には、カザフスタンは、核セキュリティ文化の醸成を主眼とし、米エネルギー省との協力の下、カザフスタン地域トレーニングセンター（Kazakhstan Regional Training Centre）を設立し、核物質計量管理、核物質物理的防護、不法取引対抗措置などのトレーニングを提供している。フランスは、放射性防護・核セキュリティ研究所（Institut de Radioprotection et de Sûreté Nucléaire: IRSN）を通して核セキュリティのトレーニングを提供している。また核セキュリティのトレーニング及び研究開発の分野でインド（Global Center for Nuclear Energy Partnership: GCNEP）と協力している。中国は、米エネルギー省との協力の下、国家核セキュリティ・テクノロジー・センター（State Nuclear Security Technology Center: SNSTC）の設立に取り組んでいる。同センターは、2015年から地域トレーニングセンターとして、国内及びアジア諸国の核セキュリティ・核不拡散のキャパシティ・ビルディング活動を展開する予定である。韓国も、やはり米エネルギー省との協力の下、国際核セキュリティ・核不拡散アカデミー（International Nuclear Security and Nonproliferation Academy: INSA）の設立中であり、同アカデミーは2014年2月に完成予定である。完成後は、国内外を対象としての核セキュリティ及び核不拡散のトレーニングを提供することになる。日本は、米エネルギー省との協力の下、2010年12月に日本原子力研究開発機構内に核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（Integrated Support Center for Nuclear Nonproliferation and Nuclear Security: ISCN）を設立し、核セキュリティ及び保障措置に関するトレーニングを国内外で展開している。

このように多くのCOEが設立されることに対して、事前調整がなされることなく同一地域内で同様のセンターが複数設置、あるいは設置が予定されるケースもあるとの問題点も指摘されてきた。このため、活動の重複の回避、情報交換、専門家交流、訓練教材のシェアなどを目的として、IAEAが中心となり24カ国のセンター間のグローバルなネットワークである核セキュリティ訓練・支援センター国際ネットワーク（International Network for Nuclear Security Training and Support Centers: NSTC・NSSC）が2012年に設立された。NSTC・NSSCは、年1度の全体会合と他に年1度の3つのワーキンググループ（WG A：調和と協力、WG B：ベストプラクティス、WG C：情報管理・他の新規事項）による会合での議論を通して、核セキュリティのキャパシティ・ビルディングの能力・効果

の向上を図っている。

このNSTC・NSSCイニシアティブの目的の一つとしてトレーニングの質の標準化があり、IAEAは各国の核セキュリティ・トレーニングのカリキュラム開発などで協力している。その一環として、IAEAとの協力の下、ブラジルは、核セキュリティ支援センター（Nuclear Security Support Center）を設立中であり、パキスタンは、核セキュリティトレーニングセンター（Nuclear Security Training Center）を設立し、主に国内の規制機関（Pakistan Nuclear Regulatory Authority）のスタッフを対象に核セキュリティ・トレーニングを提供している。また、オランダは、やはりIAEAとの協力の下、デルフト工科大学のデルフト研究所（The Reactor Institute Delft of Delft University of Technology）において2012年からIAEAメンバー国を対象に核セキュリティの修士プログラムを提供している。

COE間の活動の調和を通して核セキュリティ・トレーニングの効果を高めることもNSTC・NSSCイニシアティブの目的の一つである。この点で、日本（ISCN）、韓国（INSA）、中国（SNSTC）のトレーニング内容及び対象国が重複することでトレーニング効果が損なわれることが懸念としてある。この懸念を受け、2013年2月よりNSTC・NSSCイニシアティブの下での日中韓のCOE間の調整に向けた取組が始まった。韓国のINSAと中国のSNSTCがまだ設立されていないこともあり²⁶⁰、2013年末時点で、この調整に向けた取組はそれぞれの活動予定について情報を共有することにとどまっているが、今後は各COEのトレーニング内容を特徴づけることで対象を区別化することやトレーニング時期が重ならないように調整することなどが、調整方法の可能性として検討されている。

F) IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金

IAEA理事会は2002年3月、核テロ防止のために実施すべき事業計画として3カ年の「核セキュリティ計画」（Nuclear Security Plan）を承認した。2009年8月には、2010～2013年の第3次活動計画が承認され²⁶¹、実施されている²⁶²。またIAEAは、2002年に核セキュリティ計画の実施のための「核セキュリティ基金」（NSF）を設立し、IAEA加盟国の自発的な資金供与を求めてきた²⁶³。

IAEA年次報告書（2012年）によれば、2012年には新たに次の19カ国（中国、フランス、ロシア、米国、英国、インド、カナダ、ドイツ、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデンなど）及びEUが特別拠出金を供与するなどして、2012年におけるNSFの歳入は2,500万ユーロとなった²⁶⁴。表3-8には、新たに拠出した19カ国を示した。

G) 国際的な取組への参加

2002年のG8カナナスキス・サミットでは「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」（G8GP）が合意され、G8メンバー国（フランス、ドイツ、日本、英国、米国、ロシアなど）に加えて、ドナー参加国（donor participants）として豪州、韓国、スウェーデン、スイスなどが参加し、ロシアにおける非核化支援を中心としたプロジェクトが行われてきた。2013年末時点でG8GPは27のパートナーに拡大した²⁶⁵。

²⁶⁰ 韓国のINSAは2014年2月、中国のSNSTCは2015年に活動を開始する予定。

²⁶¹ GOV/2009/54-GC(53)/18, 17 August 2009.

²⁶² 2013年9月には2014～2017年の第4次計画が承認された。

²⁶³ そこには、核セキュリティにおけるIAEAの役割の増大にもかかわらず、諸プログラムの実施の多くについて外部拠出金に依存せざるを得ない、不安定な予算状況に直面しているという問題点も潜んでいる。

²⁶⁴ “IAEA Annual Report 2012,” p. 71.

²⁶⁵ 以下のメンバー国の中で調査対象国を下線で示す。コアパートナー：米国、カナダ、ドイツ、フランス、イ

2006年7月のG8サントペテルブルク・サミットでは、米露両大統領が「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）」を提唱し、合意された。このイニシアティブの参加国は、核物質その他の放射性物質の物理的防護措置の改善、民生原子力施設のセキュリティの向上、不法移転の検知能力の改善、テロリストに対する財政的支援の防止などを含む8原則「原則に関する声明」を受け入れた上で、この声明で謳われた原則に取り組む。2006年10月のモロッコでの第1回会合以降、「原則に関する声明」の受け入れ国は拡大し、豪州、中国、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、日本、韓国、パキスタン、ロシア、スウェーデン、スイス、英国、米国など85カ国（及び4国際機関のオブザーバー）となっている²⁶⁶。

以上に述べたIPPASなどの核セキュリティに関するIAEA諮問ミッションの受入れ、核鑑識への取組、セキュリティ分野でのキャパシティ・ビルディング及びその支援活動などは核セキュリティのパフォーマンス向上に資するものとして、当該国の核セキュリティ体制を示す指標となる。他方、IAEA核セキュリティ基金への貢献、G8GPやGICNTへの参加は、当該国の核セキュリティ体制整備に対するコミットメントを示すものとして評価できる。

以下の表3-8には、これらの核セキュリティ・イニシアティブへの各国の参加・取組状況を示した。

表3-8：各国の核セキュリティ・イニシアティブへの参加・取組状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	エジプト	ドイツ	インドネシア
IPPASミッション	△	○		○	○				○					○		○
核鑑識への取組		○	○	○	○			○	○		○		○		○	
キャパシティ・ビルディング及び支援活動	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○	
核セキュリティ基金	○	○	○	○	○	○							○		○	
G8グローバル・パートナーシップ	△	○	○	○	○	△			○	△	○	△	○		○	
GICNT	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	

タリア、英国、日本、ロシア、EU。他のメンバー：豪州、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、スウェーデン、スイス、ウクライナ。参加を検討中の国：アルゼンチン、オーストリア、ブラジル、チリ、中国、インド、クウェイト、モロッコ、カタール、サウジ・アラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、トルコ、UAE、ヨルダン。

²⁶⁶ 米務省ホームページ（<http://www.state.gov/t/isn/c37083.htm>）を参照。GICNTの重要な多国間会合、ワークショップ及び演習については、米務省のホームページ（<http://www.state.gov/documents/organization/172982.pdf>）も参照。

	イラン	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
IPPASミッション	○	△	○	△	○	○	○	○		○	○		○		
核鑑識への取組		○		○		○		○	○	○	○		○		
キャパシティ・ビルディング及び支援活動		○	○	○		○		○	○		○				
核セキュリティ基金				○		○	○	○		○					
G8グローバル・パートナーシップ		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○			△	
GICNT		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	

IPPAS：受入れを予定もしくは関連したワークショップを開催した場合には△とする。

G8グローバル・パートナーシップ：参加を検討中の国を△とする。

第2部 評価書

本「評価書」は、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの各分野における調査対象国の取組状況について、調査・分析の結果を取りまとめた「報告書」をもとに、これを評価し、数値化することを試みたものである。

これらの分野における各国の取組状況を評価すると言っても、核兵器国と非核兵器国とでは、核兵器への関わり方が異なることから分かるように、様々な立場にある調査対象国すべてを同一のものさしで評価することは困難である。

そこで、『ひろしまレポート』では、次の表のとおり、調査対象国を一定のグループに区分し、そのグループごとに配分される評点やそれを合計した最高評点自体が異なる方法を採用した。

その上で、各分野における各国の取組状況の相対性を表すための手法の一つとして、調査対象国の評点率（評点／最高評点）を算出し、その結果を分野ごとにグラフ化した。

【区分別最高評点一覧】

(単位:点)

グループ	(1) 核兵器国	(2) 核兵器不拡散条約 (NPT) 非締約国	(3) 非核兵器国	(4) その他
分野	中国、フランス、ロシア、英国、米国 (5カ国)	インド、イスラエル、パキスタン (3カ国)	豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、UAE (22カ国)	北朝鮮*
核軍縮	94	91	39	91
核不拡散	47	43	61	61
核セキュリティ	41	41	41	41

※ 北朝鮮については、1993年及び2003年のNPT脱退宣言により、同国の条約上の地位が明確でないこと、2006年、2009年、2013年の3度の核実験を行い、核兵器の保有を明言していることから、「その他」と整理した。

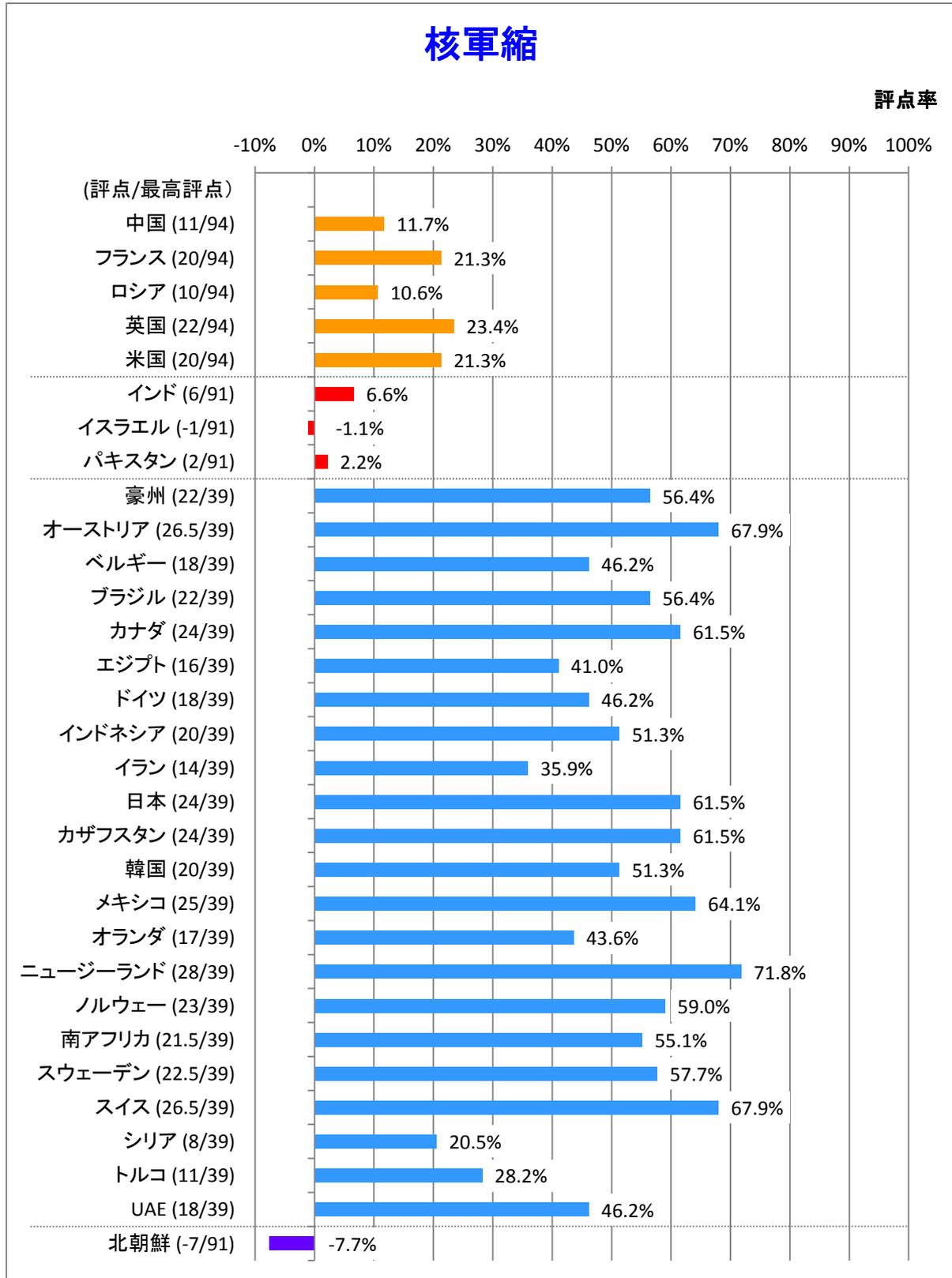
さらに、核兵器国については、次のとおり、核軍縮の分野における6つのポイントを掲げ、各ポイントに対応する項目の評価を整理し、レーダーチャート（クモの巣グラフ）の形で示すことにより、より多角的な分析を行った。

【6つのポイントと評価項目の関係】

	6つのポイント	評価項目
i	核兵器保有数	核兵器の保有数
ii	核兵器削減状況	核兵器の削減状況
iii	「核兵器のない世界」に向けた取組 (コミットメント)	核兵器のない世界に向けた取組、軍縮・不拡散教育・市民社会との連携、広島での平和記念式典への参列
iv	運用政策	核兵器の役割低減、警戒態勢の緩和
v	関連多国間条約の署名・批准状況、交渉への対応等	包括的核実験禁止条約 (CTBT)、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)
vi	透明性	透明性、検証措置、不可逆性

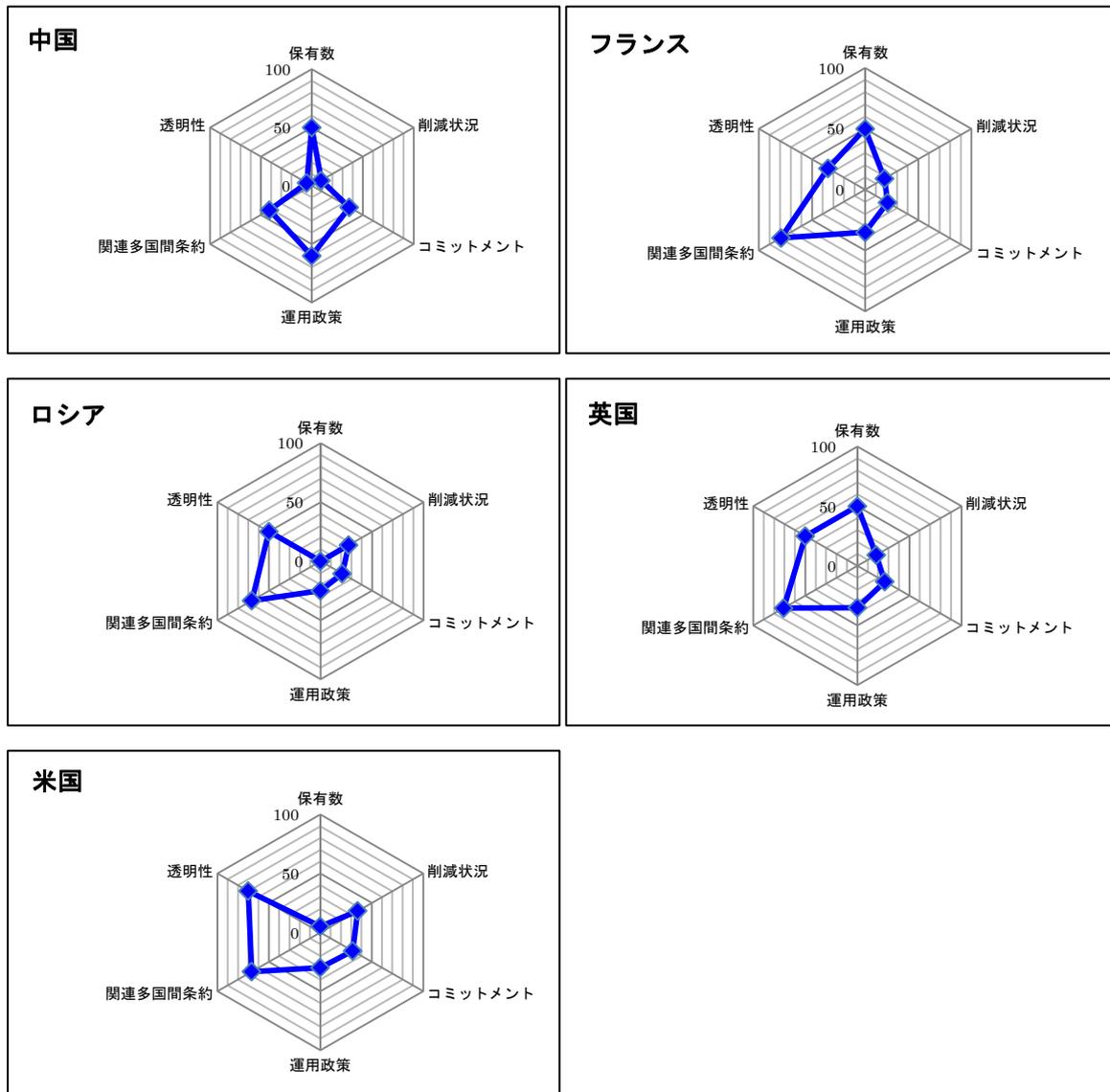
1. 各分野別の取組状況

(1) 核軍縮

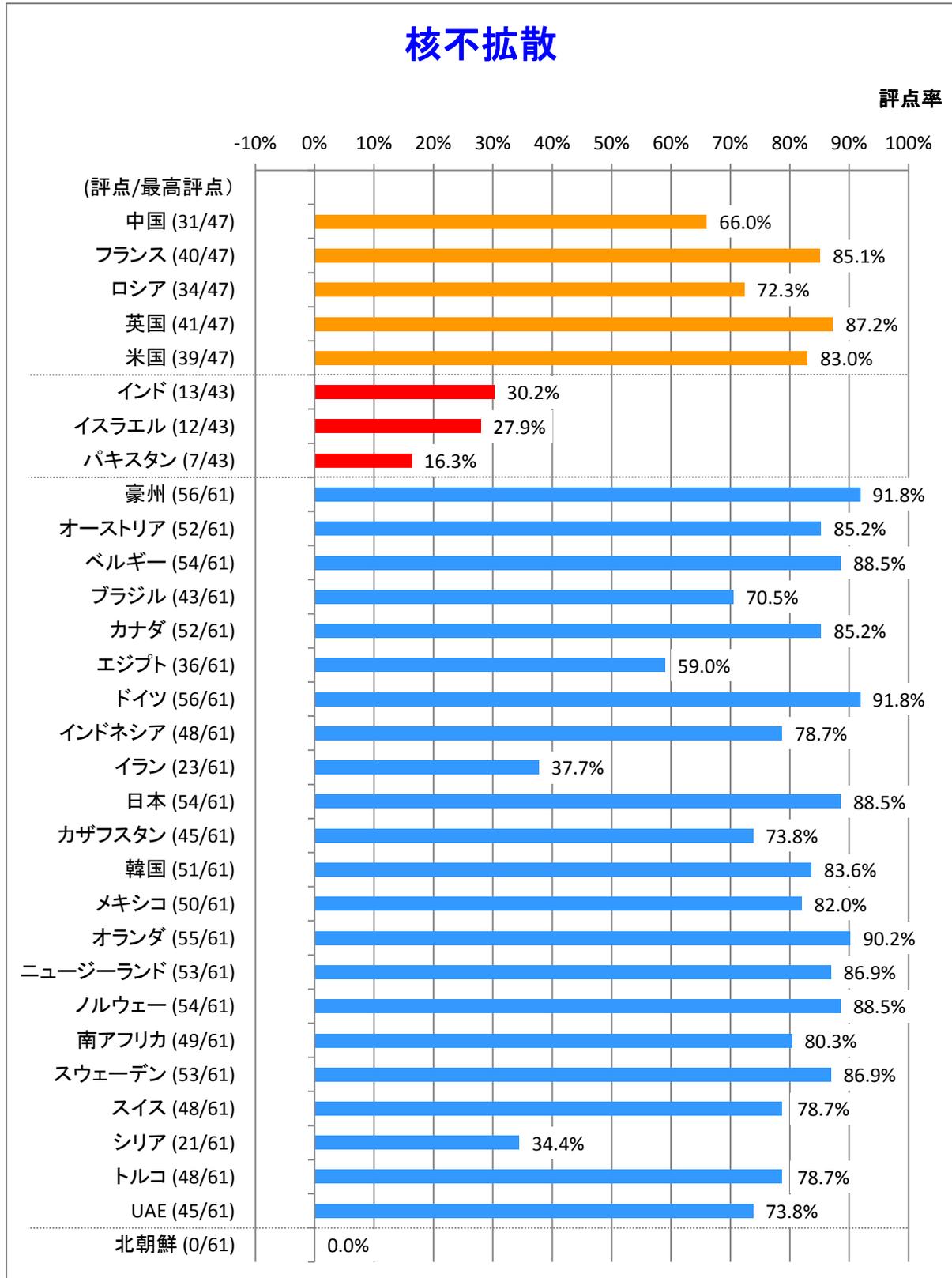


核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

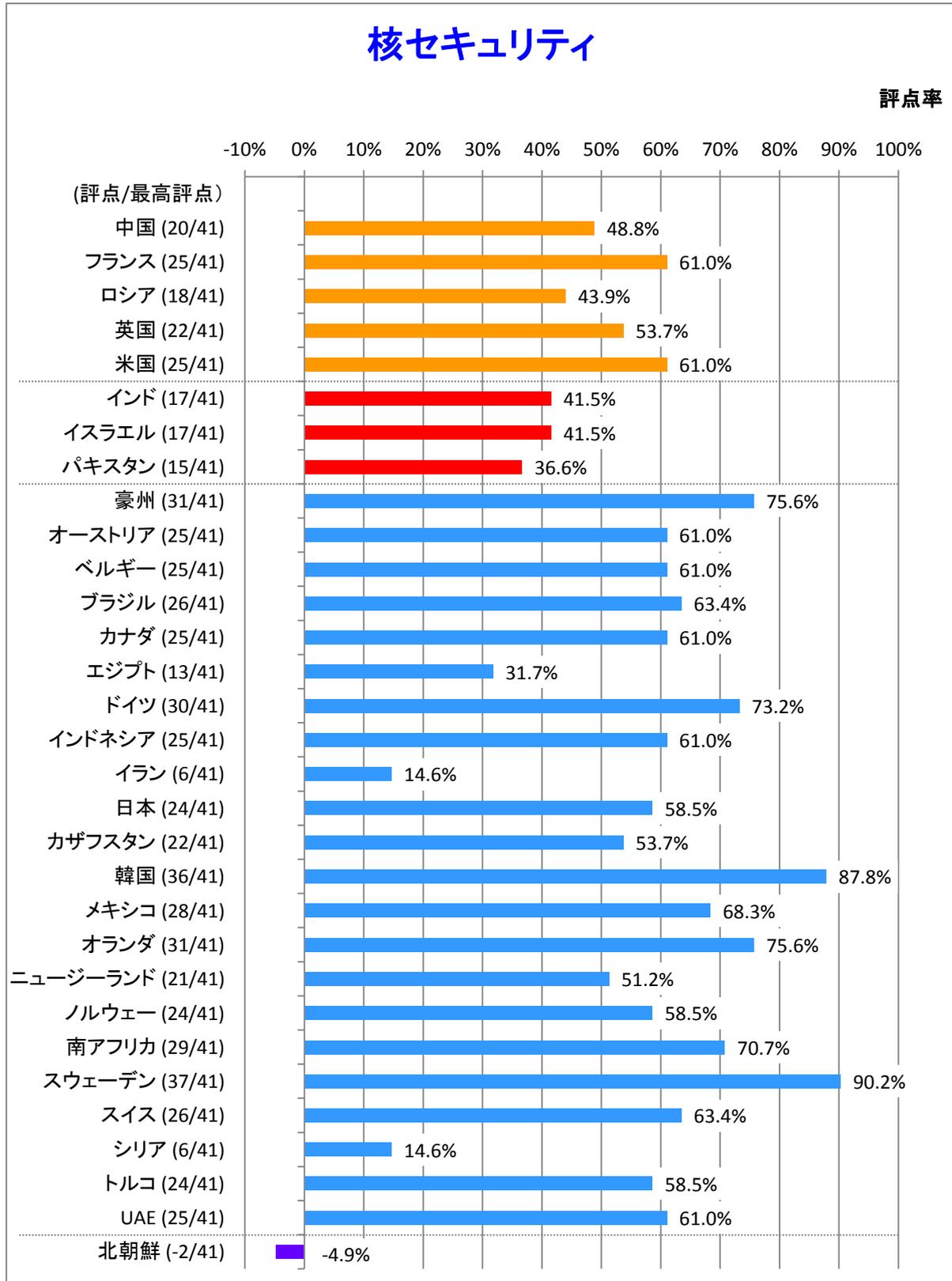
核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器なき世界」へ向けた取組（コミットメント）の強化、核戦力等に関する透明性の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記のようなになる。中国については、削減への取組及び透明性、フランスについては透明性、ロシア及び米国については核戦力の更なる削減について改善の余地があると言えよう。英国は、全体的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることが窺える。



(2) 核不拡散



(3) 核セキュリティ



2. 国別評価

(1) 核兵器国

中国

約 250 発の核弾頭を保有していると見積もられ、核戦力の近代化を積極的に推進している。5 核兵器国の中で唯一、核兵器の削減には取り組んでいない。核兵器の先行不使用、並びに非核兵器国への無条件の消極的安全保証を宣言し、意図の透明性が重要であると主張する一方、核戦力など能力面での透明性に欠ける。CTBT 批准も実現していない。核不拡散分野では、輸出管理の実施に懸念がもたれてきた。核セキュリティ分野では、INFCIRC/225/Rev.5 を国内実施体制に反映する取組が行われている。

(1) 核軍縮 評点 11/94

項目	観点別評価	評点	
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	-10/-20	
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6	
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2	
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3	
	核兵器の人道的結末	0/3	
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	0/15	
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3	
	核兵器能力の強化・近代化の動向	2/4	
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8	
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	3/3	
	消極的安全保証	2/2	
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	3/3	
	拡大核抑止への依存	—	
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	3/4	
	包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	2/4
		発効までの核爆発実験モラトリアム	2/3
		包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	1/2
		CTBT 検証システム発展への貢献	1/2
核実験の実施	-1/-3		
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5	
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	1/3	
	検証措置の開発に対する貢献	0/2	
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	1/6	
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3	
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1	
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/3	
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/3	
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2	
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	0/2	
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4	
広島を平和記念式典	出席状況	0/1	

(2) 核不拡散 評点 31/47

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	—
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	3/3
	追加議定書の署名・批准・実施	3/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	3/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	1/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 20/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-10/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発一核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	1/3

フランス

自国の核弾頭数の上限を 300 発とし、核戦力の削減も進めている。他方、核ドクトリンや条件付き消極的安全保証などに変更はなく、核兵器の役割の低減は必ずしも進んでいない。核不拡散及び核セキュリティについては、関連する条約や措置の受諾及び実施をはじめとして、積極的に取り組んでいる。

(1) 核軍縮 評点 20/94

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	-10/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	0/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	1/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	3/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	1/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	3/3
	拡大核抑止への依存	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	2/4
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	3/3
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	-1/-3
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	2/3
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	3/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	2/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	1/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 40/47

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	—
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	3/3
	追加議定書の署名・批准・実施	3/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	2/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-12/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

ロシア

米国とともに新戦略兵器削減条約(新 START)の下で戦略核兵器の削減を進めているが、依然として約 8,500 発の核弾頭を保有するとみられる。また、大陸間弾道ミサイル(ICBM)及び潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の近代化と更新を進めている。軍事目的に必要ないとされた 500 トンの高濃縮ウラン(HEU)を低濃縮ウラン(LEU)に希釈して米国に売却するプロジェクトが完了した。民生利用における HEU の最小限化など核セキュリティの強化に取り組んでいるが、依然として世界で最大規模の兵器利用可能な核分裂性物質を保有している。

(1) 核軍縮 評点 10/94

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数(推計)	(核兵器国)	-20/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	0/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	3/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	3/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	1/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	2/3
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	1/4
包括的核実験禁止条約(CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	2/3
	包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	-1/-3
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	3/3
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	2/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	3/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	2/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	2/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島での平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 34/47

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	—
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	3/3
	追加議定書の署名・批准・実施	3/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	4/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 18/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-16/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

英国

225 発の核弾頭を保有していると見積もられている。核兵器を漸進的に削減し、一部の核弾頭については解体も進めている。他方、ヴァンガード級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）更新問題として、英国が今後保有する核戦力のオプションが検討されている。核不拡散及び核セキュリティには、関連する条約や措置の受諾及び実施など、引き続き積極的に取り組んでいる。

（1）核軍縮 評点 22/94

項目	観点別評価	評点	
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-10/-20	
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6	
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2	
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3	
	核兵器の人道的結末	0/3	
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	1/15	
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3	
	核兵器能力の強化・近代化の動向	3/4	
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8	
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3	
	消極的安全保証	1/2	
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	3/3	
警戒態勢の低減	拡大核抑止への依存	—	
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	2/4	
	署名・批准	4/4	
	発効までの核爆発実験モラトリアム	2/3	
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2	
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2	
包括的核実験禁止条約（CTBT）	核実験の実施	-1/-3	
	兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	2/3	
	検証措置の開発に対する貢献	1/2	
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	4/6	
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3	
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	1/1	
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	1/3	
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	2/3	
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2	
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	1/2	
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	2/4	
広島平和記念式典	出席状況	1/1	

(2) 核不拡散 評点 41/47

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	—
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	3/3
	追加議定書の署名・批准・実施	3/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	1/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	2/2

(3) 核セキュリティ 評点 22/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-12/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発一核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

米国

ロシアに次ぐ規模の 7,700 発の核弾頭を保有していると見積もられている。新 START の下で戦略核兵器の削減を進めている。6 月には、新 START のレベルから配備戦略核兵器の最大 3 分の 1 の削減を目指すとして発表した。他方、核運用戦略報告では、必ずしも核兵器の役割を低減する新たな措置が盛り込まれたわけではなかった。また CTBT 批准も実現していない。核不拡散及び核セキュリティには、引き続き積極的に取り組んでおり、国際社会における取組をリードしている。

(1) 核軍縮 評点 20/94

項目	観点別評価	評点	
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	-19/-20	
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6	
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2	
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3	
	核兵器の人道的結末	0/3	
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	3/15	
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	2/3	
	核兵器能力の強化・近代化の動向	3/4	
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8	
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	2/3	
	消極的安全保証	1/2	
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	1/3	
警戒態勢の低減	拡大核抑止への依存	—	
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	1/4	
	包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	2/4
		発効までの核爆発実験モラトリアム	2/3
		包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
		CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
核実験の実施		-1/-3	
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5	
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	2/3	
	検証措置の開発に対する貢献	1/2	
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	4/6	
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	3/3	
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	1/1	
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	1/3	
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	2/3	
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2	
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	2/2	
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	2/4	
広島平和記念式典	出席状況	1/1	

(2) 核不拡散 評点 39/47

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	—
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	3/3
	追加議定書の署名・批准・実施	3/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-12/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	5/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

(2) NPT非締約国

インド

昨年の推計値から 10 発程度増えて 90~110 発の核兵器を保有し、ICBM 及び SLBM の開発、兵器用核分裂性物質の生産を継続しているとみられる。核実験モラトリアムを宣言しているが、CTBT には依然として署名していない。NPT 非締約国の中では相対的によい評価を収めた。

(1) 核軍縮 評点 6/91

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	-8/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の人道的結末	1/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	0/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	2/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	3/3
	消極的安全保証	2/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	3/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	0/4
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/3
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	0/2
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	-1/-3
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	1/5
	検証措置の開発に対する貢献	0/3
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	0/2
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	1/6
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/3
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/1
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	0/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 13/43

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	0/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	2/3
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	2/3
	追加議定書の署名・批准・実施	1/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	4/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	—
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 17/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-8/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	1/3

イスラエル

NPT に加入せず、80 発程度の核兵器を保有しているとみられるが、自国の核保有について一貫して核の「曖昧政策」（核保有を肯定も否定もしない政策）をとっていることもあり、核軍縮に関する評点は低いものに留まった。CTBT についても批准していない。前年に続き、国際協力への参加などの面で評価が低いことを除けば、核セキュリティにおけるパフォーマンスは相対的に高かった。

(1) 核軍縮 評点-1/91

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-6/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	1/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	0/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	0/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	2/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	0/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	2/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	0/3
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	-1/-3
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	0/3
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	0/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	0/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 12/43

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	0/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	3/3
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	1/3
	追加議定書の署名・批准・実施	0/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	—
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	0/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 17/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	1/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	3/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発一核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	1/3

パキスタン

昨年の推計値から 10 発程度増えて 100～120 発の核兵器を保有していると見積もられ、短・中距離弾道ミサイル開発を積極的に推進しているとみられる。核実験モラトリアムを宣言しているが、CTBT には依然として署名していない。またジュネーブ軍縮会議（CD）における FMCT の早期交渉開始を妨げている。輸出管理の実施をどれだけ厳格かつ成功裏に実施しているかも明確ではない。

(1) 核軍縮 評点 2/91

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-8/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	3/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	1/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	0/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	2/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	2/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	3/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	0/4
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/3
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	0/2
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	-1/-3
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	1/5
	検証措置の開発に対する貢献	0/3
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	0/2
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	1/6
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/3
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/1
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/3
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	0/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	0/2
広島平和記念式典	出席状況	0/4
		1/1

(2) 核不拡散 評点 7/43

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	0/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	2/3
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	1/3
	追加議定書の署名・批准・実施	0/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	2/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	0/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	—
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 15/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-6/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	0/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	1/3

(3) 非核兵器国

豪州

核不拡散をはじめとしていずれの分野でも積極的な取組を行っている。国連総会第一委員会では、「核兵器の人道的結末」に関して、安全保障上の懸念からニュージーランドが主導した声明には賛同できないが、核兵器の人道的結末の重要性では意見が一致する国々（主として米国の同盟国）などが賛成可能な声明の策定を主導した。

(1) 核軍縮 評点 22/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
警戒態勢の低減	拡大核抑止への依存	-3/-5
	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	2/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 56/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	1/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 31/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

オーストリア

「核軍縮に関するハイレベル会合」開催のイニシアティブや市民社会との連携をはじめとして、核軍縮の推進に積極的に取り組んでいる。核不拡散及び核セキュリティについても、後者についての国際協力への参加の度合いは相対的に低いものの、関連条約・措置などへの参加、義務の履行を行っている。

(1) 核軍縮 評点 26.5/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	3/4
広島平和記念式典	出席状況	0.5/1

(2) 核不拡散 評点 52/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	1/3

ベルギー

いずれの分野でも、関連条約・措置への参加及び遵守をはじめとして、積極的な取組を行っている。他方で、拡大抑止への依存の点では、北大西洋条約機構（NATO）の核シェアリング政策の一環で米国の非戦略核兵器が配備されている。

（１）核軍縮 評点 18/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-5/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島への平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 54/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発一核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

ブラジル

NPT 準備委員会、国連総会をはじめとする関連する諸会合で、核軍縮の推進を積極的に主張している。核不拡散義務を遵守しているが、国際原子力機関（IAEA）追加議定書の受諾には消極的である。核セキュリティについては、関連条約への加入や国内実施体制の確立を行う一方で、国際協力への参加の度合いは高くない。

(1) 核軍縮 評点 22/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
核兵器の削減	核兵器の人道的結末	3/3
	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
警戒態勢の低減	拡大核抑止への依存	0/5
包括的核実験禁止条約（CTBT）	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	核実験の実施	—
	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
透明性	検証措置の開発に対する貢献	0/2
	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 43/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	0/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 26/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	3/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	1/3

カナダ

いずれの分野でも積極的に取り組んでいる。とりわけ FMCT に関しては、2014 年に開始される政府専門家会合の設置についてイニシアティブを取るとともに、条約に含まれるべき内容や論点についての議論の喚起も行ってきた。核軍縮に関する市民社会との連携にも積極的である。

(1) 核軍縮 評点 24/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-3/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	4/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	3/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 52/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

エジプト

中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けて、積極的にイニシアティブを取ってきた。他方、IAEA 追加議定書を締結していない。また輸出管理の実施状況について確認できる情報も得られていない。核セキュリティに係る関連条約への加入、あるいは国内措置の実施や強化にも課題が残る。

(1) 核軍縮 評点 16/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	2/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 36/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	1/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	0/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	1/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 13/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	0/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	1/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	0/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	0/3

ドイツ

いずれの分野でも、関連条約・措置への参加及び遵守をはじめとして、積極的な取組を行っている。他方で、拡大抑止への依存の点では、NATOの核シェアリング政策の一環で米国の非戦略核兵器が配備されている。

(1) 核軍縮 評点 18/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-5/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	3/4
広島の平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 56/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	2/2

(3) 核セキュリティ 評点 30/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

インドネシア

NPT 準備委員会など核軍縮に関する諸会合で、核軍縮の推進を積極的に提唱してきた。非同盟運動（NAM）諸国が IAEA 追加議定書の受け入れに積極的ではない中で、インドネシアはこれを締結している。核セキュリティに係る国内実施体制の整備を着実に進めている。他方、輸出管理については、汎用品に関するリストを整備しておらず、キャッチオール規制も行っていない。

（1）核軍縮 評点 20/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
警戒態勢の低減	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
核実験の実施	核実験の実施	—
	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
	透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	0/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 48/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	1/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	0/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	0/3

イラン

11月にEU3+3と「共同行動計画」に合意するなど、イラン核問題の解決に向けた好ましい動きが見られた。他方、依然としてIAEA保障措置協定義務違反問題は解消されていない。イランによるCTBT及びIAEA追加議定書の批准は実現しておらず、輸出管理の実施にも課題が残る。関連条約の締結や国内実施体制の確立など核セキュリティに係る取組にも積極的だとは言えない。

(1) 核軍縮 評点 14/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
警戒態勢の低減	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
	署名・批准	2/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	0/2
	CTBT検証システム発展への貢献	1/2
核実験の実施	核実験の実施	—
	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
	透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質に対するIAEA査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要なとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	0/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 23/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	3/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	1/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	0/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	0/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	0/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	1/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 6/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	0/3
	核テロ防止条約	0/2
	原子力安全条約	0/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発一核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	0/3

日本

核軍縮・不拡散の推進・強化を主導する国の一つとして、核軍縮の提唱、CTBTの発効促進、軍縮・不拡散教育の実施、IAEA保障措置や輸出管理の強化など、いずれの分野でも積極的な取組を行っている。アジア諸国への活発なアウトリーチ活動も継続している。国連総会第一委員会で「核兵器の人道的結末」に関する2つの共同声明に参加した。

(1) 核軍縮 評点 24/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数(推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-3/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約(CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会との協力	2/2
	CTBT検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対するIAEA査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	3/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 54/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	2/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 24/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-8/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

カザフスタン

核実験廃絶（ATOM: Abolish Testing, Our Mission）プロジェクトの立ちあげにイニシアティブをとるなど、CTBT に関して積極的に貢献してきた。いずれの分野でも、関連条約への加入や国内実施体制の整備などを着実に実施している。

（１）核軍縮 評点 24/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島の平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 45/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 22/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発一核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

韓国

核セキュリティに関して、関連条約への加入、国内実施体制の整備、国際協力への参加などを着実に実施しており、高い評価を得た。核軍縮及び不拡散についても、着実に取るべき措置を実施している。他方、豪州が主導した「核兵器の人道的結末に関する共同声明」には参加しなかった。

(1) 核軍縮 評点 20/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	1/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-3/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 51/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 36/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

メキシコ

NPT 準備委員会や国連総会などで核軍縮の推進を積極的に提唱し、他の分野でも必要な措置を着実に実施している。「核兵器の人道的影響」に関する2回目の国際会議を2014年2月に開催すると発表した。核セキュリティに関しては、米国起源のすべてのHEUを返還した。

(1) 核軍縮 評点 25/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数(推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約(CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対するIAEA査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 50/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 28/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

オランダ

いずれの分野でも積極的な取組を行っている。2014年3月に第3回核セキュリティサミットを主催する。また、核鑑識の技術開発における国際協力を推進するプログラムを展開している。他方、拡大抑止への依存の点では、NATOの核シェアリング政策の一環で米国の非戦略核兵器が配備されている。

(1) 核軍縮 評点 17/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数(推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-5/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島の平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 55/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 31/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発一核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

ニュージーランド

国連総会など様々な場で、核軍縮の推進を積極的に提唱している。国連総会第一委員会では、「核兵器の人道的結末」に関する共同声明の策定を主導した。相対的に、3つの分野の中では、関連条約への加入など核セキュリティの実施に若干の課題が残った。

(1) 核軍縮 評点 28/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	3/4
広島の平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 53/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 21/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	0/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

ノルウェー

核軍縮、核不拡散及び核セキュリティのいずれの分野でも積極的に取り組んでいる。NATO 加盟国として拡大核抑止の下にある一方、「核兵器の人道的結末」の問題を重視し、2013年3月には「核兵器の人道的影響に関する国際会議」を主催した。

(1) 核軍縮 評点 23/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-3/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	1/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島を平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 54/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 24/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発一核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

南アフリカ

核問題に関連する諸条約への加入及び遵守をはじめとして、いずれの分野でも必要な措置を着実に実施している。他方、IAEA 保障措置や核セキュリティに関して、国際協力への参加には相対的に課題が残る。

(1) 核軍縮 評点 21.5/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島を平和記念式典	出席状況	0.5/1

(2) 核不拡散 評点 49/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 29/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	1/3

スウェーデン

核不拡散及び核セキュリティを積極的に実施し、核軍縮の推進を積極的に提唱している。とりわけ核セキュリティについては、関連する諸条約への加入、国内実施体制の整備、国際協力への参加のいずれについても、高い評点を得た。

(1) 核軍縮 評点 22.5/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	0.5/1

(2) 核不拡散 評点 53/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 37/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発一核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

スイス

国連総会やNPT準備委員会など様々な場で核軍縮の推進を積極的に提唱してきた。市民社会との連携にも積極的である。核兵器のための投資を制限する国内法を制定している。核不拡散及び核セキュリティについても、取るべき措置を着実に実施している。

(1) 核軍縮 評点 26.5/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要なないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要なないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	3/4
広島を平和記念式典	出席状況	0.5/1

(2) 核不拡散 評点 48/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 26/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	3/3

シリア

IAEA 保障措置協定違反問題は依然として解決していない。CTBT に署名せず、多くの核セキュリティ関連条約にも加入していないこと、IAEA 追加議定書を締結していないこと、適切な輸出管理を実施していないことなどをはじめとして、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティのいずれの分野でも積極的な取組は見られなかった。

(1) 核軍縮 評点 8/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	0/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	0/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	0/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	0/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	0/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 21/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	4/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	0/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	0/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	0/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	0/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	0/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 6/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	0/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	1/2
	原子力事故早期通報条約	1/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	1/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	0/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	0/3

トルコ

核軍縮については、他の非核兵器国と比べると必ずしも積極的だとは言えない。拡大抑止への依存の点では、NATOの核シェアリング政策の一環で米国の非戦略核兵器が配備されている。核セキュリティに係る条約への加入や国際協力への参加に若干の課題は残るものの、核不拡散及び核セキュリティには着実に取り組んでいる。

(1) 核軍縮 評点 11/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数(推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-5/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 48/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 24/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発一核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	1/3

アラブ首長国連邦 (UAE)

輸出管理に関して、キャッチオール規制を規定しているが、実際にどれだけ実効的に運用されているかは明確ではない。また、核セキュリティに関連する条約への加入は進んでいるが、国際協力への参加に課題が残る。2013年1～2月にPSIに関する阻止訓練を米国と共催した。

(1) 核軍縮 評点 18/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	—
兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 45/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	3/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	1/3

(4) その他

北朝鮮

2013年2月に3回目の核実験を実施し、核抑止能力の維持を強調している。2003年に脱退を表明したNPTをはじめとして、いずれの分野でも核に関する国際的な条約、義務あるいは規範をほとんど受け入れていない。

(1) 核軍縮 評点-7/91

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数(推計)	(核兵器国)	-5/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
核兵器の削減	核兵器の人道的結末	0/3
	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	0/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	核兵器能力の強化・近代化の動向	0/4
	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	1/2
警戒態勢の低減	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	—
包括的核実験禁止条約(CTBT)	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	3/4
	署名・批准	0/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	0/3
	包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会との協力	0/2
	CTBT検証システム発展への貢献	0/2
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)	核実験の実施	-3/-3
	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	0/5
	兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	0/3
透明性	検証措置の開発に対する貢献	0/2
	核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	0/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対するIAEA査察の実施	0/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	0/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	0/4
広島平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 0/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	0/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	0/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	0/4
	追加議定書の署名・批准	0/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	0/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	0/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	0/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	0/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点-2/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	0/3
	核テロ防止条約	0/2
	原子力安全条約	0/2
	原子力事故早期通報条約	1/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	1/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	1/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	0/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティ・サミットなどへの参加	0/3

略語表

略語	英語表記	日本語表記
ALCM	Air Launch Cruise Missile	空中発射巡航ミサイル
AG	Australia Group	オーストラリア・グループ
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
ASTOP	Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation	アジア不拡散協議
ATM	Atmospheric Transport Model	大気輸送モデル
AWE	Atomic Weapons Establishment	原子兵器エスタブリッシュメント
CBRN	Chemical, Biological, Radiological, Nuclear	化学、生物、放射性物質、核
CD	Conference on Disarmament	ジュネーブ軍縮会議
COE	Center of Excellence	中心的拠点
CTBT	Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty	包括的核実験禁止条約
CTBTO	CTBT Organization	包括的核実験禁止条約機関
CTR	Cooperative Threat Reduction	協調的脅威削減
CWC	Chemical Weapons Convention	化学兵器禁止条約
DBT	Design Basis Threat	設計基礎脅威
DCA	Dual-Capable Aircraft	両用航空機
DDPR	Deterrence and Defense Posture Review	抑止・防衛態勢見直し
DIA	Defense Intelligence Agency	防衛情報局
EU	European Union	欧州連合
EURATOM	European Atomic Energy Community	欧州原子力共同体
FMCT	Fissile Material Cut-Off Treaty	兵器用核分裂性物質生産禁止条約
G8GP	G8 Global Partnership	G8グローバルパートナーシップ
GEM	Group of Eminent Persons	賢人会議
GGE	Group of Governmental Experts	政府専門家グループ
GICNT	Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism	核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ
GTRI	Global Threat Reduction Initiative	グローバル脅威削減イニシアティブ
HEU	Highly Enriched Uranium	高濃縮ウラン
HLPM	High Level Political Meeting	ハイレベル政治会合
IAEA	International Atomic Energy Agency	国際原子力機関
ICAN	International Campaign to Abolish Nuclear Weapons	核兵器廃絶国際キャンペーン
ICBM	Inter-Continental Ballistic Missile	大陸間弾道ミサイル
ICC	International Criminal Court	国際刑事裁判所
ICJ	International Court of Justice	国際司法裁判所
ICNND	International Commission on Nuclear Non-proliferation and Disarmament	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会
IMS	International Monitoring System	国際監視制度
INF	Intermediate-range Nuclear Forces	中距離核戦力
INSServ	International Nuclear Security Advisory Service	国際核セキュリティ諮問サービス
INTERPOL	International Criminal Police Organization	国際刑事警察機構
IOC	Initial Operational Capability	初期運用能力
IPFM	International Panel on Fissile Materials	核分裂性物質国際パネル

略語	英語表記	日本語表記
IPPAS	International Physical Protection Advisory Service	国際核防護諮問サービス
ISIS	Institute for Science and International Security	科学・国際安全保障研究所
ITDB	Illicit Trafficking Database	IAEA不正取引データベース
ITWG	Nuclear Forensics International Technical Working Group	核鑑識に関する国際技術ワーキンググループ
LEU	Low Enriched Uranium	低濃縮ウラン
LOF	Locations outside Facilities	施設外の場所
LOW	Launch on Warning	警報即発射
LUA	Launch under Attack	攻撃下発射
MaRV	Maneuverable Reentry Vehicle	機動性弾頭
MD	Missile Defense	ミサイル防衛
MFFF	Mixed Oxide Fuel Fabrication Facility	混合酸化燃料製造施設
MIRV	Multiple Independently-targetable Reentry Vehicle	複数個別誘導弾頭
MOX	Mixed Oxide	混合酸化物
MTCR	Missile Technology Control Regime	ミサイル技術管理レジーム
NAC	New Agenda Coalition	新アジェンダ連合
NAM	Non-Aligned Movement	非同盟運動
NATO	North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
NNSA	National Nuclear Security Administration	国家核安全保障局
NPR	Nuclear Posture Review	核態勢見直し
NPDI	Non-Proliferation and Disarmament Initiative	軍縮・不拡散イニシアティブ
NPEG	Non-Proliferation Experts Group	G8核不拡散専門家グループ
NPT	Nuclear Non-Proliferation Treaty	核兵器不拡散条約
NSF	Nuclear Security Fund	核セキュリティ基金
NSG	Nuclear Suppliers Group	原子力供給国グループ
NSTC/NSSC	International Network for Nuclear Security Training and Support Centers	核セキュリティ訓練・支援センター国際ネットワーク
NTI	Nuclear Threat Initiative	核脅威イニシアティブ
OEWG	Open-Ended Working Group	オープンエンド作業グループ
PSI	Proliferation Security Initiative	拡散に対する安全保障構想
SIPRI	Stockholm International Peace Research Institute	ストックホルム国際平和研究所
SIR	Safeguards Implementation Report	保障措置実施報告
SLBM	Submarine Launched Ballistic Missile	潜水艦発射弾道ミサイル
SLN	Sandia National Laboratories	サンディア国立研究所
SRBM	Short-Range Ballistic Missile	短距離弾道ミサイル
SSBN	Ballistic Missile Submarine Nuclear-Powered	弾道ミサイル搭載原子力潜水艦
SSGN	Cruise missile submarine	巡航ミサイル原子力潜水艦
SSN	Attack Submarines	攻撃型原子力潜水艦
SSP	Stockpile Stewardship Program	核備蓄管理計画
START	Strategic Arms Reduction Treaty (Talks)	戦略兵器削減条約（交渉）
TRR	Tehran Research Reactor	テヘラン研究炉
WA	Wassenaar Arrangement	ワッセナー・アレンジメント
WCO	World Customs Organization	世界税関機構
WMD	Weapons of Mass Destruction	大量破壊兵器